



344
136



始



344
136

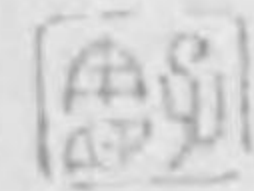
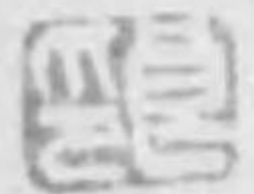
産業統計の實際



沈氏印

政在
時在

子之



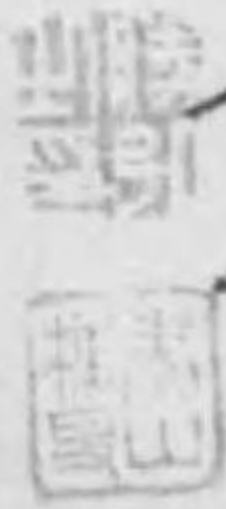
大元
2. 1. 15
內交



富勢
國治
子之志書



親從書
王君高培弘生



會同設計院水利部計列
紀念書

大正元年九月一日縣統計講習會に於ける
告森知事の告辞

此の度第二回統計講習會をこゝに開會するにあたり。時は殘暑の候に拘はらず續々申込みありて四百四十餘名の多數を得るに到りたるは諸君かこの統計の上に於て大に興味を感するにいたりたる結果に外ならずと喜びに堪へぬ次第である。

講師として内閣統計局審査官たる高橋君、農務省屬の細野君に依頼したり。高橋君は本縣の出身にしてこの統計のことにつきては智識經驗何れも長せられ既に三十餘回の講習を重ねられて居るこの道に熟練卓越したる方によりて講習せらるる諸君は實に幸福である。

元來統計のことは意味深遠にして多方面に關係するところのものにして凡何事を問はず統計を根本にせざるものなし然るに従來動もすれば閑却せらるゝものはその事たるや調査に甚たしき手数を要ししかも地味なる仕事なる故なり若し能く熱心に斯道を研究し其成績を擧ぐるに勉むれば實に趣味の津々たるものなり。

統計の事たるや古に於て存在したり昔の兵家か「彼れを知り已れを知らば百戰百勝なり」と言へり彼を知るは何そや即ち彼敵國の兵數を知り兵器を知り糧食を知り金力を知る等總て彼の狀勢を知るの事にして已を知るは彼に對し已の狀勢を知り彼我を對照し彼か不備を衝き其の不足を攻むれば百戰

して百勝するを得。それから戦はずして人の兵を屈するものは善の善なる者なりともあり。彼我の對照明かにして其狀勢即ち總ての計數に於て悉く我優勝なれば彼は敢て抗すべからざるを知りて屈すを云ふ古より斯の如く兵を用ゆるには先づ彼我の狀勢を審かにするの必要を説けり。狀勢を審かにせんご欲せは悉く計數に依らざるべからず。統計の必要は古より然り。況んや今日文明の世界に於て戦をなさんご欲せは列國皆先づ相手の總ての方面の計數を調査するに汲々たり。若しその調査に於て彼我の狀勢即ち兵數器械金力等の比較明かなれば勝敗の數豫め決するもの、如し併し乍ら人の勇怯の如きは計數を以て知るべからず。故に計數以外に日本は日本魂と云ふ精神を以て戰勝したるあり。雖も是等は稀有に屬し大槪計數に據らざるもの少し。故に兵を用ゆるに於ても統計の精確を必要とす。夫の平和の戰爭たる貿易の上にも彼我生産の狀態その他種々なる方面より數的に調査を遂げされば貿易場裡に勝を制すべからず。其他教育上衛生上等に於てもすべて監督指導獎勵上に於て緩急を計り寬嚴を定め疾徐を制する等一に精確なる統計に基かさるべからず。まして生産上のごときは最も統計によらざるべからず。嘗て農商務大臣か地方生産の方針を確定すべきを訓示せられたり。是れ最も必要の事にして苟も確定の方針なく當事者の異動により時々方針變更するか如きは以て眞正の進歩を見るべからざるなり。爾來各地方に於て方針を定むることに勉むると雖も本縣は謂へらく生産の方針を定めんと欲せば先づ生産の調査を爲さるべからず。苟も精確なる調査なくして強て方針を定めんと欲せば必ずや基礎鞏固なすして將來を

誤る事なし。ごせず爰に於てか一昨年生産調査の方針を立之を發表せしなり。生産調査は町村に手數をかけて誠に迷惑ならんもこの結果かやかて國家の將來、縣の將來、郡町村の前途に有益なりと思はる。その迷惑は些々たるものなるべし。

苟も生産調査の道完全に成効せば隨て縣の方針確立し郡に於ては一部の方針か定まるべく町村に於ては所謂町村是と云ふものか定まるべし。一縣舉て強固なる基礎の上に施設を爲せば必らずや將來に成功すること疑なし。今日諸君か統計上のことに盡力せられて着々進捗しつゝあるを見一面其勞を謝すること共に一面將來に於て益碎勵を望む所なり。

かく大は一國の政より小は一村の行政に至るまで統計の必要なるは勿論一家の上にも一會社の上にも必要にして畢竟統計の上に確立したるものならては忽ち破るべしと云ふ點より統計は國家の重大なる事業にして又至大なる効力を有するものなり。

世界の中に文明國はと統計か發達し居れり。西洋諸國の甚だ發達したるに比し東洋は誠に進歩せず。殊に支那の如きは人口未だ不明なり。要するに統計は實に世界各國文明を測り知るの尺度なりと云ふべし。さて諸君この度は計らずも御大喪に遭遇し我々臣民の恐惶措く能はざるのときにて一般臣民の哀痛窮りなく萬般謹慎を旨とするところなるを以て多數集合するは御遠慮申上くべきなれと學術研究等のごとには遠慮するなどの優渥なる御趣旨により本日より開會するものなる故この際諸君は充分なる謹慎

の態度を以て誠意誠心事に従ひ敢て怠惰放逸の行あるへからす宜しく質素勤勉を以て講習を受けらるへし。

去る三十日

新帝陛下の朝見式に於て勅語を下し賜ひたり其一節に

祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セザランコト

ヲ期ス

と宣ひたり故に先帝の下賜ひたる教育勅語戊申詔書の如きは益其聖旨を奉体して誤ることなからんこととは是れ即ち 新帝の御大心なることを思ひ地方行政の事は勿論産を治め家を齊へ業に服し俗を厚ふし凡臣民の本分を守り新帝陛下に忠なる事先帝に事へたると同しく忠誠なるへし。

殊に新帝と千葉縣との御縁故は如何てありませう昨年は共進會當時六日間の長きを本縣に停まらせられ民政の上に、教育の上に、産業の上に種々なる有りかたき御奨励を賜はり我が縣はこの近き温き事實を有せり各町村に於ては大に感奮して種々なる記念事業も多々起されたり即ち本縣は特に御縁深き光榮に浴するなり本縣は一層報恩の念深からざるへからすすへて陛下の御心に添ひ奉るへきは勿論にしてこの際又行政の根本となるへき統計の講習會を開くは誠に以て將來記念すへき會合なり而してこの四百有餘人の諸君は皆縣下各町村より出て來りたる人々なるへし依て諸君の努力によりて將來町村

の改善は期せらるへし。

本官はこの際切に諸君の奮勵を望む諸君もこの千載の恨事たる大喪の時に於て統計の講習を受けらるゝと云ふことは永く紀念すへき事柄たり何卒その考にて充分勉強せられんことを望む本會をして將來に大なる効果あらしめよ開會に當り一言す。

夏秋内務部長の諭辭

諸君、四百五十有餘名の諸君、今回本縣統計講習會を此の師範學校の講堂に於て向ふ六日間開くことになりました、諸君は遠路態々御來會に相なりまして誠に御苦勞に存します、此處に御集りの諸君は郡及町村の統計主任、生産調査員其他統計にたつさわつて居らるゝ人々て、即ち本縣の統計に最も密接なる關係を有つて居らるゝ方てあります、諸君が今回兩講師の講習を受らるゝと云ふことは本縣の將來のため、大きく云へば國家の爲めに、欣喜に堪へざる次第であります。

曾て諸君より御提出になつた統計資料は、教育會圖書館の方に陳列致してありますから、何れ後諸君は御覽になることであらうと思ひます、集まつた資料は千五百四十餘点、豫期以上の盛況を呈して誠に縣として喜ばしい次第であります、私は昨日未だ陳列が終らない時に一寸參觀いたしましたか、中には甚だ幼稚なものもあり又甚だ面白いものもあります、此の陳列は本縣に於ける統計の状態を最

もよく説明するものであつて、一面より見れば喜ぶと同時に、又一面より見れば大に奮勵を加へねばならぬ餘地か澤山ある様に思ひます。

先刻知事閣下の御話の如く、統計は文明の尺度であります、文明の進歩すゝと共に統計も發達し行くものであるから、統計の進否に依りて其の國の文野は之を卜定することが出来ると思ふ、昔は統計の基礎である所の數の觀念は甚だ漠然たるものであつたか、文化進み、人智開け、萬般の事物周到緻密を要し、從て數の志想は大に發達して來たのである、古人は物を説明するに當つて大なり、小なり、長し、短し、と云ふか如き言葉を以て満足して居たか、今日に於ては此の如き形容詞又は副詞は徒らに文學上の辭として用ひらるゝに過ぎざることとなり、世人は此の如き漠然たる事に向つて到底満足することが出来ぬ様になり、即客般の事物を言ひ顯はし説明するに當つては必ずや數字を以てせされは満足する事か出来ぬ事に相なりました、實に統計は文化自然の要求であります、故に私は統計は文明の必要物なりと斷言することを憚りませぬ、前述の如く統計の必要は次第に認めらるゝに至り、從つて之を利用する範圍は時と共に進張して、今日に於ては最早政治、行政、學問の方面のみに限られず、廣く實業の方面にも、其の他社會各般の事物にも利用せられて、判斷の基礎となり、主義方針を定める利器となつて居るのであります、

顧みるに統計は其の始は國家政治の必要より發達し來つたものである、政府の行政に伴ふ統計が先つ

發達し、漸次下級行政廳に及び縣統計より郡町村統計に及ぶと云ふ順序になつて居ります、今日の町村は國縣郡の爲めに統計を作成するのみならず、團體其自身の爲めにも之を作成せざるを得ざる勢に推移して居ります、町村自治の成績を擧ぐるには必ずや其の實勢を知り、依て以て町村是を定め、之を遂行せざるへからず、之か實勢を知るには、數を基礎とする處の統計に據るの外はないと信じます、而して町村自治の振張は國家の發達に大なる關係を有するを以て、町村統計が政府及公共團體に取りて如何に緊要なるかは茲に論を俟たない處であります、翻つて本邦統計の現情を見るに、中央統計即ち國家統計は稍々進歩せるか如しと雖町村統計に至つては頗る幼稚にして、遺憾の点尠からざるが如し、此の如く町村統計の進歩せざる所以のものは町村統計が政府統計よりも後れて發達したるに因るは勿論なるも、抑も亦町村統計係に適材者を得ざるに因ること多しと言ふも敢て過言にあらずと思ふ是れ今回本縣か進んで統計講習會を開き統計に關する智識技能を授け以て之か適任者を得んと欲する所以であります、故に諸君は熱心に此講習を受けられ御歸郷の上は之を應用して地方統計に貢獻し、自治の改良發達に盡されんことを希望致します。

私は茲に諸君に御目にかゝつた機會を利用して二三の希望を申し述べたいと思ひます。

第一、統計に興味を感ずること

數を取扱ふことは甚だ面倒な事であるのみならず、至て、無味乾燥なるかの如くである、一表を作

るに當つても其の手数は非常なものであるが然し其出來たる表を能く熟覽すれば誠に無限の面白味を感ずることが多い、何事も面倒と思へば面倒ならざるものはない、統計は數の計算に屬するから特別に面倒なものである然し統計は文明の必要物で而して現時何れの人にも何れの物にも缺くべからざる利器であるから、面倒であると言ふて棄て、置く譯には行かぬ、故に自ら統計に當る者は、決して其の勞を惜まず手数を厭はず、從事せねばならぬ、此く熱心努力する中には自然と無味乾燥なる數其の物に對して興味を覺ゆる様になるであらうと思ふ、古人の歌に

なさはなりなさはならぬなるものを

ならぬと言ふはなさぬなりけり

と言ふことがある、眞理は普遍にして統計も全く此の歌の意に洩れないのである、統計は如何にも面倒ではあるが、誰にも出來ぬと云ふことはない、出來ると出來ないとは其人の覺悟如何に存することであり、何事も熱心に從事すれば必ず其中に興味を生じ、興味を生ずれば從て倍々之を成就することが出来る、故に諸君に希望することは統計に對して興味を感ずる程度までに熱心に勉強して貰ひたいのである、斯くてこそ始めて正確な良統計を作製することが出来るであらうと思ひます

第二、統計を利用すること

現今各地方の状態を見るに、町村役場に於て作りたる統計を利用して自治行政の指南車となし、之が改良發達を圖らんと欲するもの甚少きが如し、統計主任は徒に器械的に統計を作るのみであつて町村長其の他町村行政の主腦なる部分を占めて居る人々は之が利用の道を講せず殆ど風馬牛も管ならざる者が多い、聞けば或地方に於ては町村長は統計に關することは一切之を統計主任なる者に一任し、己は全く其の成表をすら一覽せざるものありと言ふ、誠に痛嘆に堪へざる次第である、果して此の如くんば統計は無用の長物になり了るであらう、故に爾後統計主任に於て成表せられたる統計は凡て町村長は勿論各方面の有力なる人士の參考に供せられ、旺に之が利用の途を開かれんことを希望して止まぬのであります。

第三、報告期限を怠らざること

統計の報告期限を怠らない様にするには、年來縣郡より各町村に對して希望する所であつて、而も未だ充分其の所期を達することを得ず、從つて國縣統計の作製を遅延せしむる結果を生じ、何時もなから甚だ遺憾に存する次第であります、數月前郡統計主任を會合したる際參考の爲め東京に於ける諸官衙の統計事務を視察せしめたるに、農商務省に於ては吳統計課長の講話あり、同氏は何か統計上に關し新しき趣味ある講話を試みらるゝならんと一同期待せしに、同氏は始より終迄報告期限を怠らざること就き淳々説明せられ、此外何事をも話されなかつたので、一驚して歸つたと言

ふことである、諸君は向後常に能く此点に注意を拂はれんことを希望致します。

第四、統計思想を普及すること

前述の如く町村統計の不進は一言にして言へば地方に統計思想の普及せざるに因るものであるから諸君は今回の講習會に於て得られたる智識技能を歸郷の後に充分發揮せらるゝと同時に、統計思想を普及することに向つて大に努力せられんことを希望致します、統計思想の普及に就ては種々の方法あるべきも香取郡高岡村及千葉郡譽田村に於て行はるゝものゝ如きは其の效驗ある一の方法なりと思ふ、高岡村に於ては其の生産統計を印刷して調査員其の他の有力者に配付し又譽田村に於ては村勢一覽を年々印刷して村會議員其の他重立者に配付して其の村の生産状態若は村勢一斑を知らしむること云ふことである。

最後に一言すべきは只今知事閣下の御話の如く不幸にして時恰も御大喪中でありますから、諸君は此の會場に於ては熱心に聴講せられ、散會後旅館に歸られてもよく謹慎の意を表し、毫も世間の批難を受けられざる様注意せられんことを希望致します、私は諸君の人格を信頼して、諸君は決して人の指彈を受くるが如きことなきを信じて疑はないのであるが、多人數のこと故萬一を慮り老婆心を以て敢て注意を促し置く次第であります、猶終りに諸君は此の六日間を最も有益に最も平和に送られんことを希望致します。

自序

余は本年九月千葉縣開催の統計講習會に講師の任を瀆し六日間産業統計に就て講演を爲したりき而して縣當局者は余の講義の拙劣にして研究の淺薄なるを咎めず其要領を摘録し之を剗削に附し講習員諸氏に頒たんとし余が序文を需めらる余や本講に就きものゝしく序すべきの辭なしされども余は開講の告辭を述べざりしを以て今茲に之を記し以て序文に代へんとす

閣下並に諸君私は斯く多數御集まりの諸君に對し余が職掌たる産業統計に就き聊か卑見を述べ諸君の御耳に達するは甚だ光榮とする所であります加之御當縣に於ては他府縣に於て未だ先例を見ざる最も精密なる農業生産調査あり管下三百五十五ヶ町村には訓練したる五千六百五十餘名の調査員あり統計上の仕事に就ては全國中第一位に在り云ふも不可なかる可しと思はるゝ御當縣に於て四百六十名の諸君に向つて講演を爲すは實に欣快に堪へざる所であります而して私は是より統計の必要なるに及び統計の趣味を感せしむる方法如何に就て一言し諸君の御參考に供したいと思ひます那破翁第一世は「統計は万事の豫算なり豫算なければ安全なし」と申され佛蘭西の大學教授「フアール氏」は「善政は統計の助を籍るにあらざれば不可能なり」と申しました蓋し此は國、府縣、郡町村に至るまで之が立法行政を爲すに當ては其國、府縣、郡町村の状態即ち土地の面積如何、人口

構成の状態如何、税額、窮民の數、罪人の數如何、農工商業水産山林鑛山等の状態如何を明瞭に知らなくてはならぬ而して之が状態を明瞭ならしむるものは統計を措て他に之を求むることは出来ないのである彼の支那の歴史を閲するに漢の沛公西入咸陽、諸將皆爭取金帛財物、蕭何獨先収丞相府圖籍藏之、以此沛公得具知天下阨塞戶口多少強弱之處とあります是れは丞相府の圖籍に土地人口等の統計的記録あり之を按じて漢の高祖が政治に裨益する所が尠なからざりしことを記したものであります

右は帷幄の謀臣蕭何が統計的知識ありて漢の政治に非常の大効がありし一例なるか茲に統計的知識なかりしが爲め國家の宰相たる人が大に耻を掻きし一例を挙げますれば諸君も御承知の前漢の孝文皇帝が曾て問右丞相勃曰、天下一歳決獄幾何、勃謝不知、又問、一歳錢穀出入幾何、又謝不知、汗出浹背とあります是れ宰相周勃と云ふ人に統計上の用意が無かつた結果であります

前に述べましたる通り實に統計は行政上經濟上其他百般の施設經營を爲すに就き必要缺くべからざるものであります乍併元來統計は數字の行列なるを以て皮相の見を以てすれば乾燥無味の感じがあります然れども能く能く嚼しめて見るときは非常の妙味がありまして恰も饜節の如きものであります何となれば此社會の現象は複雑にして千態万狀實に端倪すべからざるものでありますけれども其中には自ら整然たる一定の規則の存在するものであります而して之を發見する方法は唯一の統

計あるのみであります例へば男の出生は女に比し百人に付四、五人多きと男の死亡は女に比し百人に付二、三人多きと又人口百に付ての出生數は三人にして死亡數は二人であるから我國の人口五千万に付ては百五十万の出生あり中百万の死亡あり之を差引き年々五十万の人口が増加すと云ふことを推計し得るが如き實に統計の賜と云はねばならぬ

統計の必要なることは前陳の如くであるけれども一般の人々をして統計の趣味を解し統計に注意し正確なる統計を作らねばならぬと云ふ觀念を起さしむるは頗る困難の事であります然らば如何にして此趣味を解せしむべきや是非共諸君の御一考を煩はしたのであります私の考ふる所に依れば

第一 統計の教育を普及すると即ち縣若くは郡の統計主任諸君は町村に就き巡回講話を行はるゝなご一策でありますやう

第二 作成したる統計諸表に付比例若くは平均を附すると例へば我町村と他町村との生産物の數量價額を比例を以て示し若くは人口一人に付米麥等の供給量如何一戸に付租税の負担額如何と云ふ様などを算出するが如し此方法を用ゐるときは生の數字にて何万何千と云ふよりも縮約せられたる數字を以て示すから一見明瞭なるの利益があります

又指數即ち Index number を以て數十年若くは數年前の産業と今年に至る迄の産業の割合を算出すると例へば本邦の粟の作付段別は明治二十年を一〇〇とすれば以後漸次減少して四十三年には

七七となつて居ります是れは人民の生活程度上進して米食に移るの結果でありましたやう又實棉は明治二十年の作付段別を一〇〇とすれば三十年には四五となり四十年には七となり四十三年には三となつて居ります斯く逐年著しく衰退致しますのは外國棉花の輸入に壓倒せらるゝからでありましたやう又葉藍は明治二十年の作付段別を一〇〇とすれば四十三年には一七となつて居ります斯く衰退致しまする原因は「インデゴ」の輸入に抵抗することが出来ぬからでありましたやう又花百合は明治三十八年の作付段別を一〇〇とすれば四十年には一六五となり四十三年には一九六となつて居ります斯様に逐年栽培の盛大になるのは歐米文明諸國の宴會等に於て敷島の優美なる百合の花を飾らざるは耻辱である云ふ風潮が起つて我もく之を需用するからでありましたやう之を要するに累年の事實を指數を以つて示すときは歴史的盛衰消長の跡を一見明瞭にするの利益があります

第三 圖表を以て巧みに統計上の事實を表示するときは覽者をして不知不識の間に統計の面白味を感せしむることが出来ます

私は統計上の趣味を解せしむるの方法として想起したる二三の方法に就き述べましたけれども尙ほ其他に多々あるべしと思ひます希くば諸君に於て篤と御熟考なされて良方法を案出し町村の人々をして統計の必要なるを感念せしめ行政上經濟上其他百般の施設經營に就き之が標準となるべき正確

の統計を得ることに努力あらんことを切望致します

終りに臨み尙ほ一言致したきは私が講述せんとする所は統計中最も面白き理論又は國勢調査の問題にあらずして最も乾燥無味の感ある産業統計に關する實務取扱上の事柄であります故に諸君に於ては定めて御聞苦しくありましたやう乍併諸君が夫れく町村に歸られ實務に當らるゝに際しては御參考になることが尠なからずと信じますから何卒御清聴あらんことを希望致します

大正元年十月六日

細野繁莊識

産業統計の實際目次

緒言	一頁
第一 統計執務者の注意すべきこと	二
第二 要問の際人民に接する心得	三
第三 統計様式記入心得	五
第四 材料検査の必要	六
第五 製表に付一個當に注意すること	七
第六 事實排列の法	八
第七 誤謬發見の方法	九
第八 統計臺帳設備の必要	一
第九 報告用紙印刷の事	二
第一〇 報告期限の恪守	二
第一一 産業統計取扱者の責任	三
第一二 歐米諸國に於ける農作物作況報告	四

目次

一

目次	二
第一三 産業統計の特種なること	一六
第一四 推計の方法	一七
第一五 産業統計の不正確を證する一例	一九
第一六 小票使用の効用	二二
第一七 調査方法	二四
第一八 坪刈方法	二六
第一九 農事調査	二九
農商務統計様式に關する一般の注意	四六
第一 米	四九
第二 麥	六一
第三 食用特用農産物	六二
第四 果實	七三
第五 苗木	七五
第六 桑畑及茶畑	七六
第七 春夏秋蠶	七七

第八 全	七七
第九 蠶絲類及眞綿	七七
第一〇 蠶絲類及眞綿	七九
第一一 茶	八二
第一二 綠肥用作物	八四
第一三 家畜	八五
第一四 家禽	八六
第一五 乳牛	八七
第一六 家畜市場	八八
第一七 屠殺	八九
第一八 會社	八九
第一九 綿、絹、麻糸、紡績	九三
第二〇 全	九三
第二一 全	九三
第二二 織物	九六
目次	三

目

次

四

第二三	莫大小.....	九九
第二四	陶磁器.....	一〇〇
第二五	煉瓦及瓦.....	一〇五
第二六	漆器.....	一〇六
第二七	壘表、莫產及莞莖.....	一〇七
第二八	工業用藥器.....	一〇七
第二九	漆液.....	一〇八
第三〇	油類.....	一〇九
第三一	木蠟.....	一一〇
第三二	製藍.....	一一一
第三三	薄荷.....	一一二
第三四	石鹼.....	一一三
第三五	和紙.....	一一三
第三六	西洋紙.....	一一五
第三七	機械製麥粉.....	一一六

第三八	澱粉.....	一一七
第三九	寒天.....	一一八
第四〇	罐詰.....	一一八
第四一	燐寸.....	一一九
第四二	製革.....	一二〇
第四三	麥稈及經木真田.....	一二一
第四四	時計.....	一二二
第四五	玻璃製品.....	一二三
第四六	刷子.....	一二三
第四七	釦.....	一二四
第四八	工產物雜類.....	一二五
第四九	工場.....	一二六
第五〇	石炭消費高.....	一四七
第五一	漁船.....	一四七
第五二	難破漁船.....	一四九

目

次

五

第五三	漁獲物……………	一五〇
第五四	水産製造物……………	一五三
第五五	水産養殖……………	一五五
第五六	遠洋漁業……………	一五七
第五七	公有社寺有私有林所有別……………	一五九
第五八	保安林箇所面積種類別……………	一六一
第五九	保安林編入解除箇所面積……………	一六四
第六〇	公有社寺有私有林開墾……………	一六五
第六一	公有社寺有私有林被害……………	一六七
第六二	公有社寺有私有林植栽……………	一七三
第六三	公有社寺有私有林伐採……………	一七四
第六四	林産物種類……………	一七五
第六五	織物指定特別調査……………	一七八
第六六	染物指定特別調査……………	一七九
第六七	磚茶指定特別調査……………	一八〇
第六八	精製糖指定特別調査……………	一八〇

産業統計の實際

農商務局 細野 繁莊 講述

緒言

此度の講習會に於て産業統計を講述するに當り先づ經濟學と統計學との關係を説き（經濟學と統計學とは車の兩輪、鳥の双翼の如きものにして片時も離るべからざる關係を有す）「ヒツセリ」グ」曰く統計と經濟との關係は極めて親密にして恰も被服の裏表の如しと）次に生産の要素たる天然（氣壓、温度、湿度、雨量、天氣日數、土地、工業の原料、動力即ち風力、水力、蒸氣力、電氣力の如し）勞力（農工商業に従事するものは生産勞力なり）資本（田畑、山林、原野、家屋、工場、機械器具、牛馬等の固定資本及流通資本）の三者に就て一言するの必要があるが今回は總て理論の方面を避けて産業統計の實際に關し事務取扱上注意を要すべき諸點より順次説明する積りである

第一 統計執務者の注意すべきこと

統計執務者の注意すべきことにつき「ヒツセリング」(和蘭人)は左の如く言ふて居る

- 一、公平中正にして偏頗なく事實存在の儘を表章すべし
 - 二、勞を厭ひ速成を欲し不備の材料に満足すべからず
 - 三、臆測すべからず例へば米麥の豫想を爲すに何等の材料に依らず何萬石位なるべしと想像するが如し
 - 四、既知の事實より未知の事實を推斷する場合に於ては須らく謹慎なるべし例へば米麥の豫想を爲す場合に前年何萬石なりしを以て本年も何萬石ならんと推斷するは非なり宜しく氣候の適否發育の良否、作付段別の増減、施肥耕耘等諸般の事情に付き注意すべきなり
- 本邦統計の開祖杉博士が常に説かるゝ統計家十戒なるものかあるか統計に従事すべきものゝ坐右の銘である
- 一、統計に従事するものは責任を重んずべきこと
 - 二、謹慎にして粗忽に爲すべからず
 - 三、堅く中立を守るべきこと

- 四、偏頗の事あるべからず
- 五、政黨に加入すべからず
- 六、數字に屢々正誤を爲すべからず統計の信用は地に墜つべし
- 七、事實を主とし一意之に據るべし
- 八、事實なる數字を私に増減するは大禁たるべし
- 九、有る物を有りとし無きものを無しとし足らざるものは足らずとし知れざるものは知れずとし其の事物を知り得べきことを務め妄りに臆測を用ゆべからず
- 十、世間の状態及習慣に注意して常に怠るべからず

第二 要問の際人民に接する心得

統計の單位觀察を爲すに當つて要問の法宜しきを得れば或は事物の正鵠を誤り遂には完全なる調査を爲し得ることになる佛國統計局長ハウスホルム氏等の要問注意事項と稱するものを擧ぐればこうである

- 一、問ふ事の分り易きこと

尋問の事柄が被調査者に明瞭に會得さるゝ様でなければ其答に誤謬を來すと當然である故に調

査する者は尋問の事柄に付何人にも疑義を生せしめざるよう注意せねばならぬ明治の初め戸數を調査せしに兩戸の數を報告したる地方あり又公生兒私生兒の調査を爲せしに公生兒の方へは役人の子供を入れ私生兒の方へは平民の子供を入れて報告したる地方ありしと云へり是れ畢竟戸數の意義公生私生の區別を明瞭に説き示されざる誤謬より來たのである

二、疑義を生せしめざること

新に課税にてもせらるゝに非ずやとの疑惑あれば問はれたる事柄を有体に答ふる者は少ないのである英國にて「センサス」を行ふには此調査の結果は徵税の用に供する事を得ずとし勃爾加里にては「センサス」の材料は調査の上は直ちに燒棄することになつて居る

三、可成手数を掛けざること

例へは年齢を問ふに何年何ヶ月なりやと問はずに其誕生の年月日を聞くか如き類である家畜にても雛の孵化後何ヶ月なりやと問はずに何時かへつたかと聞く方が事實を間違へないのである

四、親切に説明を爲すこと

調査事項には親切丁寧なる説明を付けることが大切である然らざれば不得要領の答を得るのは當然である

五、秘密に立入らざること

例へは一個人の商賣上の損益勘定を問ふか如き又は商品の有高、貨幣の所有高を問ふが如きは成るべく避けねばならぬ是れ被調査者に疑懼心を抱かしめ統計の調査上大なる弊害を醸すものであるから尤も慎まねばならぬ

六、少し聞て多く知ること

成るべく有用の事のみを聞きおき後に整理し難き事項などを聞かぬ様にせねばならぬ

七、舉動を慎むべき事

要問の際無益の會話をなし猥りに時間を費し或は強制がましき舉動をする様では人民の信用を失ふ基であるから深く注意せねばならぬ(英國の「センサス」には禮式に關する規定あり)

第三 統計様式記入心得

一、様式全体の注意を能く了解すること

例へは藪は乾燥したるもの、落花生は莢とも數ふへしとあるか如し

二、備考其他に深く注意する事

前年に比し甚しき増減あらは其理由を記し若くは調査方法に坪刈を行ひし等の旨を附記するか如きものである

- 三、字畫を正しくすること
- 四、適當の欄に誤なき様記入すること
- 五、記入済の上は校合及檢算を嚴密にすること

第四 材料検査の必要

蒐集したる統計材料の正否を知らんとするには其根源に遡り充分に精査せねばならぬ左なくば甚だしい誤謬に陥り其統計が全く價值なきものとなることがある某縣統計主任が郡町村出張の際發見した誤謬の一例に斯ふ云ふこと所あつた某郡某村の水産製造物の中田作の數量が餘り多いので再調した所水田から産出する米の收穫高を記入したのであることを發見した又某郡某村に於ける牛馬は元來牝の方多數なりしに報告では牡の方が多いので再調した所普通男女と云ふので統計様式に牝とあつたから前者は男に後者は女であるとの誤解に起因したことを發見した又車輛の報告は交通運搬の用に供するものを調査すべき筈なるに往々諸車の「其他」の欄へ乳母車を計上したのもあつた某縣統計主任は右の誤謬發見以來大に材料検査の必要を感じ町村統計事務の視察を怠らぬと云ふことである

第五 製表に付一個當に注意する事

數量と價額又は段別と收穫高等の記載があつても其數字の價値は一個當りを算出して始めて定まるのである例へは某町村の農産物調査に就て見ても

作付反別		收穫高		作付段別		收穫高		
大豆	一〇三・六	五、八八一	粟	七・五	三、一二一	大豆	一、五〇〇	
小豆	一三五・九	一、七九五	蕎麥	一〇〇・〇	大豆	一、五〇〇	小豆	四、〇〇〇
豌豆	三四三・二	四、六二七	玉蜀黍	二〇〇・〇	大豆	二〇〇・〇	豌豆	四、〇〇〇

とあつたから此統計は果して信憑すべきものであるか否やを檢する爲め一個當り即ち一段歩の收穫高を算出するに

大豆	小豆	豌豆	粟	蕎麥	玉蜀黍
五・六七七	一・三二一	一・三四八	四一・六一三	一・五〇〇	二・〇〇〇

とせば小豆、豌豆、蕎麥、玉蜀黍は相當の收穫と看做すも大豆の五石六斗七升七合及粟の四十一石六斗一升三合は不相當の多額で調査の杜撰若くは數字記入の誤謬などが判明する、聞く農商務統計に關し府縣より市郡町村に對し發する照會の大多數は一個當の不相當なるもので農商務より府縣に對するものもそうである製表するものは此点に深く注意せねばならぬ

第五 製表に付一個當に注意する事

第六 事實排列の法

製表上事實を排列するに三つの方法がある

第一 事實の多少に従て排列するもの

例へば日本全國の統計ならば府縣の順序に依らず又府縣の統計ならば市郡の順序に依らず人口又は産物の多少に従ひ順次排列する如きものである此方法は事實の多少を一目瞭然たらしむるの利益がある例へば本縣で云へば斯うである

千葉縣米收穫高		明治四十四年	
香取郡	三一、〇四五	市原郡	一五〇、六四六
君津郡	二五、五五九	夷隅郡	一四四、四一〇
山武郡	二九、九四九	千葉郡	八四、九九九
印旛郡	一九、六九三	海上郡	七一、八八八
安房郡	一八、六一四	匝路郡	六九、八四八
長生郡	一七、九四五	合計	二、〇三一、三七三
東葛飾郡	一七、〇七七		

第二 場所の位置に従て排列するもの

例へば九州を首として本州中部を経て奥羽に及び北海道に終るが如く又千葉縣に於ては安房郡

を首とし君津、夷隅を経て長生、市原、千葉、山武に及び印旛、香取、匝路、海上、東葛飾に終るが如きものである此の方法は地理的分配を示す即ち地理上の關係を統計表の上に顯はすことが出来る

第三 時に従て排列するもの

例へば明治の初年より本年に至るまで順次年々の輸出入貿易品の數量價額を排列するが如し此の方法は歴史的發達を示す、即ち明治初年以來の海外貿易を累年表にて示せば一高一低其貿易の消長を明瞭たらしむることを得るのである

第七 誤謬發見の方法

統計表に記入されたる數字に誤謬ありや否やは概ね左の三つの方法に依て發見せらるゝものである

一、檢算を嚴密にすること

檢算の方法に二つあり(イ)縦横に一々檢算し後縦の計を當り横の計を當り計の計に符合せしむるもの(ロ)單に縦横の計みを當り計の計に符合せしめ一々縦横に檢算せざるもの

右の方法中(ロ)は計の計に符合するも内譯に於て誤算ある場合に其誤りを發見することが六ヶ敷いから手數でも檢算は(イ)の方法に依るを要す

米表の一例を挙げれば實にこうである

町村	米	糠	米	計
甲	三八〇 _ト	二〇〇 _ト	四一〇	三八〇ニ二〇〇ヲ加フレハ四一〇ト
乙	二一〇	三五〇	七三〇	ナラズシテ五八〇トナル
丙	一六〇	一五〇	三一〇	ナラスシテ五六〇トナル
計	七五〇	七〇〇	一、四五〇	然ルニ縦横ノ計ヨリ加算シ來ル結果ハ何レニシテモ一、四五〇トナルが如シ

二、比例数を算出すること

本邦最近五年間に於ける各種繭の百分比例は左の如し

繭	玉	繭	出	殻	繭	計
四十年	八一	八一	一一〇	二	七	一一〇
四十年	八一	八一	一一〇	二	七	一一〇
四十年	八一	八一	一一〇	二	七	一一〇
四十年	八一	八一	一一〇	二	七	一一〇
四十年	八一	八一	一一〇	二	七	一一〇

然るに大正元年の繭表に就き比例数を算出するに

繭	玉	繭	出	殻	繭	計
八一	一〇	四	五	計	一〇〇	

てあるとせば前五年に比し出殻繭及屑繭に於て著しき相違あるを發見する是れ特別の理申存せぬ限りは記入されたる數字に誤謬があることを知るべきである

三、前年と比較し若くは概定の標準と對照すること

例へば某村に於て本年の大豆收穫高二千五百石ありとせば前年若くは前々年と比較し著しき相違あらは果して斯様な相異を生ずる原因の何れに存するや否をや攻究し其調査にして不當と思慮せらるゝときは再調査を行はねばならぬ又大豆一段歩の收穫標準二石なる場合に本年の收穫は之に比し甚だしい相違ありとせば亦前同様の注意を爲すことを怠つてはならぬ

第八 統計臺帳設備の必要

市町村に統計臺帳を備へて年々之に記入し置き比較對照をなせば調査の誤謬を發見すること容易であるから漸次統計の正確を期することを得る而して臺帳は各調査事項に就き五年若くは十年宛記入し得る様に調製すべきものである

臺帳の設備に就ては多少の經費と手数とがかかるから之が設備のない地方が多い様であるが千葉縣滋賀縣及福井縣の如きは業に既に管下全町村に於て設備せられ香川縣に於ては明治四十五年六月十二日訓令第二十八號を以て市町村統計臺帳設備規程を定めて明治四十四年の事實より記入す

第九 報告用紙印刷の事

統計調査事項に就き町村役場より郡役所へ郡役所より縣廳へ報告する用紙を豫しめ印刷し置き之に記入して報告するのは良い方法である、これは事務繁劇なる町村役場に於て罫表を引くの煩累を免かるゝのみならず用紙一定するを以て整理上便利に且記入の誤謬を避くるの利益がある

第一〇 報告期限の恪守

統計様式に夫れ夫れ報告期限を定めたるは上級官廳に於て施政の参考に供し若くは月報年報等として出版公布せんが爲めである然るに報告期限を遅延する地方少なからざる爲め整理上甚だしき差支を生じ豫定の公布時期を愆つに至ること往々あり歐米に於ては罰則を設けて報告期限を誤るときは罰金に處するものさへある「バルガリヤ」にては六ヶ月間月俸二分の一を減じ「アルゼンチン」にては其官を免するが此は苛酷に失するの感あれと元來統計は大數觀察を必要とするものであるから一村一郡の材料未達の爲めに全局を見る事の出来ぬ場合があるから本邦に於ても歐米の如く罰則を設くるの時來るやも測られないのである

報告期限の事に就ては明治四十五年四月十六日農商務省に於て開かれたる地方長官會議の際農商務大臣より「本省に進達せらるゝ統計報告にして甚だしく其期限を遅るゝものあり而して其遅延するものは假令一二府縣に止まると雖も累を全般に及ぼし爲めに統計の整理期を愆つに至るを以て注意あらん事を望む」と特に注意せられてある

第一一 産業統計取扱者の責任

職に産業統計の事務に任する者は單に義務として處理するの觀念を去り統計上に顯はれたる事實を以て管内産業の狀態を知り之に對する施設の方法を定むる参考となすの目的を以てせねばならぬ例へば前年に比し衰頹せる産業は其の原因を取調べ挽回の策を講し將來發達の見込あるものは特に奨励の方法を設くる等産業上の方針を定むる材料と爲すの目的によつて調査をなせば事務の上に趣味を感じ如何にせば正確の數を得らるべきやを考究するに至り統計をして益々正確のものたらしむることが出来るのである調査の根本たる町村に於て單位觀察の任に當らるゝ諸君は特に此趣意に依つて統計事務に當らるゝことは最も必要である若し夫れ報告さへすれば統計主任の責任を果したりと自任する如きは謬れるの甚だしきものであつて到底正確なる統計は出來得ないものである

米作收穫高の豫想に就き府縣に於て二百十日一週前の景況を調査し八月三十一日迄に農商務省に報告せらるゝと農商務省統計課に於ては如何なる取扱をするやと云ふに即日之を整理して統計表を作成し之を大臣に差出す大臣は能筆の属官をして鳥の子紙に淨書せしめ之を携帶して參内し天顔に咫尺して當年米作豊凶の狀況を奏上せらるゝのである此の如く町村を單位とし郡に於て作成せられた材料は集成して一縣の報告となり縣々の報告は合して全國の一覽表と爲り遂に天覽に供せらるゝの次第であるから之を思へば材料報告の任務や重且大なりと云ねばならぬ

第二一 歐米諸國に於ける農作物作況報告

我國に於ては農産物の豫想報告は米麥兩の三種に限られて居るが歐米諸國にては概ね重要農産物の數種若くは數十種に就き毎月之が作付段別及作柄報告を徴し月報を發刊し北米合衆國に於ては穀類にては大麥、小麥、ライ麥、オート麥、蕎麥、玉蜀黍、果實にては苹果、葡萄、レモン、オレンジ、桃、梨、草莓、西瓜等綠草にては苜蓿、牧草、野菜、豆類、キャベージ、玉葱、馬鈴薯、甘藷、トマト等雜類にては棉、甘蔗、亞麻、麻、落花生、甜菜、苘等に就き報告を徴して居る而して之が報告は地方に於ける實地農業者若くは地方的農業狀態に熟知する者を選定し農業通信員と爲し此者より報告せしむることとなつて居る千九百十年三月刊行の倫敦統計協會雜誌に「農

業通信員は一般に無報酬にして或國(佛、澳、洪の如し)にては事務に熱心なる者に賞牌又は賞狀を贈つて其の功を明にし且種子若くは農業書冊を得るに際し特種の便宜を與へらるゝに過ぎず而して農業通信員には報酬として金錢を給するは多くの場合に於て寧ろ實行に迂なるものである何せなれば少額の金錢は事務に堪能なる最善の通信員に報ゆるに足らぬ故である斯の如くして農作物作況報告に従事する農業通信員の事務は全然公共心及愛國心に基けるものたるべきなり」と務記載されてある

農作物作況報告の價值に就き千九百十一年北米合衆國農務省統計局に於て發表した文書を摘録すれば大要左の如くてある

農業は基礎業務にして總ての工業が之に依頼するは一般に公認せらるゝ所なり故に一國農産物の收穫の程度は一方に於ては概して一國繁榮の尺度たり人民の購買力は收穫の豊歉に由て増減せらるゝものとするを以て一國商業上の利益は收穫の分量に由て甚しく影響を被むるものなり故に生育期に於ける作物の狀況を前知し其收穫高を豫知するは極めて重要な事なり作況報告にして政府に依り深き注意を以て蒐集せられ公平に發表せられ世人をして信頼せしめ得るときは一國の商業家及製造家は斯る報告の存在せざる場合よりも確かに機敏に且利發に活動し得へきや疑を容れず例へば收穫期に際し一大地方に於ける麥作豊富なりとの報告發表せ

らるゝときは其生産地に於ける商人は數週又は數ヶ月の後には其手腕に依つて多數の商品を左右し得ることを豫知すべく又鉄道會社は其運送すべき荷物の多數なることを前知し得べし此の如く麥の收穫如何を前知することは麥作に關係ある地方の各種商工業の指導たるに甚だ大なりとす其他の重要作物に就ても亦然り

右に反し生育状況凶歉なる場合に在りても信頼すべき報告の効用たる亦豊作の場合に異ならず否商工業に對しては一層重要なり何となれば商工業及運輸業に従事する者は凶歉の場合に於ては豊作の場合に於けるよりも一層深き注意を以て行動せざる可からざるを以てなり

と本邦に於ける米、麥、繭の豫想が正確に報告せらるゝの如何に必要なるかは之に依つて喋々を要せぬ

第二三 産業統計の特種なること

産業統計は施政の方針を定め若くは實業の經營に付必要缺くべからざるもので其の正確を期すべきは今更暇々を要せぬ所であるが産業統計は彼の司法省に於ける民事、刑事、監獄統計、大藏省に於ける租税、輸出入、歳入歳出、國債銀行等の統計其他鐵道郵便電信電話等の諸統計に比して其正確を期することが極めて困難である何となれば司法貿易等の統計は裁判所、監獄、税關等

の特設の役所ありて之が行政事務の結果を整理するのであるから少しく注意せば正確を期せらるゝも産業統計に至つては特設の役所なく其材料を蒐集するには一に町村役場の報告に信頼するの外に方法がないのである而して町村役場で統計材料を蒐集するには一定の報告用紙を各戸に配付し其記入を待て集めるか又は吏員を派し各戸に就き口頭で調査の事項を質問し之を筆記するか或は各戸に命令し一定の期日迄に各自届出しむるか三者必ず其一に依らねばならぬ設し此方法に依り蒐集した材料でも徴税の用に供せらるゝではないかなどの疑念を抱き内輪に報告するものが多いであらうし又食用農産物中豌豆、蚕豆、瓜類、茄子等の如き果實の如き成熟を待つて直ちに一個二個宛日々之を採取して消費するものに在つては其數量の計算し出來ぬものも尠くないのであらう

前述べた通りで産業統計は單に當業者の申告に信頼するよりも正しい推計を用ゐることは却て正確を得るの方法であることを忘れてはならぬ

第一四 推計の方法

推計を行ふには確定したる數を基礎とすることが大切である基礎が正しくなければ其推計は全く價値のないものに終る正しい推計とは例へば米麥其他農作物に就ては先づ其作付段別を土地臺帳

及實地踏査に依り何町何段歩と確實に調査し次に上中下三階級の田畑に就き各數ヶ所に於て坪刈を行ひ其收穫率を基礎として一段歩の收穫高を算出し之を作付段別に乘するが如きことである西洋の統計家の諺に「巧みなる推計は拙なき實計に優る」と云ふてあるが誠に味ふべきである。工産物水産物等の統計に至つては農作物調査に於ける坪刈方法の如きことは出來ぬから一に當業者の正直なる申告に待つの外かない併しながら前述述べた通り當業者は概ね課税の標準となるを恐れ内輪に報告するの疑があるから調査の任に當る者は推計の方法に依り當業者の申告が果して正當なりや否やを考量せねばならぬ恰も裁判官の証據に依り事實を斷する様な心掛けが必要である例へば工業に就ては其使用する原動力機の臺數及馬力數は如何に職工數及其就業時間如何賃金は如何放下資本金は如何等製造に關する諸般の經費及設備等を調査し當業者の申告した製造高にては果して營業の立ち行くべきものなるや否やを考へ推定せねばならぬから産業統計の正確を期することは中々六ヶしいのである大學に所謂心誠求^ニ之^ト、雖^レ不^レ中^ラ、不^レ遠^ク矣^トとあるが誠に至言である此心を以て調査統計に當らねばならぬ。統計思想の幼稚なる地方では動もすれば机上の推測若くは前年との比較より空想を以て割り出したる數字を以て統計材料とすることを耳にするが無稽も甚だしいのである。

第一五 産業統計の不正確を證する一例

産業統計の不正確なる原因は(第一)生産者に於て正直に申告せば課税の標準とせらるゝものと誤認し實際の數量よりも一割も二割も内輪に申告し甚しいのは半額にも達せぬ申告を爲すものが尠くないのと(第二)市町村統計事務者か産業の實況を調査せず不備の材料に満足し若くは全く机上の推測で製表するものに基くのである。

斯様な事情があるから産業統計の數字は疑ふべきものが多い世人が概ね皆産業統計上の數字は實際より少數なりとの疑念を抱くのも無理のない事である左に掲ぐる農商務統計表所載の産額と輸出額とを比較せば實に一驚を喫せざるを得ない。

(甲)産額に比し輸出額の多きもの

産額百に付輸出額

年次	乾	薑	絲	瓜	鬘斗	絲	生皮	苧	花	筵	薄荷	腦	薄荷	油	雁皮紙及薄葉紙
三	九			八六	一七二	一七四	一一二	二二八		五九			九一		一〇八
四	〇			二六	一六一	一七三	一一二	一一二		八四			一〇三		五八
四	一			九	二三四	一八四	一一七	一一七		九三			一五五		七四
四	二			二二	二二七	一六二	一一五	一一五		九二			一四一		一〇五
四	三			七五	三一五	一五七	一一九	一一九		一〇四			一二三		六一

第一五 産業統計の不正確を證する一例

年	次	連史紙	麥稈真田	經木真田	麥稈及經木交真田	玻璃鏡	紙製キナブ	壁紙	綿製手巾
三	九		一一九	七三	五九三	五二三	二二六	三九一	一四五
四	〇		一一七	一〇三	四、九六四	二四六	一八七	四九九	一七三
四	一		一二六	一〇三	三三五	二八二	二〇九	一七二	一三四
四	二		一四一	九五	一一七	二五〇	二〇五	七五	六六
四	三		一五八	一一一		二二四	一二六	一〇六	六七

年	次	昆布	海參	貝柱	乾鮑	淡菜	魚油及鯨油	鐵道枕木	五倍子
三	九	一一五	一八三、〇七八一	七	九六	二九一	五五六	二一七	
四	〇	一四三	一一三、二六四九	九	一〇一	一八七	四三四	一九五	
四	一	一五一	一三九	二五九	八三	三三三	六五三	一六〇	
四	二	九七	九一	一五四	一一二	二九一	四五〇	一六八	七七
四	三	一三三	一四九	九九	一一七	五八二	四六〇	一六〇	一四一

年	次	硫黃	安賀母尼
三	九	一三三	一〇〇
四	〇	九四	六二
四	一	九一	一〇五
四	二	一一二	二一四
四	三	一〇三	一八

(乙)産額の大部分輸出せらるゝもの

産額百に付輸出額

年	次	オニオン	百合根	糸	茶	羽二重	鳥ノ子紙	東洋紙	罌	寸
三	九		五〇	七六	六八	八一				七〇
四	〇		二七	六一	六七	七七				五九
四	一		四二	六八	五八	七四				八六
四	二		五二	七四	六二	六七				八三
四	三		七五	七五	六三	六三				七六

年	次	貝製卸	絹製手巾	錫	鱈	鱈乾	鱈鱈(乾)	椎茸
三	九	七四	一〇一	六九	八六	六六	五七	一四二
四	〇	八三	九〇	九一	九〇	七七	八二	八八
四	一	六五	八五	七三	八五	三二	三九	八一
四	二	八一	八七	八一	一一六	九〇	六八	七九
四	三	七三	九一	六五	九〇	九九	一〇二	八五

(甲)に掲ぐる諸品は生産額よりも輸出額の多いもので本表を一見せば各府縣の報告に如何に脱漏あるやを知ることを得る

(乙)に掲げたのは生産額の半数以上輸出せらるゝものゝみであるが是としても内地の需用に供せ

らるゝもの、餘り寡少なるを疑はざるを得ない殊に生糸、茶、燐寸、乾鰯、椎茸の如きは殊に然うである

尙生糸に就き詳説すれば明治四十三年の生糸の産額(玉糸を含む)は千九百八十四萬四千六百九十九斤で同年の輸出額は千四百八十四萬六千七百七十五斤であるから差引内地存留額は四百九十九萬四千二百九十四斤となる之を百斤七百九十五圓とせば三千九百七十七萬四千五百九十七圓となり更に同年の絹織物に就き之を見るに其價額一億二千二百八十萬六千八百九十一圓ある大凡そ絹織物は其價額の約六割は原料の價額と看做され得るに依り右の一億二千二百八十萬六千八百九十一圓の織物に對する原料の價額は六千七百六十八萬四千三百三十五圓である然るに之が原料たるべきものは三千九百七十萬四千五百九十七圓なるを以て差引二千七百九十七萬九千五百三十八圓の不足を示して居る(其他絹綿交織物の原料たるもの尠ならず)されば右の如く絹織物の生産あるは畢竟調査漏の生糸多數であることを証明してゐる

第一六 小票使用の効用

小票の使用は我邦に於ては徳川氏執政の時代江戸御船藏の木材調査及天城木會(木曾山林の材木調を爲と云ふ此は谷々に於て材木の本數を何本何本と數ふる聲が鶯の音に似たるより云ふものな

らん)等の山林に於ける木材調査に就き木材の種類、寸尺、出所等を計算するが爲め小票を使用したとがあつた而して歐洲にては千八百五十年初めて獨逸伯林の人口調査に之を用ゐる其後歐米各國諸般統計調査に就き之を用ゐるに至つた

我邦現時の狀況に就き考ふるに小票は府縣若くは郡に於て印刷し之を市町村に送り市町村にては之を各調査區の調査委員に交附し農商工諸般の調査事項に就き當業者の各戸に配附し所要の事項に就き當業者をして自ら記入せしめ若くは調査委員をして直接當業者に就き其答申を求め之を記入せしむるをよろしとする

此方法は手數及費用を要するので未だ普く使用されて居らぬが内閣統計局に於ける人口動態統計農商務省に於ける會社工場統計の如き千葉縣に於ける農業生産調査、養蠶及桑畑調査、蠶絲及真綿調査、家禽調査、君津郡に於ける家畜調査、滋賀縣に於ける米麥調査、宮城岩手兩縣に於ける米麥、繭蠶系織物調査、熊本縣に於ける養蠶調査の如には用ゐられてあるされど近年統計思想の普及に伴ひ正確の統計を要望するの聲漸く官民の間に響しく縣若くは郡に於て管下重要物産に就き此方法に依り調査するもの年に月に増加するの趨勢を示して來たのは嬉しい現象である

之を要するに小票を使用する効用は(第一)單位觀察を正確ならしむること(第二)整理上便利なること(第三)表上細密の分類を爲すに適するとである彼の會社工場統計に就き事業別、資本金別

若くは製品別と爲すが如き數十若くは数百の分類を要するものは小票を繰返すにあらざれば到底之が目的を達することを得ないのである

第一七 調査方法

産業統計の正確を期するの困難なることは既に述べたが左の方法に依つて調査せば稍正確の統計を得ると信する

第一、小票を用ゐて調査すること

詳しく前項に説明したから茲に畧する

第二、調査區及調査委員の設定

市町村を大字、字等適宜の調査區に分ち每區に有給若くは無給の調査委員一名若くは二名を設け其區内の調査を担当せしむるを可とす而して委員には相當の地位名望を有し産業の状況に精通し且つ綿密にして統計調査に適する者を選任することが必要である

調査委員の選任に就ては地方に依り其趣を異にし千葉縣農業生産調査に在りては區長、勸業委員其他部内産業状態に精通せる篤志者より選任することし家禽調査に在りては小學校教員及小學兒童を使用し秋田縣雄勝郡及滋賀縣神崎郡に於ては青年會員を以て調査委員としてあるが結局地方

の状況に鑑みて其宜しきを得る様適切の選定を爲すべきものである

第三、調査委員の訓練

調査の正確なる否とは一に調査委員の訓練如何に關するものであるから調査方法に就き充分の訓練を爲すは勿論可成長く其職に留まり熟練と經驗とを得せしむることが肝要である

第四、調査委員の職責

調査委員は市町村長より交附せられたる小票を各當業者に配附し其記入を待て之を拾集し若し當業者にして自ら記入の出来んものは代て之を記入し而して調査委員は當業者をして調査事項に就き誇張若くは隱蔽することなく誠意を以て事實有の儘を小票に記入せしむることを努めねばならぬされど當業者は概ね課税の標準となるを恐れ内輪に報告するの疑ひあるを以て調査委員たる者は推計の方法に依り當業者の記入が果して正當なりや否やを考量するの必要なる場合がある其詳細は第十四推計の方法中に説明したから此處には畧する

次に調査委員は當業者より拾集したる小票に就き一票毎に之を檢査し記入の誤謬若くは脱漏あることを發見したるときは速に之を訂正するの手續を爲さねばならぬ

右は小票調査を爲す場合に就て之を述べたるが地方經濟上の状態に依り若くは人民教育の程度低きか爲め小票を用ゐるを得ざる場合に在つては調査委員協議の上調査の正確を期する方法を講ず

ると必要である

第一八 坪刈方法

坪刈方法とは町村を大字、字等適宜の調査區に分ち其區域内の作付段別を土地臺帳及實地踏査に依り正確に調査し之を上作中作下作の三階級に分ち各級數ヶ所に於て坪刈を爲し之が收穫率を算出するの法である

坪刈は古へは之を檢見と稱へ室町時代以來徵稅法の一つであつて稻作の豊凶を檢視し其年の年貢を定めたものである即ち田地一坪宛數箇所の稻を刈採り登量を檢し之を標準として全部の租額を定めて徵收するので之を檢見取と云ひ又毛見とも云ふた(田畑に栽培する植物を毛と稱す、穀梁傳に「凡^レ地所^レ生^ル謂^ニ之^ヲ毛^ト」)とあり、物を見分るを見と云ふ)而して坪刈を爲すには方六尺一分(貞享年間の田租表に一坪は方六尺一分とあり)の坪框を用ゐるを普通とす刈採りたる稻より得たる穀に就き概ね二割の干減を減するを例とし之より粗摺五割を減したるものを玄米の量とするを普通とする

坪刈方法は宮城、岩手、滋賀等の諸縣に於ても既に之を施行しつゝあるが千葉縣農業生産調査に於て施行する坪刈法は頗る精密なものであるから參考として其大要を掲ぐることにする

水稻 坪刈 調査

(甲)坪刈法 水稻の坪刈を爲すには先づ一調査區(即ち大字、字等)の田地凡三十町歩内外の範圍に於て早稻、中稻、晚稻の各別に中等作柄三ヶ所を選定し左の方法に依り各區域共一齊に行ふへし

(イ)坪刈の個所は稻の生育均一にして總量上の平均を得らるべき中等作柄地を担当調査員及耕作人等三名人以上立會の上之を選定すべし

(ロ)坪刈に使用する坪框は杉、松又は竹材を用ゐる幅三寸内外厚八分内外にて内徑六尺四方のもの可成一定に製作すべし

框は携帶及使用に便ならしむる爲め其四隅は「アリ組」と爲し蝶番ひ金物を付し組解きに容易なる様製作するを妨げずと雖も必ず固定して歪曲なからしむるを要す

(ハ)坪框の使用は斜框法に依り框の一角を前に置き稻株の配列に對して斜めに之を定置し其框の内部にある稻株を刈取るべし但し框下に當れる稻株あるときは之を二分して刈取るべし

(ニ)刈取の時期は早稻、中稻、晚稻共一般農家の收穫季節に依り其の時刻は晴天の日にて午後二、三時頃に於てするを適當とす

(ホ)刈取りたる稻穂は現場に於て粗と爲し粳米、糯米、各別に其樹量及重量を計量すべし(適

當の方法を以て芒糶イギシヒナ及藁屑等を除去するを要す)

(乙) 米量算定法

- (イ) 生粃の減量は稻の種類成熟の早晚結實の良否或は粃拵の精粗等により一様ならずと雖も乾燥減歩合は凡一割乃至二割粃摺減歩合は凡四割乃至五割を以て標準とす
- (ロ) 算出米量は生粃の樹量より先づ乾燥減歩合を減し次に粃摺減歩合を減したるものとす
- (ハ) 此の如くして一坪に對する米量を算出し之に三百坪を乗したるものを以て一段歩の米量とす

陸稻坪刈調査

陸稻の坪刈を爲すには一調査區(即ち大字、字等)内にて生育均一なる中等作柄三ヶ所を選定し各個所毎に十坪乃至二十坪の方形に繩を張り其内にある畦の延間數を度り坪數を以て之を除し得たる長さは即ち一坪に於ける畦の延間數とす仍て此延間數の所を一條に刈取るべし

刈取りの時期粃拵の方法生粃の減量及米量算出の方法等は凡て水稻に準すべし

以上は千葉縣に於て定めた米作坪刈法であるが尙ほ一の注意すべきは水稻に於ける坪刈選定地は何れの部分を刈るべきやの問題である今愈坪刈すべき田地定まらば其の何れの部分を刈取るべきやを研究するとは亦必要である何せなれば畦の附近は空氣の流通能く光線も能く當るを以て中央

に比すれば幾分良好の成熟を見る殊に東西南の三面は然うである之に反し中央部は最も成熟の不良なるは普通である故に畦の附近は平均以上で中央は平均以下の收穫となるから中央でもなく畦の附近でもなく真に平均を得らるべき部分を選び刈取ることに注意せねばならぬ尙かゝる坪刈方法は之を麥作、食用及特用農産物等の調査に準用することを得るのである

第一九 農事調査

我邦古來より農業を以て立國の基と爲すが故に近年商工業頗る發達し來りたるも農家は五百五十萬乃至六百萬戸を下らざるべく國民の過半は農業に従事するのであるから農家の状態に就ては最も精密なる調査の存在すべき等なるにも拘はらず農家の戸數所有地の大小耕作地の廣狹すら今に完全な調査のないのは盛世の一大缺点と云はねばならぬ蓋し農家には大小あり其の經營の大なるものは大農にて其の家族婢僕使用人を併せて數十人若くは數百人を養ふものもあるべく其小なるものに至つては夫妻終年勞働して尙且つ生を安せざるものもあらん是等大農小農の地方に於ける配附こそ農業状態の大勢と地方の貧富とを表章するものである

地方に於ける農業状態を明瞭ならしむることは農業經濟上の施設を爲すに於て喫緊の事であるから官民共に農事調査の必要を感じつゝあるのである去れば新に農事調査を計畫する場合には少く

も左の如き様式に倣ひ調査委員をして各農家に就て一々之を聴取りて小票に記入せしむるか又は各農家に小票を配付し自ら記入せしめたる上之を蒐集し記入の誤謬に付之か訂正を嚴密にし確實の調査を要するのである左記様式は未だ充分の精練を経ないのであるから尙ほ多少の改正を要するの点もあらうか先以て参考として左に掲げることにしたのである

農 事 經 營											
道廳府縣名	市郡町村大字番地	氏名	業名		農業		農事		飼養		ル
			本業	副業	主人及家族		常備人	牛	馬		
					男	女				男	
耕 作											
借 地 有 所											
		畑		山		原		田			
一毛		其		普通ノ裏作		綠肥ノ裏作		一毛		其	
桑樹果樹其他樹木		ナ植付ケタルモノ						桑樹果樹其他樹木		ナ植付ケタルモノ	
				野		林					
二毛		普通ノ裏作		綠肥ノ裏作		二毛		其		普通ノ裏作	
綠肥ノ裏作								綠肥ノ裏作		普通ノ裏作	

大正元年十二月三十一日現在

考 備	票					
	所 有 地			家 畜		
	田	畑	山	豚	鶏	馬
右之通相違無之候也						
大正二年 月 日	地			地		
	畑	山	原	畑	山	原
右 何 ノ 誰	同 上 耕 作 地 中			牛 馬 耕 作 爲 ス モ ノ		
	畑	山	原	畑	山	原

(注意)

一、田畑を耕作せずして買入れたる桑のみを以て養蠶する者の如きは○欄に其旨を明記すへし

一、他府縣管下に於て所有し又は耕作する段別をも合算して記入すへし

作 男	家 族 ノ ミ ニ テ 耕 作 ス ル	内					内					農 家 總 戸 數	(耕作 スル 田 畑 段 別)											
		桑 畑 ヲ 耕 作 ス ル	茶 畑 ヲ 耕 作 ス ル	果 樹 園 ヲ 經 營 ス ル	林 野 ヲ 經 營 ス ル	管 ノ モ ト ノ 管 業	管 業	其 他 ×	小 作 農	自 作 兼 農	自 作 農			自 作 兼 農										
															兼 業	專 業	兼 業	兼 業						
一	人												未 滿 五 段	五 段 以 上	一 町 以 上	二 町 以 上	三 町 以 上	五 町 以 上	十 町 以 上	三 町 以 上	五 町 以 上	三 町 以 上	百 町 以 上	計

豚 ヲ 飼 養 ス ル	鶏 ヲ 飼 養 ス ル	其 他 工 藝 的 副 業 ヲ 有 ス ル	牛 ヲ 飼 養 ス ル				馬 ヲ 飼 養 ス ル				女 子 ノ 常 備															
			一 頭	二 頭	三 頭	四 頭 以 上	一 頭	二 頭	三 頭	四 頭 以 上	一 人	三 人 — 五 人	六 人 — 十 人	十 人 以 上												
															一 頭	二 頭	三 頭	四 頭 以 上								

一、農家は職業別に依り判定するものとす
 一、二人以上の所有者を以て一家を爲す者は之を合算するものとす
 一、×「其他」は田畑を耕作せずして買入れたる桑のみを以て養蠶する者の如し

三六	一〇七	六一	一六	三	二	二	一九三
四一	一五一	六八	一九	四	三	一	二四八

(備考) 本表ニハ沖繩及北海道ノ區ヲ包含ス

現住人口一萬以上の都會と村落及現住人口一萬未満の都會とに於ける人口増加の割合

年次	都會		村落及人口一萬未満の都會	
	現住人口一萬以上ノ都會	人口千ニ付前年ニ對シ増	現住人口一萬未満ノ都會	人口千ニ付前年ニ對シ増
二三	五、五〇四、〇五九	二七・八八	三五、四六四、七七六	四・一三
二四	五、六五七、四九三	一九・五七	三五、六一一、二三九	四・一三
二五	五、七六八、二二八	二七・六五	三五、九二八、六一九	八・九一
二六	五、九二七、六九九	二六・七六	三六、一三三、二七七	五・七〇
二七	六、〇八六、三二〇	二〇・四五	三六、三四四、六七五	五・八五
二八	六、二一〇、八〇一	三二・〇三	三六、八三七、四二五	一三・五六
二九	六、四〇九、七三六	五六・五二	三七、〇九〇、〇九七	六・八六
三〇	六、七七二、〇四二	五三・八五	三七、二〇六、四五三	三・一四
三一	七、一三六、六九一	五一・二二	三八、二六五、六六八	二八・四七
三六	八、九六四、四〇九(五年平均)	四九・五一	三九、五七八、三二七(五年平均)	六・八六
四一	一一、一八三、五四九(五年平均)	四九・五一	四〇、五五二、七五五(五年平均)	四・九二

前表に就いて都鄙人口増加の割合を見るに都會の人口は村落に比して増加の速度頗る速かて即ち明治二十四年を二十三年に比すれば都會は人口千に付二十七人八八の増加であつて村落は四人一三である明治二十八年に於ては都會は二十人四五の増加で村落は十三人五六である明治三十年に於ては都會の増加は五十六人五二で村落は三人一四明治四十一年には都會の増加は四十九人五一で村落は四人九二である要するに明治二十三年乃至四十一年に於ける都會の平均増加は約三十六人であつて村落は約八人に當る此の如く都會の人口の逐年著しく増加するは商工業の漸々發達するに從ひ農業地即ち村落より來住する者益々増加するの趨勢あるに依るのである

三、飼養する家畜 家畜は農業上の基本財産であるなせなれば耕作用及肥料の生産上必要缺くへからざるものなるに依る歐洲に於ては小農は牝牛一頭柱時計一個を以て其家を成すと云ふ諺がある

四、所有地の欄を設けたるは所有地の大小に依る農家を調査する爲めてある

五、耕作地を所有地と借地とに區別せしは自作農、小作農及自作兼小作農を知り併せて耕作地の大小に依る農家を調査せんか爲めてある

一毛作とは一年中に一回作物を栽培したるものを云ひ故障の爲め收穫出來さしもの

も包含する

桑樹果樹其他樹木を植付たものは一毛作と看做すべきものである

稻其他の苗代は一毛として數へてはならぬ苗を販賣する場合も亦同してある

二毛以上作とは一年中に二回以上作物を栽培したるものを云ふのである

六、牛馬耕を爲す田畑は耕起に牛馬を使用したもののみを記入すべきものである

明治三十五年農商務省令第二十六號に依つて農會から報告になつた材料に基いて調査した明治四十三年に於ける農業經營の概要を舉ぐれば左の通りである

第一、總面積と耕地面積

本邦耕地の面積は田二百九十万一千六百町歩畑二百七十五万六千七百町歩計五百六十五万八千町歩之を國土の總面積三千八百三十一万六千町歩に比較するに一割四分七厘に當る(總面積、耕地面積共に沖繩縣を除く)

第二、耕地面積と戸口

耕地の總面積五百六十五万八千町歩を全國人口に割當つれば一町歩に付約九人となる更に農家一戸當の耕地を計算するに田五段三畝餘畑五段餘計一町四畝に當る

第三、自作田畑及小作田畑

自作とは自己所有の土地を耕作するを云ひ小作とは他人所有の土地を耕作するを云ふのである此兩者の段別の割合は田に在つては自作五割小作五割に相半し畑に在りては自作六割小作四割に當り田畑合計に就て之を見るに自作五割五分小作四割五分に當る而して此現在の割合を數年前に比較するに自作地の割合は田畑共に減少して小作地の割合は漸々増加の趨勢を示して居る

第四、耕作用牛馬と耕地面積

田畑耕作用の牛は百〇五万三千頭馬は百二十万七千頭て之を牛馬の總數に比較するに牛は七割六分馬は七割七分に當る

耕作用牛馬一頭當耕地面積を見るに田は一町二段八畝、畑は一町二段二畝、計二町五段に當り次に牛馬耕を爲す田畑段別に就て之を見るに田百六十七万九千町歩、畑九十五万九千町歩、計二百六十三万八千町歩にて牛馬一頭の耕鋤する段別は田七段四畝、畑四段二畝、計一町一段六畝に當る而して三十六年以後の統計に就て之を見るに牛馬耕は次第に盛なるの傾向がある

第五、耕地利用の狀況

田總面積二百八十八万町歩(休閒地を除く)の中普通裏作を爲すもの三割綠肥裏作を爲すもの九分にして單に一毛作に止まるものは六割餘である而して二毛以上作は獎勵の結果逐年増加の趨勢を示し特に綠肥裏作は近年著しく發達したか之に反し一毛作は漸々減少するの傾向がある

畑地は桑、果樹、茶樹等永年圃を必要とする作物の栽培に供するもの及北海道の全部東北地方の大部分に於ける外は概ね年二回以上の作付を爲す様である

今統計に依りて一箇年間の各種農作物の栽培面積を累計するに大約田作四百万町歩、畑作三百八十万町歩、合計七百八十万町歩である而して此作付總面積中大約八割は食用作物であつて工藝作物、園藝作物、飼料作物(桑及牧草等)の三者は畧同一面積を占めてゐると見てよいのである

第六、農家の戸口

明治四十三年十二月末日現在の農家戸數(耕作に従事せざる地主を除く)は沖繩縣を除き專業農家三百六十九万五千戸、兼業農家百七十二万一千戸、計五百四十一万六千戸で此外に耕作に従事せない地主は概算四万三千戸ある而して右專業及兼業農家戸數の總戸數(八百九十六万三千五百九十戸)に對する割合は約六割に當り猶沖繩縣の農家戸數概算五万九千戸あるから全國の農家戸數は約五百五十万戸を下らないのである

更に各府縣に就き總戸數に對する農家(專業及兼業)の割合を見るに總戸數の半數に達せぬものは僅に東京(二割一分)大阪(二割一分)京都(三割七分)神奈川(三割八分)の三府一縣のみであつて他府縣に在つては農家は五割以上八割五六分を占めてゐる蓋し總戸數に對する農家の多少は其府縣に於ける農家の重要程度を示すもので少なくとも人口、兵役、風俗、安寧、健康等の點に於ける

良否を計測すべき標準たるべきものである

農家の人口に就ては完全なる調査かないので正しく知ることは出来ぬか農村に於ける一戸當人口は都會に於ける一戸當人口よりも多數なるは普通であるから假りに一戸當人口を五人五分とせば農家人口は約三千万人にして總人口の約六割である之を歐洲に就て見るに獨逸は四割二分英國は二割五分に過ぎない

近年の統計に徴するに總戸數に對する農家戸數の割合は逐年減少の傾向を示してゐるか併し農家戸數の絶對數に至つては年々多少の増加を見るのである

農業教育を受けたる者は八十四万二千人にして一人當農家戸數は六戸四分二厘に當る

第七、農家の階級

農家を自作農(一、七七七、八八四戸)自作兼小作農(二、一三七、〇七五戸)及小作農(一、五〇一、七六五戸)の三階級に分ち各階級の戸數の割合を見るに自作農家は三割三分自作兼小作農家は三割九分にて全く自己の耕地を所有せぬ小作農家は二割八分に當て居る

更に各府縣に就き此等農家分配の状況を觀察するに自作農家の割合最も高きは福島(四割七分)北海道(四割五分)山口(四割二分)岩手(四割一分)鹿兒島(四割)宮崎(三割九分)で最も低きは香川(二割七分)鳥取(二割)大阪、富山(各二割二分)である

次に小作農家の割合最も高きは大阪、香川(共に四割八分)鳥取(四割三分)北海道(四割一分)にて最も低きは長崎(一割六分)宮崎、鹿兒島(共に一割七分)岩手(一割八分)高知(一割九分)である而して自作兼小作農家の割合最も高きは富山(五割三分)静岡(四割七分)神奈川、岡山、熊本、長崎(共に四割六分)佐賀(四割五分)にて最も低きは北海道(一割三分)福島(二割七分)奈良(三割)山口(三割一分)である

次に所有耕地の廣狹に依つて農家の階級を分ては五段歩未満の耕地を所有する者は最も多數にして耕地所有者の四割七分を占め五段歩以上三町歩未満の所有者は四割四分、三町歩以上十町歩未満の所有者は八分、十町歩以上の所有者に至ては一分に足りない更に各府縣に就き五十町歩以上の所有者百戸以上のものを求めれば北海道(五八五戸)新潟(二四〇戸)秋田(一六一戸)宮城(一二二戸)熊本(一〇九戸)茨城(一〇四戸)山形(一〇四戸)の一道六縣に過ぎないのである

又耕作地の廣狹に依つて農家の階級を分ては五段歩未満の耕作者は三割八分を占め五段歩以上一町歩未満の耕作者は三割三分、一町歩以上三町歩未満の耕作者は二割五分、三町歩以上の耕作者に至りては四分に過ぎぬ

更に各府縣に就き之を見るに五町歩以上を耕作する農家の割合最も高きは北海道(二割三分)であつて次は青森(三分)宮城(二分七厘)栃木(二分四厘)秋田(二分三厘)鹿兒島(二分二厘)岩手(二分)

東京、山形(共に一分八厘)宮崎(一分六厘)千葉(一分四厘)諸縣である而して其の割合の最も低きは愛知、滋賀、福井、岡山、三重、奈良、岐阜の諸縣にて愛知は三戸滋賀は七戸に過ぎぬのである

次に五段歩未満を耕作する農家の割合最も高きは廣島(五割七分)和歌山(五割六分)香川(五割三分)山梨(四割九分)奈良(四割八分)徳島(四割七分)愛媛、兵庫(共に四割六分)長崎(四割五分)の諸縣であつて農家の約半數は五段歩未満を耕作する小農家作であることが判る而して五段歩未満を耕作する小農家の割合最も低きは北海道(一割三分)熊本(二割四分)富山(二割五分)秋田、新潟、茨城、福島(共に二割六分)山形(二割七分)岩手(二割九分)埼玉(三割)の諸縣である

右に述べた各階級農家の割合に就き近年の變遷を視察すればこうである自作農は次第に減少して小作農及自作兼小作農は増加し又小面積の耕地所有者は漸々減少して其所有地を大面積の土地所有者に併合せらるゝの傾向が見える

農商務統計様式に関する一般の注意

是より農商務統計様式に就き説明するが豫しめ諸君の御承知を乞ひおくべきことは府縣に於て定められたる農商務統計様式説明若くは調査方法と私の説明と多少相違の點もあらんか斯る場合に於ては私の説明は一の參考資料として御聽取あらんことを希望します

一、統計表には可成備考を記すへし
表を見る者數字の高低著しきを發見したるときは必ず其理由を聞かんとするならん故に製表者は務めて備考を記し之が説明を爲すこと必要である

二、備考には増減盛衰等の理由を記すへし
備考の記載は簡單明瞭にして増減盛衰等の理由を説明するものでなくてはならぬ米麥表に就き一例を擧ぐれば前年より何十町若くは何百石の増又は減と記入せずに段別の増加は開墾、疏水、若くは耕地整理等に依り收穫の減少は氣候の不順、旱魃、降雨、又は虫害等の爲めなることを記入すべきものである其他調査方法を改良し坪刈を行ひしとか小票調査を行ひしとか其方法を記するが如きものである

三、自家用生産品と雖も調査を要せざる旨特に記載なきものは之を調査すべきものとす
自家用生産品は調査困難なるを以て之を調査するに及ばずとしたならば過半は此名目の下に隠

れて報告を免かるゝか故に様式に調査を要せざる旨特に記載のないものは之を調査すべきものである自家用織物は調査に及ばざる旨特に記載せられてある

四、價額の計算方に就き特に其方法を記載せざるものは一般卸賣相場即問屋より小賣商人に賣渡す直段を以て計算すべきものとす然れども物品の種類に依り又は地方の情況に依り問屋の設備なき場合に於ては生産者より仲買人に賣渡す相場を以て計算するも差支なし

價額の計算は一般卸賣相場に依るへしと定られたのは問屋の數には自然限りあるので調査の手續を要すること少なく稍簡易に計算し得べきか爲めである若し小賣相場に依ることとせば少くとも數十ヶ所又は數百ヶ所に就て調査を要するが故に手数の煩雜に堪へざるによるされど問屋の設備なき地方に於ては生産者より仲買人に買渡す相場を以て計算するも差支ないのである例へは苗木表に「苗木の價額は生産者より販賣したるとききの價額に就て調査すへし」とあり又公有社寺有私林被害表に「價額は總て山元相場を以て計算すへし」とあるが如し

五、單位を一定すへし

單位の一定は統計の整理上最も必要であるから機式規定以外の單位は換算して報告せられたしそうでない場合には規定の單位に換算し得べき方法例へは果實表中の梅は石を以て報告すべき筈なるに貫を以て報告せらるゝ場合には一升若くは一斗の重量を備考に記載せらるへし或る町村にては調査の際段と町と其單位を等ふし甚しきは畝若くは歩迄同一單位を以て計算し其の計

數は全く無意味のものとなつた實例もあつたと云ふか孟子の所謂不_レ揣_ニ其本_ニ而齊_ニ其末_ニ、方寸之木、可_レ使_ニ高_ニ於峇樓_ニと蓋し此の謂である

六、製造戸數の調査は工場をも一戸して計算すへし

普通の住家たると工場たるとを問はず製造に従事する者の戸數を調査すへきものである

七、職工の調査は戸主又は家族と雖も事實其職を執る者は之を計算すへし

職工は給料を與へ雇入れたものゝみならず戸主又は家族と雖も事實其職に従事する者は之を調査すへきものである

八、一斤は百六十匁を以て計算すへし

一斤の法律上百六十匁なることは何人も承知して居るから改めて改明するのは蛇足を添ゆるの觀かあるか實際上の賣買に就て之を見るに百匁若へは百二十匁を以て一斤とするものがある此等は百六十匁に改算して報告するか又は其旨を備考に附記することを忘れてはならぬ

九、製表上用ゆへき符號

●單位を示すに用ゆ例へは百二十五圓五十五錢の場合に一二五・五五と記するか如し此場合には其右傍に圓、貫、石、斤等の文字を記すへきものである

、數位を示すとき即ち千位又は百万位等を示すときに用ゆ

—記載すへき事實なきときに用ゆ

?調査未了又は調査を缺き又は疑ひあるときに用ふ

○記載すへき事實あるも單位に達せざるものを証明する爲めに用ふ

第一 米

一、様式の粳米糯米の欄には水田作を記し陸稻の粳米糯米は之を合算して陸米の欄に掲ぐへきものである

一、苗代跡地は其儘て作付しないものは之を調査するの必要かないか作付した場合には作付段別に計上すへきものである

一、病害蟲害若くは風水害等に依つて收穫皆無となつた場合でも一旦作付した以上は總て其段別を調査すへきものである

一、一段歩收穫高は何石何斗何升何合と數へ合迄を算出しない

一、本年の收穫高か前年若くは平年作に比して著しき増減のあつた場合には早魃、霖雨、洪水等の爲めに作物不良なりしこと若くは開墾、荒地起返し等に依り段別の増加した爲め作物不良でも增收であつたこと等其理由を記載すへきものである

一、平年作とは最近七ヶ年中に於て最豊最凶の二ヶ年を除き残り五ヶ年を平均して得たる商を云

ふのである茲に大正元年に於ける平年作を算出するには四十四年より三十八年に遡り其中最豊最凶の二ヶ年を除き残り五ヶ年を合算し之を五分すべきものである左に千葉縣に於ける實例を示さば

三十八年	1,514,364
三十九年	1,412,937
四十年	1,677,128
四十一年	1,705,390
四十二年	1,847,707
四十三年	1,340,488(最凶)
四十四年	2,031,373(最豊)
平年	$\frac{8,157,526}{5} = 1,631,505$

即ち平年作は一百六十三万五千五百五石である

一、收穫高算出方法

例へば早稻一千町歩中稻二千町歩晚稻一千五百町歩ありとして早稻一段歩の收穫高二石中稻三石晚稻二石五斗とせば左の算法に依り總高を算出すべきものである

早稻	$1,000.0 \times 2.0 = 20,000$
中稻	$2,000.0 \times 3.0 = 60,000$
晚稻	$1,500.0 \times 2.5 = 37,500$
總高117,500

若し右の算法に依らずに早中晚各の一段歩收穫高二石、三石、二石五斗を相加へたるものを三分して平均二石五斗を得之を總段別四千五百町歩に乗せば十一萬二千五百石となり前法に比し五千石の差異を生ずるのである而して此方法は眞の算法でないから用ゐてはならぬ

一、調査時期

作付段別收穫高共に收穫期に於て調査するを可とするのである

米の産額及消費

我國太古瑞穂國と稱へました瑞穂とは美しき稻穂の義である故に米作は開闢以來最も盛に行はれ剩へ世々之を奨励し來つたので益進歩發達しつゝある今明治十一年から同四十四年に至る既往三十四年間に於ける米作の景況を觀察するに十一年には作付段別二百四十八万町歩であるか二十一年には二百六十八万町歩三十一年には二百八十一万町歩四十一年には二百九十二万町歩四十四年には二百九十七万町歩となり年々耕地の擴張せらるゝことを知るのである

かく耕地の擴張に伴ひ收穫高も漸々増加して十一年には二千五百二十八万石であるか二十一年には三千八百六十四万石三十一年には四千七百三十八万石四十一年には五千百九十三万石四十四年には五千百六十九万石を得るに至りました右作付段別及收穫高増加の程度を指數にて示すときは左の如くてある

明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治
十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年
100	100	100	100	100	100	100	100
108	113	113	113	113	113	113	113
127	127	127	127	127	127	127	127
129	129	129	129	129	129	129	129
100	100	100	100	100	100	100	100
108	113	113	113	113	113	113	113
127	127	127	127	127	127	127	127
129	129	129	129	129	129	129	129

明治四十四年に於ける主要生産地を擧ぐれば

新 潟 縣	二、四〇九、一六〇石	茨 城 縣	一、五八九、六五九石
兵 庫 縣	二、二八〇、〇〇五	熊 本 縣	一、四六五、二七〇
福 岡 縣	二、二七八、九五一	三 重 縣	一、四六三、五九四
千 葉 縣	二、〇三一、三七三	計	一八、七〇一、六二八
愛 知 縣	一、九七〇、九七二	右ノ外諸府縣	三二、九九三、二五五
富 山 縣	一、六〇七、七四三	合 計	五一、六九四、八八三
岡 山 縣	一、六〇四、九〇一		

右新潟乃至三重十縣の收穫高は一千八百七十万石で全國收穫高の三割六分一厘に當て居る一段歩の收穫高に就て之を觀るに十一年乃至十七年は最豐の年(十二年)ても一石二斗七升六合を越へないか十八年乃至四十四年に於ては概して一石四五斗餘て最豐の年(四十二年)は一石七斗八升五合に當る故に十八年以後は段別の増加に伴ひ收穫を増したるのみならず一段歩の收穫高に於ても増加の趨勢である是れ連年豊作なりしに依るか耕耘、施肥、驅蟲等農事の改良せられしに依るか將た又十七年以前の府縣の報告に遺漏ありしに依るか疑なきを得ぬ
米價は十一年以後或は高く或は低く年々異動あるも要するに逐年昂騰の趨勢を示し本年に於ては殊に著しいのである

明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治	明治
十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年
六〇四	八八五	五二七	七四七	二二二	二六六	一四八	一四九	一三二	一三三
七〇三	七〇二	四六〇	六二二	八五四	九八四	一〇四二	一〇六九	一〇四五	一〇三一
七〇三	七〇二	四六〇	六二二	八五四	九八四	一〇四二	一〇六九	一〇四五	一〇三一
七〇三	七〇二	四六〇	六二二	八五四	九八四	一〇四二	一〇六九	一〇四五	一〇三一
七〇三	七〇二	四六〇	六二二	八五四	九八四	一〇四二	一〇六九	一〇四五	一〇三一
七〇三	七〇二	四六〇	六二二	八五四	九八四	一〇四二	一〇六九	一〇四五	一〇三一
七〇三	七〇二	四六〇	六二二	八五四	九八四	一〇四二	一〇六九	一〇四五	一〇三一
七〇三	七〇二	四六〇	六二二	八五四	九八四	一〇四二	一〇六九	一〇四五	一〇三一
七〇三	七〇二	四六〇	六二二	八五四	九八四	一〇四二	一〇六九	一〇四五	一〇三一
七〇三	七〇二	四六〇	六二二	八五四	九八四	一〇四二	一〇六九	一〇四五	一〇三一

明治四十四年の米産額は五千百六十九万四千八百八十三石であるから之に一石の價格十七圓三十五錢を乗すれば其價額は實に八億九千六百九十万六千二百二十圓となる本邦生産物中他に肩を比ふべきものなく瑞穂國の稱に背かないのである茲に一億圓以上の産出あるものを求めれば麥(大麥、裸麥、小麥)の一億六千万圓蚕糸額の一億七千万圓紡績綿糸の一億九千万圓織物の二億八千万圓清酒の一億七千万圓に過ぎない

次に明治四十四年に於ける輸出は二十万五千石にして其價額は三百九十四万圓輸入は百七十一万石て其價額は一千七百七十二万圓である

既往三十四年間に於ける輸出入の状況を見るに輸入に在ては十一年乃至二十二年は概して二、三万石内外に止まり十八年に十一万石に上つたのは十七年の凶作か原因をして居る様であるされど二十三年乃至四十四年は其額著しく増加し最少の年(二十五年)ても三十二万石を越ゆるに至つた而して二十三年に百八十三万石二十七年に百三十二万石三十年に二百五十二万石三十一年に四百六十七万石三十六年に四百八十六万石三十七年に五百八十九万石三十八年に四百六十三万石に達せしは是れ主として該年の前年に於ける凶作に基けるものである而して最近十年間に於ける輸入の平均は二百八十二万石に當て居る

輸出に在つては十二、十三、十四の三年を最少とし二十一年の百三十二万石二十二年の百三十一

万石を最多とする而して最近十年間に於ける輸出の平均は三十万石に當る之を要するに差引年々二百五十二万石の輸入超過を示してゐる

米 輸 入 高

再輸 計	其 他	暹 羅	佛 領 印 度	香 港	英 領 印 度	舊 領 印 度	關 東 洲	濟 南 國	年
二、七〇八、一〇六	四九八	二二九、八一六	七二七、六〇六	一、一〇九、三六七	六二二、二六六	三、八、九六六	三、八、九六六	三、八、九六六	四十一年
一、九四一、四一七	四一七	二六四、四五九	六二六、一九五	五七八、五二六	四四六、五〇四	二五、七〇九	二五、七〇九	二五、七〇九	四十二年
一、三二五、二四三	九一七	二七二、三一〇	四八九、九三五	一五三、七八三	三九九、二一六	九、七七七	九、七七七	九、七七七	四十三年
九一八、六二七	一六四	二六一、一三六	三五二、三六六	九二五	一四八、一一五	六、一〇三	六、一〇三	六、一〇三	四十四年
一、七一九、五六六	九二一	二五一、〇〇四	八六二、一七四	四八一	五八七、一三七	一七、五六九	一七、五六九	一七、五六九	四十五年

米 移 入 高

年	移入高
四十一年	五五八、三〇三
四十二年	一、〇一七、五九一
四十三年	九九一、四九五
四十四年	六八四、二五二
四十五年	二二、八二六

計	五五八、三〇三	一、〇一七、五九一	九九一、四九五	七〇七、〇七八	八四六、七六五
---	---------	-----------	---------	---------	---------

米輸出高

	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年
香港	六四石	八石	八、八五五	二四四	二三一
露領亞細亞	一三、六九五	八、六四三	四、七七六	六、四九五	四、五八四
英吉利	一一、四七四	三三、九九三	八〇、〇二一	八八、二四八	一四、三八八
佛蘭西	七六〇	二〇	四四、六二〇	八、八一四	六四
獨逸	三七	九、四九一	六、二二二	一一、一六四	六八四
澳地利			二四、〇一八	三三、〇四八	
北米合衆國	四〇、九二〇	五〇、七三〇	三五、五四四	六六、一五一	五八、〇一〇
英領亞米利加	二九、七五三	一九、二八六	二七、八二〇	二六、一三六	二八、二一六
濠太刺利	八、一六六	四、八一九	九、一七一	八、二〇八	五、〇七四
布哇	七六、三二一	七五、〇二二	一〇八、五二四	一〇八、三七四	八七、二六三
其他	一九、九三五	一四、〇四一	五二、八二二	四九、九二八	七、一五五
計	二〇一、一一五	二二六、〇三五	四〇二、三九三	四〇八、八一〇	二〇五、九〇三
再輸出高	一、一三七	九八七	九七四		一二四、九五〇

米移出高

	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年
--	-----	------	------	------	------

臺灣	朝鮮
五七、五七八	五七、五七八
三一、六九八	三一、六九八
二九、七六二	二九、七六二
四〇、五六八	四〇、五六八
五一、三四五	五一、三四五
八、三一〇	八、三一〇
五九、六五五	五九、六五五

後に示すか如く本邦に於ける明治四十四年の食料米は四千九百万石なるか故に之を五千餘万の人口に配當すれば九斗に過ぎないので一人の需要を満たすに足らんことは明である去れば年々輸入の一方に偏すへき筈なるに輸出のあるのは曾て政府が外債償却の政策上輸出を奨励せし時代は別問題とするも概して内地産の米は其價か貴いので之を糶賣し品質は粗悪ても其價格の低廉なる多量の米を糶買するに在るもの、様である食料米即ち國民の日々三度の食膳に上すべき米の數量如何と云ふに其年の産額に輸入及移入高を加へ之から輸出及移出高、各種酒類原料、種子料、菓子原料、工業用料其他諸の消費額を控除した殘額である而して輸出及移出高、清酒原料、種子料の三ものは之を算定することを得たけれども清酒以外の諸々の酒類原料、菓子原料、工業用料等に至ては之を計數することが出来ぬから左表は其調査し得た數種のものに差引いた殘額を食料米と看做したのであるか實際は尙ほ之より幾分を減したものであることは明かである而して明治四十四年に於ける食料米は左の如くである。

第一米	收穫高	五、六九四、八八三	再輸出高	一二四、九五〇
	輸入高	一、七一九、五六六	清酒原料	三、〇〇〇、〇〇〇
	移出高	八四六、七六五	種子料	八九一、九二二
	計	五四、二六一、二一四	計	四、二八二、四三〇
	輸出高	二〇五、九〇三	差引食料米	四九、九七八、七八四
	移出高	五九、六五五		

右食料米を現住人口五千百十一万九千二百人に配當すると一人分九斗七升七合に當り到底一人の需要を満すに足りない何せなれば通例一人一ヶ年平均需要額は一石四斗六升(一日四合)以下では足らんからてある此不足額は麥、粟、稗、黍、蕎麥、甘藷、馬鈴薯等に依て補はるるのである近年一般生活の程度著しく進歩し従來麥、粟等を常食とした山間僻地の人民すら漸々米食に變ずるの傾向がある加之人口の増加は年々五、六十万を下らざるにより米の需要は日一日より大なるものてある其他交通機關の發達、市街人口の増加、麥類市價の騰貴等は米食需要増加の主たる原因である今より二十餘年前大學教師博士エツゲルド氏は日本土地改良論に日本人の平均米食消費高は其食物全量の五三%に當るならんと云はれたか今日に於ては其割合之よりも著しく増加したてあらう是によつて見ても開墾、疏水、荒地起返、耕地整理、其他耕耘、施肥、驅蟲等諸々の改良方法を施して收穫増加の方法を講ずるのは目下の急務と云はねはならぬ

世界に於ける米の産額
 千九百十年刊行の北米合衆國農務省年報に依れば千九百九年即ち明治四十二年に於ける世界米産額は左の如し

北亞米利加	亞米利加合衆國(比律賓群島ヲ除ク)	二、一三〇、八六七
計	中央亞米利加及墨西哥	二、三六八、八六三
	アラルセンチン	五七、〇〇〇
	アラビヤ	二四九、〇〇〇
	英領	二一三、九〇〇
	英領	一一、九六三
	秘魯	六七五、〇〇〇
	計	一、二〇七、八六三
	アガリ	三四、二七八
	ア	八、七〇〇
	希臘	一、九四一、〇〇〇
	意大利	一、三七〇、七〇〇
	西班牙	三、三五四、六七八
	計	二六五、〇〇二、〇〇〇
	英領	九六〇、〇〇〇
	錫蘭	五九

佛領印度支那	一五、〇〇〇、〇〇〇
日本	四九、四二二、〇〇〇
帝國	八、七二四、〇〇〇
計	五八、一四六、〇〇〇
亞細亞	九、六〇〇、〇〇〇
錫蘭	二一、六〇〇、〇〇〇
暹羅	三、一四四、〇〇〇
比律賓	一、〇八九、〇〇〇
亞細亞露西亞(中央亞細亞)	二〇、四七二、〇〇〇
暹羅	二、三三一、〇〇〇
海峽殖民地	三九五、二四四、〇〇〇
合計	四、八〇〇
英領中央アフリカ	五一〇、〇〇〇
埃及	二、八五九、〇〇〇
亞非利加	三、三七三、八〇〇
計	九、〇〇〇
大洋洲	四〇五、五五八、二〇四
總計	六〇

(備考)本表は重に精米の數量を掲ぐ支那は概算一億五千万石乃至一億八千万石の産出ありと稱せらるれども之を畧す其他アフガニスタン、アルゼリア、コロンビア、馬來半島諸國、

波斯、トリニダッド及トバコ、土耳其(歐亞とも)ベネジユラ等産額僅少の國々は之を畧す原書は封度にて記載されたるに依り一千封度(百二十貫)を三石として換算したり

第二 麥

一、一段歩收穫高若くは平年の算出方法、調査時期、收穫高算出方法其他米表に就て説明した諸々の事項は概ね本表に準用し得るから夫等は再び説明せぬ事にする

一、田作畑作の二種に分けた理由は主として(イ)田作と畑作とは一段歩收穫高に於て如何なる差異ありや總收穫高に於て何れが多量なりや(ロ)裏作(田作の麥は米作に對し裏作なり)は年々如何に増減するやを知る爲めてある

一、農商務統計と農會調査との差異

農會の報告を見るに米麥其他農産物の調査に於て農商務統計と甚しい相違があるものがある現に某縣農會報掲載の明治四十四年麥作收穫高は八十六万二千八百石とあり全縣の報告には五十九万五百石とある其差は實に二十七万二千三百石であるので本省は其差の甚しいのを怪みて直に其旨を同縣に照會したか調査機關の異なるに因るならんとの回答があつたか其答辯は不得要領のもの云はねはならぬ何せなれば調査の機關は農會と町村役場と其名こそ異なれ其實質は

同一である即ち町村長は概ね町村農會長であつて郡長知事亦郡縣農會長であるからである。或は又收穫高に差異の生じたのは調査時期の異なるに依るとするものがあるか收穫の豫想ならば調査時期の異なるに従ひ其間に風水虫害又は旱害等のあつた場合には其の以前の調査と以後の調査とは多大の差異こそあれ實收高の調査に在りては成熟季節即ち收穫季節に於て調査すべきものであるから調査の日時一週若くは一句の差異ありとしても其間に作付段別か化物のように動搖する筈もない(人口の如きは時々刻々動搖あれども)から一坪又は一段歩の收穫率から打算する收穫量に差異あるべき理由かない要するに同一町村若くは縣の調査に二様の數字あるは覽者をして何れか正確なるやの判断に苦ましめ延て統計の價値を疑はしむる様になるから兩者共に町村に統計調査委員を設け之を會同せしめて調査方法に就き熟議し其正確を得へしと信する方法に依て調査し兩者の數字全然符節を合するか如くならんことを希望する。

第三 食用及特用農産物

一、本様式に定むる諸農産物は田若くは畑に作付したるものは段別の調査容易いのであるか畦畔及間作等の爲め段別の調査困難なるものは見積段別を記載すべきものである大豆小豆等畦畔に作るもの、調査は播付の種子の數量により其作付段別を計算するもよし間作に係るもの例へは

一「サク」をきに作付したるものは其段別の半面積と計算する様なものである

一、同一の耕地に於て同一の作物を一ヶ年間に數回作付するものは一回毎に其作付段別を調査すべきものであるから此場合に於ては作付段別は重複に計算せらるべきものである

一、軍馬補充部、農事試験場、農會等官公營に係る農場に在ても其作付段別及收穫高を調査すべきものである

一、大豆、豌豆、蠶豆、玉蜀黍、は未成熟の時に於て枝豆、莢豌豆、若くは燒玉蜀黍として食用に供するものは之を石數に見積り調査すべきものである

一、蒟蒻芋は生のものを計算すべきものである

一、食用百合とは専ら食用に供するものを云ひ花百合とは専ら切花用に供するもので其球根は食用百合に比し小なるは普通である而して花百合の球根は主として海外へ輸出せらるゝもので四十年は五十六万圓、四十一年は四十四万圓、四十二年は六十五万圓、四十三年は七十三万圓、四十四年は七十四万圓の輸出である

注意すべきことは食用百合の生の欄には總産額を掲げ其内乾燥したるものを乾百合の欄に再掲すべきものである蓋も亦同様である

一、漬菜とは山東菜、白菜等の如き漬物とするを目的として栽培したるものは場合に依り漬物に

供せざるものも之を漬菜として調査すべきものである

一、蘿蔔類の如き年内に収穫すべきもので一部翌年春季に遺るものあるときは其遺る部分は見積つて計算し當年の収穫高に加算すべきものである

一、筍は江南竹、苦竹、淡竹、等凡て食用に供するを目的として栽培したものは勿論山野自然生のもので食用に供するの目的を以て採取したるものは合併して調査すべきものである

一、蕃椒の収穫高は乾燥したものを計算するのである

一、除蟲菊は花のみの乾燥したものを調査するのである

一、人參、楮、三椏、杞柳の如き三年目若くは四年目に収穫すべきものゝ作付段別は實際收穫した年の段別を調査し若し一段歩の作付中半は收穫したときは五畝歩と計算するのである

一、人參薄荷等を甲府縣に於て作付し收穫の時に於て採取し之を乙府縣に搬出して乾燥する場合は此の場合には生産地たる甲府縣に於て調査すべきものである

一、漆樹及楡は山林、原野、堤塘、畦畔等に於ける自然生のもので實際に樞實の收穫あるものは其收穫時に於ける本数を調査するものである

一、蘭(備後蘭)と苙苙(七嶋蘭)の區別

備後蘭は其横断面圓形にして梢頭を距る一二寸の處に花を著け苙苙は三角形を爲し梢頭に花を

著く

一、刺美は往々野生のものあるか調査するに及はぬ

一、大麻、苧麻、亞麻、刺美の區別及用途附商麻

(一)大麻

學名 *Cannabis sativa* L.(mora.)

科 桑科 Moraceae.

英名 Hemp.

大麻は一年生栽培植物であつて莖の高約八九尺葉は掌狀複葉を爲し通常五乃至七個の小葉より成り鋸齒を具ふ雌雄株を異にする、皮部より苧を採り織物、網等の原料に供し種子は香料とし又油を搾る

(二)亞麻 別名アマ

學名 *Linum Usitatissimum*, L.

科 亞麻科 Lineae.

英名 Flax.

亞麻は葉細長くして鎗形に尖り綠色を呈す其葉柄は互生を爲すを普通とする花は正形て萼瓣

三乃至五あり花瓣亦同數て莖柱は三乃至十箇である各房(五房に分る)二箇の種實を藏する、用途は纖維料及採油料である

(三)苧麻別名案、カラムシ、マヲ

學名 *Boehmeria nivea*.

科 蕁麻科 *Urticaceae*.

英名 *China grass*.

苧麻は宿根にして其形「イラタサ」の様である葉は互生して橢圓形又は心臟形を爲し鋸齒あり葉の表面は綠色なるか裏面は白色である雌雄異花て雄花は四箇の萼瓣と四箇の雄蕊とあり花瓣は淡黄色である雌花は其萼管状を爲し頂上は四箇に分れ上に麥粒大の細粒群り外觀苺の如きものは種子である

用途、品質上等なるものは越後縮の如きもの、原料となり下等なるものは普通の布を製す性強靱なり又纖維料と爲る

(四)刺美 別名辣美、ラミ、ラミー

學名 *Boehmeria antillis*.

科 蕁麻科 *Urticaceae*.

英名 *Ramie-hemp, Ramie or Ramee*.

佛名 *Ramie*.

刺美は苧麻と其所屬及性質、外觀、用途等能く似て居るか只異なる点は苧麻は寒冷の地方に栽培し得るも刺美は暖氣を好み又苧麻の如く乾燥の地を忌まぬ
刺美は萌芽及葉の面脊共に綠色て實を結ぶこと多く纖維柔くして細く苧に製して光澤絹の如く又強靱である苧麻の葉は表面綠色であるか裏面白色にて粗毛を生し萌芽は紅色を帯ひ結實少なく纖維粗剛である

(附記)

嘗て泉及刺美は同しく *Urtica* 屬中に列せられしも「ボーマー」なる人案(苧麻)と刺美とは其葉に刺毛がないので之を分ちて「ボーマリア」屬としたのである

様式には記載してないか苧麻は大麻、苧麻若くは亞麻と混同して調査された地方もあるから左に此説明を爲しておくのも無用ではないと思ふ

(五)苧麻

學名 *Abutilon avicennae Gaertn.*

科 錦葵科 *Malvaceae*.

英名 Indian mallow.

苧麻は熱帯原産の一年生草で高五六尺葉は圓き心臟形を爲し先端尖り葉柄長し花は小形であつて黄色、果實は多數の雌蕊より成る纖維は種々の用に供せらる。茲に注意すべきことは明治四十四年九月廿六日付にて在神戸英國總領事より統計課長に宛て貴國にては亞麻の産出地は北海道のみと心得居りしに第二十六次農商務統計表を閲するに新潟、群馬、三重、静岡、青森、富山、廣島、山口、和歌山、福岡、大分、熊本の十二縣よりも産出するを認めたり事實如何にや取調を乞ふ旨照會があつたので統計課に於ては右各縣に對し一々其旨を照會せしに各縣皆大麻、苧麻、若くは苧麻に屬すべきものなるを誤て計上したる旨回答があつて始めて其誤謬であつたことを發見した外國人の統計に深甚なる注意をして居ることは感服すべきことである。

一、農作物一段歩收穫高標準

左に示す明治三十九年より四十三年に至る五ヶ年平均は農商務統計に依る全國の平均にして其收穫率は低きに失するの恐れがある又農事試験場の調査は普通農業に比し耕耘施肥驅蟲等の手續周到なるものに就ての調査なれば其收穫率或は高に過ぐるやの感しかする故に此兩者の平均こそ標準としてよろしかるへしとの説がある。

品名	球根ヲ數フル	生ノモノヲ計量スル	自明治三十九年至四十年五年平均	農事試験場調査	上二調査ノ平均
大豆			〇・七六九	一石二斗五升	一・〇一〇
小豆			〇・六六九	八斗二合	〇・七三六
豌豆			〇・九五九	二石	一・四八〇
落花生	莢トモ數フル		一・〇五九	二石	一・五三〇
粟			四・〇五八	七石 <small>(凡二割五分ノ正味アリ)</small>	五・五二九
稗			一・一三四	二石一斗九升	一・六六二
黍			一・三一〇	二石七斗四升六合	二・〇二八
蕎麥			一・一八七		
玉蜀黍			〇・七七七	八斗四升四合	〇・八一
甘藷			一・二五五	二石五斗	一・八七八
馬鈴薯			三〇〇	四百七十貫	三八五
青芋			二五三	六百四十二貫	四四八
芋			二五二	三百四十二貫	三二六
食用百合(生)			九七	三百貫	一二四
花百合			四・五四九	五千個	四・七七五

第三 食用及特用農産物

薑	蕃薯	茄	甜瓜	西瓜	南瓜	胡瓜	慈姑	蓮根	牛蒡	葱頭	葱	胡蘿蔔	蕪菁	蘿蔔	甘藍	漬菜
(生)	生															
二八九	三五二	三七五	三四八	三八五	四〇二	四七一	一一五	二七一	三一二	三九二	二九一	三一五	四五六	六四七	四六七	四五七
七	七	五	五	七	六	千	百	三	七	五	五	五	九	千	七	八
百	百	百	百	百	百	貫(八百貫乃至二千貫)	貫	百	百	百	百	百	貫(凡三千本)	貫(凡三千本)	貫(二百貫)	貫(多キハ千)
貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫(凡四千本)	貫	貫	貫(凡三千五百本)	貫(多キハ千)	貫(凡三千本)	貫(二百貫)	貫(多キハ千)
四九五	五七六	四八八	四二四	五九三	五五一	七三六	一〇八	三三六	五〇六	四九六	三九六	四〇八	六七八	八二四	六三四	六七九

第三 食用及特用農産物

柘	三	楮	甘	葉	刺	亞	苧	大	實	絲	菜種	薄	人	除	蕃
柳	極	蔗	藍	美	麻	麻	麻	麻	棉	瓜	田	荷	參	菊	椒
乾燥シタルモノ	皮ヲ乾燥シタルモノ	皮ヲ乾燥シタルモノ	生ノ莖ヲ計量スルコト	乾燥シタルモノ	皮ヲ乾燥シタルモノ	莖ヲ乾燥シタルモノ	皮ヲ乾燥シタルモノ	皮ヲ乾燥シタルモノ	乾燥シタルモノ	皮肉ヲ去リ乾燥シタルモノ(但食用ヲ除ク)	作	乾燥シタルモノ	乾燥シタルモノ	花ヲ乾燥シタルモノ	乾燥シタルモノ
六六	二四	二六	九七二	四五	七二	一八	一九	二〇	二〇七八	〇・七三四	〇・八二三	九六	一八	一八	五六
七、十貫(最少二十貫、七年目)	百貫(黒木三百貫、粗皮百)	六十貫(黒木三百貫、粗皮六十貫、白皮三十貫)	千	十	七	十	十	十	三	一石四斗七升八合	一石一斗三升四合	二	四	七	六
貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫(適地ニテハ十五貫、少ナキハ七、八貫)	貫	貫	千	個	貫	貫	貫(生人參凡斤四、五百斤)	貫	貫
七三	六二	四三	一〇八六			七三			二・五三九	二・一〇六	〇・九七九	一六八		二二	六一

蘭 (備後蘭)	乾燥シタルモノ	二四三	四	百	貫	三三二
苳苳 (七島蘭)	乾燥シタルモノ	一七四	三	百	貫	二二七

注意すべきことは農作物調査の任に當る者にして右の標準に據つて收穫高を算出せば統計の能事終れりとし實際の調査を忽にするか如きは誤解も甚たしいのであるから右に擧げた標準は單に調査の参考に供する爲めて之に則るべきを訓へたものではないことを承知せねばならぬ

一、調査時期

作付段別は收穫期以前即ち播種若くは植付後に於て調査し收穫高は收穫期若は收穫期に最も接近したる時期に於て調査し收穫季節の永きに亘るものは收穫の盛期に於て調査するか宜しい

一、甘蔗に就き萬國農事協會よりの照會

明治四十四年十月萬國農事協會(伊太利にあり)より甘蔗の作付段別及收穫高に就き農商務統計と大藏省主税局年報と數字に相違あり何れに據りて可なるやの照會があつたか如何に回答すべきやに就き農務局より統計課に問合せかあつた此場合には其立場より當然農商務統計の方正確であるから之に據られたき旨答へたきは山々であるか熟々我農商務統計の根本材料供給者たる町村の調査方法に就て稽ふるに往々役場吏員の机上の推測にて作らるゝものもあるのて農商務統計は主税局年報に比し必ずしも正確なりとは断言し難き旨農務局に答へ一方統計課に於ては

主税局に至り調査方法を問ひしに稅務署により各調査方法を異にし或は作人に就き或は役場に就きて調査し一定の調査方法なしとのとなりし、是れなれば主税局の調査も亦正確なりと云ひ難いので更に此旨を農務局に通した同局では大に其判断に苦んたか結局主税局調査の方正確なりとの議勝を制し其旨萬國農事協會に回答せられたりと承知したか農商務統計の爲め痛歎に堪へない次第である故に余は諸君と共に正確なる産業統計を作成することに盡力し斯る場合に於て一刀兩斷農商務統計の方正確なりと断言し得るの時期速に到來せんことを祈るものである

第四 果 實

一、樹數は舊様式に於ては實際に果實の收穫ありしものを調査するの定めてあつたか此は調査上頗る困難であるから結實の年齢に達したるものを調査することとした
 一、結實年齢は土地又は氣候の異なるに従ひ一定せぬか左の年齢に達したものは概ね結實するものと看做すこと出来る

梅	三年	桃	四年	櫻	五年	柿	三年	葡萄	三年	蜜柑	四年
枇杷	四年	柑	四年	梨	四年	蘋果	四年	蘋果	四年	夏柑	三年
枇杷	四年	柑	四年	梨	四年	蘋果	四年	蘋果	四年	其他柑類	四年

第四 果 實

- 一、西洋梨にして日本梨に變化したるものは日本梨として調査すべきものである
- 一、柿の樹数は生の儘食用に供するものと干柿の原料たるものを問はず合算して之を掲ぐべきものである
- 一、柿は食用に供するを目的として栽培したものは勿論堤塘、畦畔、山林、原野等に散在する自然生のもとも食用に供するを以て採取したるものは總て之を合併して調査すべきものである
- 一、生柿は直ちに食し得るもの(即ち甘柿)澁を抜きて食するもの(即ち樽柿、湯通しの類)及干柿の原料たるべきものを調査するのである但澁の原料たるものは之を除く
- 一、干柿は原料を他府縣より輸入したると否とを問はず之を調査し乾燥後の量目を計上するのである
- 一、栗は果實收穫の目的を以て栽培したものは勿論堤塘、畦畔、山林原野等に於て收穫したものを合併して調査すべきものである併し樹数の調査は到底不可能であると認め調査に及ばずと定められたのである

一、其他柑橘類とは、柚、橙、金柑、柑子、佛手柑等を云ふ

一、榲桲は Malmei の訛なり薔薇科に屬す高十四五尺に達す葉は長卵形又は橢圓形にして尖り裏

面に毛あり灰白色を呈す五月頃花を開く花は大形帯紅白色五瓣にて多雄蕊である花糸は紅色を呈す果實は黄色球形にして外面に毛あり生食して甘酸の佳味あり此樹は寒地に適す

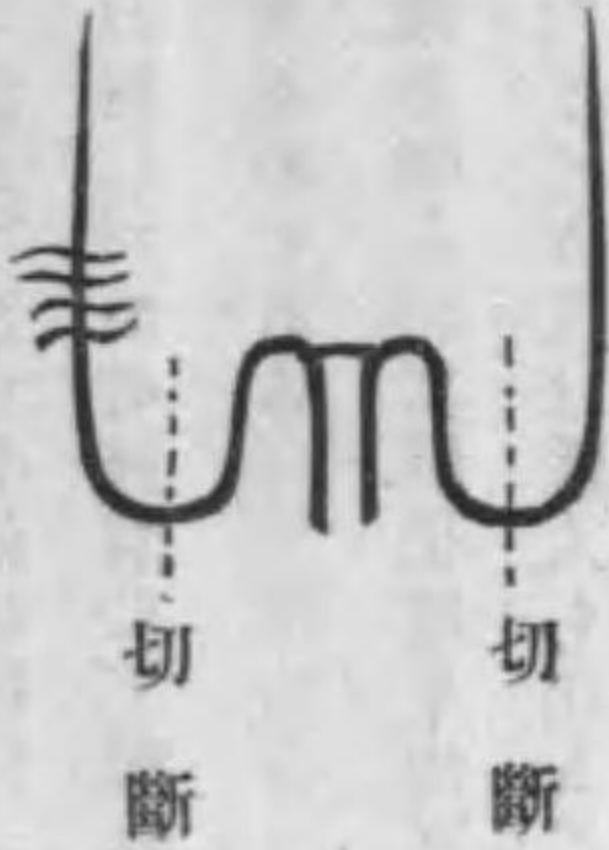
第五 苗 木

- 一、苗木は仕立てたる苗木の全部を調査するものなく公共團體(即ち道、府縣、郡市町村並に其農會の如し)又は其他の團體(即ち同業組合、産業組合、準則組合又は申合規約に依る或る組合等の如し)から無償にて配付し若くは有償にて拂下げたもの及個人の販賣に係るものを調査すべきものである
- 一、團體及個人共其所在地及仕立地が縣の内外何れに存するを問はず縣内にて配布若くは拂下を受けたるとき又は購入したるときは總て其縣の統計に計上すべきものである
- 一、個人に於て仕立てたものを公共團體に於て買上げ之を個人に配付若くは拂下げた場合には團體の配付若くは拂下げたものとして計上する
- 一、苗木の價額は生産者即ち團體若くは個人より販賣したるときの價額に就き調査すべきものである
- 一、代出苗とは桑樹の落葉後其枝條を土中に埋め春期に之を掘取りて切斷し苗床に蒔付け發芽伸

長せしめしもの又は傘取苗(曲取苗とも云ふ)の幹の根部を切取りて苗床に蒔付け發芽伸長せしめしものを云ふのである

一、桑苗の其他とは挿木、取木の如きものを云ふ

一、取木苗とは桑樹の落葉後其枝條を土中に埋め之より根を生せしめたるものを云ふのである



第六 桑畑及茶畑

一、段別の欄には桑のみを栽培したる畑若くは茶のみを栽培したる畑、言ひ換ゆれば桑園又は茶園と稱するものゝ段別を掲ぐべきものである

一、見積段別の欄には桑畑又は茶畑以外に散在せるもの即ち畑の周圍又は堤塘畦畔等に植付けたるに於ては未だ採取の年齢に達せざるものも調査するものである

る桑茶の株数を計算し之を附近の桑畑又は茶畑に準し段別を見積りて記すべきものである

一、桑葉又は茶葉を採取し得べき年齢に達したるものに就き調査すべきは勿論其桑畑若くは茶畑たるに於ては未だ採取の年齢に達せざるものも調査するものである

第七、八、九 春夏秋蠶

一、春夏秋蠶の區別

春季に於て初めて飼養するものは春蠶たること無論であるが夏、秋蠶に至ては飼養時季よりするも蠶種よりするも其區別判然せないので従來の慣例に従ひ府縣の見込を以て夏秋蠶を區別せらるべきものである

一、飼養戸数の調査は養蠶盛期即ち現に養蠶事業の最も盛に行はれつゝある時期に於て調査すべきものである

一、掃立枚数は框製の蠶種は百蛾を以て一枚に換算し普通製は蟻量四匁を以て一枚に換算すべきものである

一、掃立枚数は收繭高に對する實際の數量を調査するものであるから自家の掃立に係るものゝ外中途で他より譲受けたものでも計算すべきものである從て中途で他に譲渡したる場合には之を

除き去るべきものである但し掃立後全部廢棄に屬し收繭皆無なる場合に在つても一旦掃立てたる枚数は之を計算するのである

一、繭の欄には玉繭、出殻繭、屑繭及蠶種製造の原料たる種繭を除きたる總てを計上すべきものである

一、玉繭とは二ツ繭のことで二ツ以上の蠶合同して一ツの繭を作成したるものを云ふのである
一、出殻繭とは蠶種製造の爲め使用したる出殻及手入の不行届なりしか爲め蛾の發生し又は蛆の發生したる殻繭を云ふ

一、屑繭とは浸繭、漬繭、死籠繭、平繭、薄皮繭又は不完全なる繭を云ふ

一、繭(上繭及中繭)の量目を石數に換算するには一貫目を一斗とし計算すべきものである

一、本表の備考には氣候の適否、飼養の經過、桑葉の過不足等飼養中の概況を掲ぐべきものである

一、天蠶又は柞蠶を飼養する者ありたるときは本表に準し別表を作成すべきものである

一、天蠶又は柞蠶は屋外に飼養するを普通とし蠶及繭は殆んど類似して之を區別し難いか天蠶の繭は青色にして柞蠶の繭は黄褐色である而して天蠶は春季一回飼養すべく柞蠶は春季及秋季の二回飼養する可き出來る(兩者とも繭一升は百〇五粒位なり)

一、千葉縣に於ける養蠶統計調査

同縣に於ては明治三十九年訓令を以て養蠶統計調査規程を定め原票式を以て春夏秋蠶に就き之か調査を行ひ其成績甚た良好である又熊本縣に於ても明治四十一年より同方法に依り調査を行ひ既に第四回に及び其成績頗る見るべきものがある

第一〇 蠶糸類及眞綿

一、製絲戸數は其年七月末日現在を調査すべきものである併し土地又は氣候の關係上此時期に於て既に製絲を終了したる地方もあるべく若くは未だ製糸に着手せない地方もあらう此の場合には其地方に於ける製絲の盛期を見定め之か戸數を調査すべきものである

一、製絲戸數は特に設けたる製造場たるを自宅たるを問はず總て製絲に従事する場所を云ふ

一、一人にして數箇の製絲場を有する場合には之を各別に計算し二戸若くは三戸と記入する

一、器械製絲場にして座繰を兼ね又は座繰製糸場にして玉糸を兼ねる如き場合は戸數は之を双方に記入しないで其事業の主副を見定め之を其の主なる部分に記入すべきものである是は戸數の重複を避ける爲めに於て此場合に於ては其旨を備考に記すべきものである

右の場合に於ても製絲は器械、座繰、玉糸の三種に分ち各相當欄に記入すべきものである

一、製絲戸數に於て十人繰未満十人繰以上、五十人繰以上、百人繰以上の區別を爲すには現に使用する釜數即ち一釜に付製絲職工一人を以て單位として調査すべきものである例へは十五人繰の製絲器械なるも現に使用する釜數八箇にして其職工亦八人なるときは十人繰未満に一戸として計上し又八箇の釜にて十二人關係するも亦同じく十人繰未満に一戸として計上するか如し（座繰、玉糸の製造戸數計算に就ても之に準ず）又一箇の釜にて煮繭を爲し其繭を索緒釜に移して緒を索め再び之を繰糸釜に移して繰糸する場合に在ては最後の釜のみを一箇として數ふべきものである

一、本表に於て「自一月至五月」ものと「自六月至十二月」ものとを區別したるは新繭より生産した蠶糸と古繭から生産した蠶糸とを別ける爲めてある即ち自一月至五月期間の蠶糸は概して古繭より生産したものと見るべく自六月至十二月期間の蠶糸は概して新繭より生産したものと見做すことか出来る但し地方に依つて成繭期節を異にするので右の分け方では事實新舊繭に依れる製絲を區分することの出来ぬ場合もあるか大体の方針を右の如く定むるの外なし

一、器械製絲とは原動力即ち汽力、水力、電力等に依つて製絲器械を運轉して繰絲したものを云ふのである

一、座繰製絲とは單繰器械（足踏器械）座繰器具及從來の手繰等人力にて器械を運轉し繰絲したるものである

ものを云ふ

又人力を以て或る器械を運轉して動力を起し他の數人をして繰絲せしむる場合に於ても前項の器械即ち足踏器械等に依るものなるときは座繰として調査すべきものである

- 一、玉繭繰絲は器械を用ふると座繰を用ふるとを問はず總て玉絲の欄に掲ぐべきものである
- 一、屑絲とは熨斗糸及生皮苧を併稱したるものを云ふ
- 一、熨斗絲とは繰絲に際し手繰りたる屑糸を懇切に篋に捲き取つたもの又は生皮苧を更に引延したものを云ひ繰絲の緒を小篋に纏付けたるものを並熨斗絲と云ふ又繰絲の緒を一口毎に長く引延したるものを長熨斗糸と云ひ並熨斗絲を細く引延し精選して小篋に纏付けたるものを細熨斗糸と云ふのである

一、生皮苧とは繰糸に際し繭を煮て緒を求むる爲めに手繰つた繭の上皮の屑糸を云ひ座繰製糸の際手繰つた屑糸を座繰生皮苧と云ふ器械製絲の際手繰つた屑絲を器械生皮苧と云ひ座繰及器械の兩生皮苧を熨斗糸に引延す際に生じた屑絲を平生皮苧と云ふのである

一、屑物とは揚り繭、蛹肌及練綿の總稱である

揚り繭（釜「アガリ」の方言あり）とは繰糸のとき寄蛆繭、片層繭其他解舒不良にして解繰出來すに取り揚げたるものを云ふ

蛹肌(花生皮等、フリ、イヅリ、ヒ、等の方言あり)とは繰糸後蛹体に附着せる繭の薄層を手を以て蛹体と分離し或は蛹を腐敗せしめ流水等に晒らして取り揚げたるものを云ふのである
練綿とは揚り繭、蛹肌を煮沸して製したるものを云ふ

- 一、屑物を真綿の原料に供せし場合に於ても其供用せし數量を屑物より控除するに及ばぬ
- 一、生糸に對する屑糸屑物の生産の割合は生糸百々に付屑糸(生皮等、熨斗糸共)約二十匁、屑物約五匁を得るを普通とするのである

第一茶

- 一、製造戸數は其年五月末日現在を調査すべきものである然しなから土地又は氣候の異なるか爲め此時期に於て既に製茶を終了したる地方もあるへく未だ製茶に着手しない地方もあらう此場合に在つては其地方に於ける製茶の盛期を見定め之か戸數を調査すべきものである
- 一、玉露とは覆を掛けたる畑より摘取りたる茶葉を熱し之を揉捻し乾燥して製したるものを云ふてある

- 一、煎茶とは普通の畑より摘取りたる茶葉を熱し之を揉捻し乾燥して製したるものを云ふ
- 一、紅茶とは普通の茶葉を揉捻して醗酵せしめ之を乾燥して製したるものを云ふ

一、烏龍茶とは普通の茶葉を攪拌して放香の手續を経たる後釜にて熬り之を揉捻し乾燥して製したるものを云ふ

- 一、番茶とは以上の各目に屬せざる劣等の製茶を云ふ(番茶粉は番茶に算入すべきものである)
- 一、玉露粉は煎茶粉に算入すべきものである
- 一、本様式に掲ぐる各目外の製茶即ち碾茶、磚茶の類は其數量及一貫目の價格を掲ぐべきものである

一、碾茶とは覆を掛けたる畑より摘取りたる茶葉を熱し之を焙爐に入れ反轉しつゝ乾燥して製したるもので之を臼にて碾き飲用に供するものである

一、磚茶とは粉茶を蒸し之を壓搾し乾燥して製したるものにて一見瓦の様である

一、煎茶には黒口釜熬を合算すべきものである

一、黒口釜熬とは釜熬日乾製茶にして黒み多きものを云ふ

普通煎茶の製法は生葉を蒸して焙乾するも略式としては蒸す代りに生葉を釜にて熬る方法がある此略式法に依れる製茶を釜熬茶と云ふ
又焙爐中にて焙乾する代りに「蒸し葉」又は「熬り葉」を筵の上にて揉み之を他の筵に擴けて日光に依り乾燥する方法がある此乾燥方法に依れる製茶を日乾茶と云ふ

生葉を釜にて熬り之を筵の上にて採みたる上日光に乾燥して製した茶を釜熬日乾製と云ふ、釜熬日乾製でも短時間に其日乾を終へたる製品は青くて少しく黒みあるも其日乾に二日間も懸けた製品は黒み勝ちなるものとなる、黒口釜熬と云ふのは是である

要するに「黒口釜熬を含む」とあるは釜熬日乾製中の黒口と稱する下等品も煎茶の内に合算するの意味である

生葉を釜にて熬り揉捻の後火力に依つて乾燥したのも釜熬茶であるか此種の製法に依るものは黒みを帯びずに充分緑色を呈する去れは黒口の釜熬茶は日乾法を併用せること知られる(茶業に精通する大林前農商務技師の談)

第二 緑肥用作物

一、第一表の春季に播種するものとは春蒔のことに別疑を挟むべき餘地もないか第二表の秋季に播種するものとは調査の年の秋季に播種したものを云ふのではなく前年の秋季に播種したるものを云ふのである

一、畦畔其他に緑肥用として播種したるものは見積段別及收穫高を調査すべきものである或る作物の間作に係るものも亦同様である

一、刈取らずして植付の儘耕耘して肥料と爲すものは其收穫は見積を以て調査すべきものである

一、本表收穫高には生草の量目を調査記入すべきものなるに従前の報告に徴するに乾草若しくは半乾草の量目を計上するものか往々あるようであるから注意を願ひます

第三 畜

一、本表には中央官廳即ち内務省、文部省(農科大學)警視廳、逓信省、陸軍省、宮内省、馬政局、農事試験場等に於て所有するものは之を除き其他は總て之を調査すべきものである

一、調査地域内の者の所有に屬する牛馬を調査地域外に於て飼養せしめつゝあるものは飼養地に於て調査すべきものである

一、年内に出産して死亡したるものは出産の欄と斃死の欄の双方に掲ぐべきものである

一、獸疫にて死せしものでも撲殺せしもの、外は總て斃死欄に記すべきものである

一、朝鮮牛又は清國牛は外種の欄に別記し朝鮮牛又は清國牛たることを明にするを可とす

一、調査法

家畜の調査は歐米諸國に於ては國勢調査と共に行ふ澳地利、諾威の如きあり又單獨に行ふものもある其方法は町村に適宜調査員を設け原票の配附蒐集又は記入を爲さしむることとしてある千

葉縣君津郡に於ては明治四十三年より小學校教員及生徒に依つて原票式調査を行ひ其成績良好なりと云ふ

第一四家 禽

- 一、飼養戸數及羽數は六月末日に於ける現在數を調査すべきものである
- 一、産卵數は前年七月より本年六月に至る一ケ年間に於て産んだ數を計算すべきものである茲に特に六月に至る一ケ年と定めたのは三月より六月迄は産卵の旺盛期にして七月以後は著しく衰退するの期節であるから之を區劃したのである
- 一、鶏に在ては孵化後三ヶ月未滿のもの驚に在ては孵化後二ヶ月未滿のものは雛として調査すべきものである
- 一、鶏と鶯を併せ飼養するものは飼飯戸數は主なる一方即ち鶏の方若くは鶯の方に記入すべきものである若し之を双方に記入するときは戸數の重複を來すに依る
- 右の場合に於ても羽數其價額及産卵數は之を區別して鶏と鶯の双方に記入すべきものである
- 一、鶏の雌一羽に對する産卵數は一ケ年通例百三、四十個内外である産卵個數の調査に當ては之が注意を怠らぬ様心掛けねばならぬ

- 一、本表には飼養の概況例へは傳染病流行の爲めに斃死したるもの多かりしこと官廳より農家の副業として飼養を奨励せしか爲め飼養戸數の著しく増加したること外國種の飼養益々盛なること等を記すべきものである
- 一、千葉縣に於ては家禽調査に就き明治四十一年訓令を發し同年より小學校兒童をして家禽飼養者に就き其實數を計査して之を一定の原票に記入せしむることとし既に數回の調査を施行し其成績頗る良好である

第一五乳 牛

- 一、搾乳場數及乳牛頭數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべく搾乳高は一ケ年中の石數を調査すべきものである
- 一、本表は搾乳用として飼用する牝牛を調査するのであるから牡牛は之を除くべきものである
- 一、滿二歳未滿のものは未だ搾乳年齢に達せないものであるか搾乳の目的で飼養するものは之を調査すべきものである
- 一、年内に廢業して搾乳場數調査の際即ち十二月末日には既に存在せざる場合でも廢業以前に於て多少搾乳せし事實あるときは搾乳高及價額は之を調査すべきものである

一、搾乳高には衛生検査に合格したものを計上すべきもので不合格となつたものは算入すべきものではない

一、本表には業務の概況例へは乳牛の飼養又は搾乳等に關する状況を記すべきものである

第一六 家畜市場

一、本表に於ては明治四十三年三月十七日法律第一號家畜市場法の規定に依るものは勿論然らざるも牛馬の賣買若くは交換を爲す市場は之を調査すべきものである

一、常設市場とは毎年百日以上開催するものを謂ひ定期市場とは毎年定期に開催し其開催日數百日に達せざるものを謂ひ臨時市場とは常設市場及定期市場に該當せざるものを謂ふのである
(明治四十三年十二月一日農商務省令第二十六號家畜市場法施行規則第一條)

一、常設市場は箇所數を調査し定期及臨時市場に就ては開催の日數に拘らず年内に於ける開催の度數を調査すべきものである

一、牛及馬の双方を賣買交換する市場に在りては牛若くは馬の何れか主なるやを認定し其主たる一方に記入する若し之を双方に記入すれば市場數の重複を來たすによる

右の場合に於ても出場及販賣の頭數と販賣價額とは之を區別し相當欄に記入すべきものである

第一七 屠 殺

一、屠場數は其年内に於て實際に牛馬豚羊を屠殺せし場所を調査すべきものである若し其年内に於て休業の屠場あらは備考に記載しなさい

一、本表の目的は食用肉類の調査であるから警察の検査済食用に適するものでなくてはならぬ故に獣疫に罹り撲殺せしものは屠殺として調査してはならぬ

一、成牛とは二歳以上のものを云ひ犢とは當歳のものを云ふ

一、斤量は内臓及毛皮を除きたるものを調査すへしと定められたのは屠肉は骨附の儘斤量を計るのか普通であるからである若し其骨を除き肉のみの量を計算するときは調査上頗る困難であると認められたに依る

第一八 會 社

一、本票用紙は厚紙を用ゐる寸法は曲尺縦五寸横四寸五分と定められた其厚紙を必要とするのは製表の際種々の分類を爲すに就き數十回反復使用するも破損の恐れなからしむる爲めに寸法を一定したのは大小不同の紙を用ふれば小票の整理上不便なるに依る

- 一、本票には十二月末日に現在する會社に就き調査記入すべきものである
- 一、資本金、積立金、及社債は年末に最も近き決算期の現在額を記入すべきものである例へは六月と十二月の決算期の會社ならば十二月の現在額、三月と九月の決算期の會社ならば九月の現在額を掲ぐるか如し
- 一、本票には商法第二編の規定に依り設立したる商事會社即ち合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社は勿論民法第三十五條に依り營利を目的とする社團にして商事會社設立の條件に従ひ法人たるもの即ち民事會社をも調査すべきものである民事會社とは商業以外の營利事業を營むもの例へは鑛業、農業、養蠶業、牧畜業等を營む會社組合の如し
- 一、會社種類の欄には合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社の別を記すべきものである
- 一、設立年月の欄には登記事項中の設立年月を記入すべきものである但登記法施行以前に設立した會社に在つては實際設立の年月を記入すべきものである
- 一、會社の合併ありたる場合に於ける設立年月は合併以前の年月に依るべきものである例へは明治三十年一月設立の會社と明治三十五年六月設立の會社とが明治四十四年七月に合併したものとせば其設立年月は明治三十年一月である
- 一、會社の目的の變更ありたる時例へは織物製造を目的としたる會社か之を廢して販賣専門と

なりたるか如き又は會社の組織の變更ありたる時例へは合資會社か變して株式會社と爲りたる場合の如きは其變更ありたるを以て設立年月と爲すべきものである

- 一、或る會社か他府縣より移轉し來り其名稱を變更せし場合の如き其設立年月は移轉前の設立年月に依るべきものである

一、營業の目的に就ては何々賣買又は何々製造等と記し商業なりや工業なりやを明瞭ならしめ運輸業に在つては水上運輸なりや陸上運輸なりやを分明ならしめ農業に在つては其事業の種類例へは開墾、耕作、牧畜等其事業の種類を記入するのである若し營業の目的數個なる場合には其主たるものに就き之を記入し其主副を區別し難いときは織物製造、蘆葦製造等と之を列記すべきものである

一、株式に資本金とあるは合名會社及合資會社に於ける社員の出資額、株式會社に於ける資本金株式合資會社に於ける資本金及出資額を意味するものである

一、積立金は法定積立金（商法第九十四條、會社は其資本の四分の一に達するまでは利益を配當する毎に準備金として其利益の二十分の一以上を積立つることを要す額面以上の價額を以て株式を發行したるときは其額面を越ゆる金額は前項の額に達するまで之を準備金に組入るゝことを要す）は勿論其他の積立金をも調査すべきものである

- 一、社債とは株式會社が商法第二編第四章第五節(第九十九條乃至第二百七條)の規定に依り社債券を發行して弘く債權者を募集し以て金員を借入れたるものを云ふのである而して本票には社債の現在額即ち償還未済額を記入すべきものである例へは十萬圓の社債あつて既に二萬圓を償還したる場合には八萬圓と記入するか如し
茲に注意すべきは從來の報告に徴するに往々社債と普通債務又は一時の融通借とを混同して報告せらるゝ向かあるか斯る誤謬を再びせられざらんことを希望する
- 一、本票は支店に在つては提出するに及ばざるものとすと定められたのは資本金、積立金、社債等の諸項は支店に於ては之を報告すること能はざるべく若し報告し得る場合ありとしても本店の報告と重複するの恐れがあるからである
- 右の例外として横濱、神戸等に於ける外國會社の支店は之を調査することとし其調査項目は內國會社に於けるものと同一たることを要するか若し本店、支店と資本金を區別し居らざる場合の如き調査不可能の事柄ある場合には之を除くも差支ないのである
- 一、會社が解散して登記の抹消ありたるときは勿論未だ登記の抹消なきも事實解散を爲したる場合には調査するに及ばぬ
- 一、府縣に於ては町村より本票の進達ありしとき之か記入の正否を檢查し誤謬訂正の手續を了し

たる上一票毎に番號を附し之を一括して其封筒に總計何枚と記し本省へ送致せらるべきもの
ある

第一九、二〇、二一 綿、絹、麻糸紡績

- 一、紡績場は其年十二月末日に現在するものに就き調査すべきものである
- 一、職工は平常使用する一日平均数を掲ぐべきものである
- 一、資本金は會社に在りては拂込濟資本金若しくは出資額の總額を掲げ個人の經營に係る工場に在つては流動資本と固定資本とを問はず放下資本の總額を掲ぐべきものである
- 右の資本金は本社若しくは本工場に掲ぐるときは支社若しくは分工場に屬するものは特に掲ぐるに及ばぬ是れも重複に渉るの恐れあるが爲めてある
- 一、石炭消費高の單位を噸と定めたるは英噸を以て記入すべきことを示したのである若し佛噸を以て記入する場合には佛噸と明記すべきものである英噸は千六百九十三斤に當り(從來普通千六百八十斤と計算したり)佛噸は千六百六十六斤に當る尙一層精密なる佛噸換算法は一万斤を六佛噸として計算するのである

10,000^斤 : 6 佛噸 = 何斤 : ?

第一九、二〇、二一 綿、絹、麻糸紡績

一、十六歳未満の幼年職工と六十歳以上の老年職工との賃金は壯年職工の賃金に比し低廉なるを普通とする故に普通職工の賃金は老幼二階級に屬する者を除き壯年職工のみに就き一人一日の平均額を算出すべきものである

一、麻糸紡績に就き特に注意すべきは様式記載の大麻、黄麻、亞麻以外の原料を使用する場合に於ては其名稱及數量を記入すべき事である

一、紡績綿糸の番手計算法

長さ八百四十碼、一封度のものを一番手と云ふ、式を以て示すこと左の如し

840碼	1封度	1番手
840×2	"	2
840×3	"	3
840×4	"	4

以下順次に準ず

本邦に於て普通生産するものは十番手以上三四十番手位にして最も多く生産するものは平均二十番手内外であるか其細きものには七八十番手より百番手位のものもある輸入綿糸に至ては二百番手位のものもある尙注意すべきは二本もの八十番手を示すには80²と記し三本もの九十番手を

示すには90³と記する事である

一、紡績絹糸の番手計算法

計算法は綿糸に同じ

(イ)絹糸は六十番手位より七十、八十、百、百二十番手位のもの多く其細きものは二百番手位のものがある

(ロ)綿糸は二十番手内外か普通である

一、紡績麻糸の番手計算法

長さ三百六十碼、一封度のものを一番手と云ふ式を以て示せば左の如し

360碼	1封度	1番手
360×2	"	2
360×3	"	3
360×4	"	4

以下順次に準ず

麻糸の産出は二十番手乃至三十番手位のもの(太物と稱するもの)七分を占め四十番手乃至六十番手位のもの(細物と稱するもの)三分を占めてゐる

第二一 織物

- 一、機業戸數及機數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものである
- 一、機業戸數

機業者が二箇所の機織場を有する場合には機業戸數二戸として調査しなさい
監獄に於ける機織場、府縣立工業學校機織部及織物試験場等は戸數に算入すべきものでない従つて其製品は自營と委託とを問はず調査を要せぬものである

- 一、工場とは家族たるを雇人たるを問はず十人以上の織工を有する機織場を云ふのである
- 一、家内工業とは家族たるを雇人たるを問はず十人未満にて機織に従事するものを云ふ
- 一、織元とは原料を仕入置きて賃織者をして機織せしむるものを云ふのである（呉服屋が僅に二三反の織物を賃織に出したる場合の如きは織元として計算するに及ばず）
- 一、賃織業とは他人の原料に依り賃料を得て機織するものを云ふ
- 一、工場にて織元又は賃織業を兼ね家内工業にて織元又は賃織業を兼ね織元にて工場又は家内工業若しくは賃織業を兼ね賃織業にて工場又は家内工業若しくは織元を兼ねたる場合には何れが主たる事業なりやを判別し其主たるものに就き相當欄内に記入すべきものである若し之を双方に

記入するときは重複に渉るの恐れがある

- 一、力織機とは水力、汽力、瓦斯力、電氣力等に依り運轉する機械織機を云ひ、手織機とは力織機に屬せざる總てを云ふので「ボタン」「ジャカード」機、足踏機の如きも手織機として調査すべきものである
- 一、織工は平常使用する一日平均數を記入すべきものである
- 一、織工は實際機臺に就きて作業するものを調査し經子、延工、糊付工、糸返し、管卷等の如き補助織工は算入してはならぬ
- 一、織元にて賃織業者へ機臺を貸し與へて製織せしむる場合には其機臺數は賃織業者の方に記入すべきものである
- 一、賃織業者の手になりし織物の數量及價額は織元所屬の地方に於て調査計上すべきものである
- 一、自家用織物は調査を要せざる事と定めてあるか賃織業者に織らしむるものに在つては調査すべきものである
- 一、帶地は子供帶は男女とも二本を以て一本に數へ女帶地半巾物は二本を以て一本に數ふ
- 一、匹は反（二反は一匹なり）に換算し其他卷、本、枚、碼（我三尺一分一厘）等稱ふるものは數量價額とも各別に記載すべきものである

一、輸向羽二重の如き種類の一定せざるもの、數量は之を區分し何本又は何斤等と列記し價額も亦區別して記入すべきものである

一、織物の一に於ける織物雜類の欄には絹織物、絹綿交織物、綿織物、麻織物、毛織物及其の交織物、緞通、由多加織其他地氈以外の總ての織物の價額を記入すべきものである

一、織物の報告は此處に掲ぐる一、二、三の外織物指定特別調査(第六十五)あるを以て往々指定特別調査に屬する分を本表より取り除かるゝ地方がある此は悉皆本表に合算して記入する事を忘れてはならぬ

一、織物の調査に於ては何れの種類に屬すべきやの判定に苦しむこと尠なくいか斯る場合には専門家に就て尋ぬるが宜しい左に種類の一斑を示さん

(絹織物)

紋織類(結珍、緞子、金蘭、厚板、風通、綸子、紋綸子、綾綸子、紋綾、縮緬類(白縮緬、御召縮緬等)

縮緬類(平地羽二重、綾地羽二重、紋地羽二重、縞地羽二重、紋綾、平桂、紋塩瀬、綸子羽二重、着尺羽二重(井筒織羽二重、老松織羽二重、纏織羽二重、八嶋織羽二重、靜波織羽二重、淺香織羽二重、塩瀬羽二重、琥珀羽二重)勻配入羽二重、薄絹、縞薄絹)

斜子類(斜子、紋斜子)

絲織類(糸織、綾糸織、節糸織、紋糸織、八丈、夜具縞、市樂(縞もの)秋田(縞もの)八段

(縞もの)

紬太織類(白紬、色紬、太織紬)

平絹類(平絹、裏地、奉書紬、斜子奉書、節太奉書)

紹類(七本紹、五本紹、三本紹、紹法衣、紗、縞紹、斜子紹、紗法衣)

透綾類(透綾、上布、明石、隙子絹)

海氣類(海氣、綾海氣、縞海氣、紋海氣、琥珀)

傘地類(琥珀傘地、朱子傘地、格子織傘地、靜波織傘地、紋絹傘地)

袴地類(琥珀、仙臺平、五泉平、糸織)

帶地類 男(博多帶地、兵兒帶地)

女(縮緬帶地、紋博多帶地、縞珍帶地、厚板帶地、風通帶地、壁琥珀帶地)

其 他(縞子類、首冠卷、帽子卷、市樂(白)秋田(白)八段(白)等)

(綿織物)

織色木綿類(青縞千草木綿等)

第三三 莫 大 小

一、製造戸數は其年十二月末日に現在するものに就き調査すべきものである

一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平

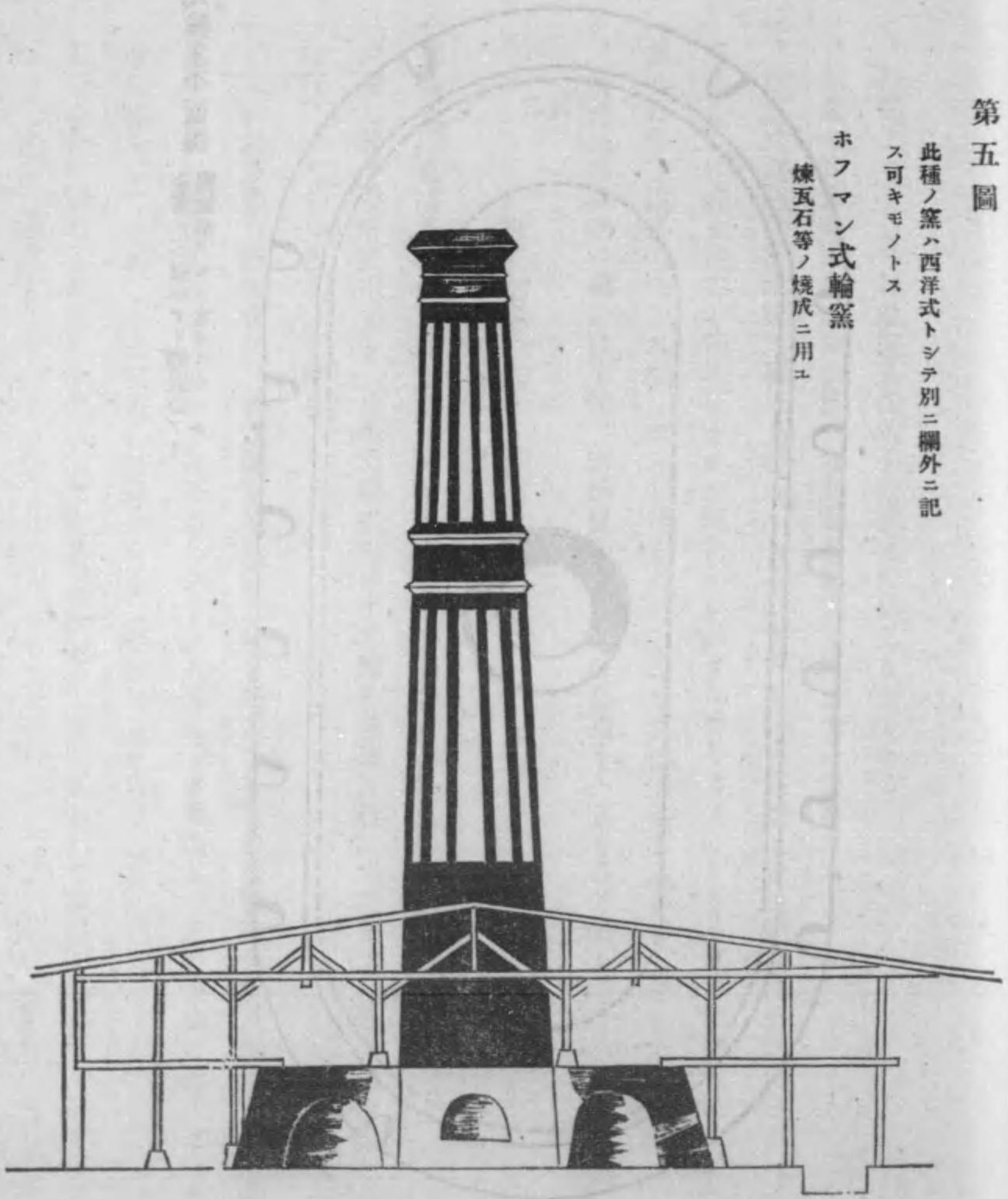
均数を記入すべきものである

- 一、二種以上即ち「シャツ」「ツボン下」「靴下」等を製造するものは製造戸数及職工は其主なる一方に記入すべきものである若し之を「シャツ」「ツボン下」「靴下」等各欄に記入せば製造戸数及職工は二重若しくは三重に計算せらるゝこととなるからである
- 右の場合に於ても数量及價額は「シャツ」「ツボン下」「靴下」等に區別して各欄に記入すべきものである

第二四 陶磁器

- 一、製造戸数及窯数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものである
- 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ヶ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものである
- 一、登窯は本邦従來の陶磁器燒窯であつて山腹の傾斜を利用して築造し多數の燒間^{ヤキマ}連続し燃料には薪材のみを用ゆるもので古窯・丸窯等がある
- 登窯に於ては「ドーキ」及捨て間は間数に加へぬのである例へは第一圖に示すものは壹筋にて間数四個あるものである其他窯数の計算に就ては左圖を見らるへし

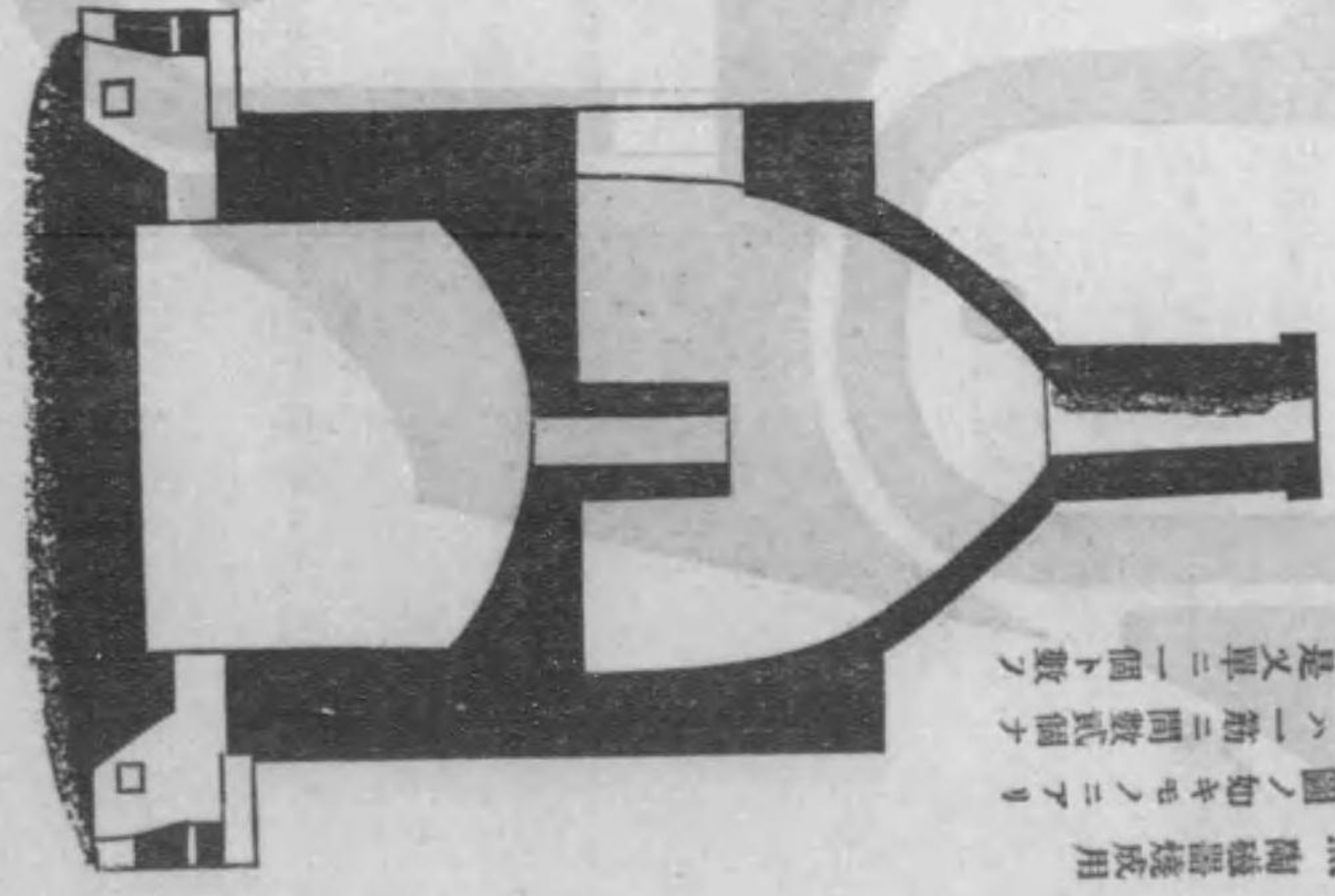




第五圖
 此種ノ窯ハ西洋式トシテ別ニ欄外ニ記
 ス可キモノトス
 ホフマン式輪窯
 煉瓦石等ノ焼成ニ用ユ



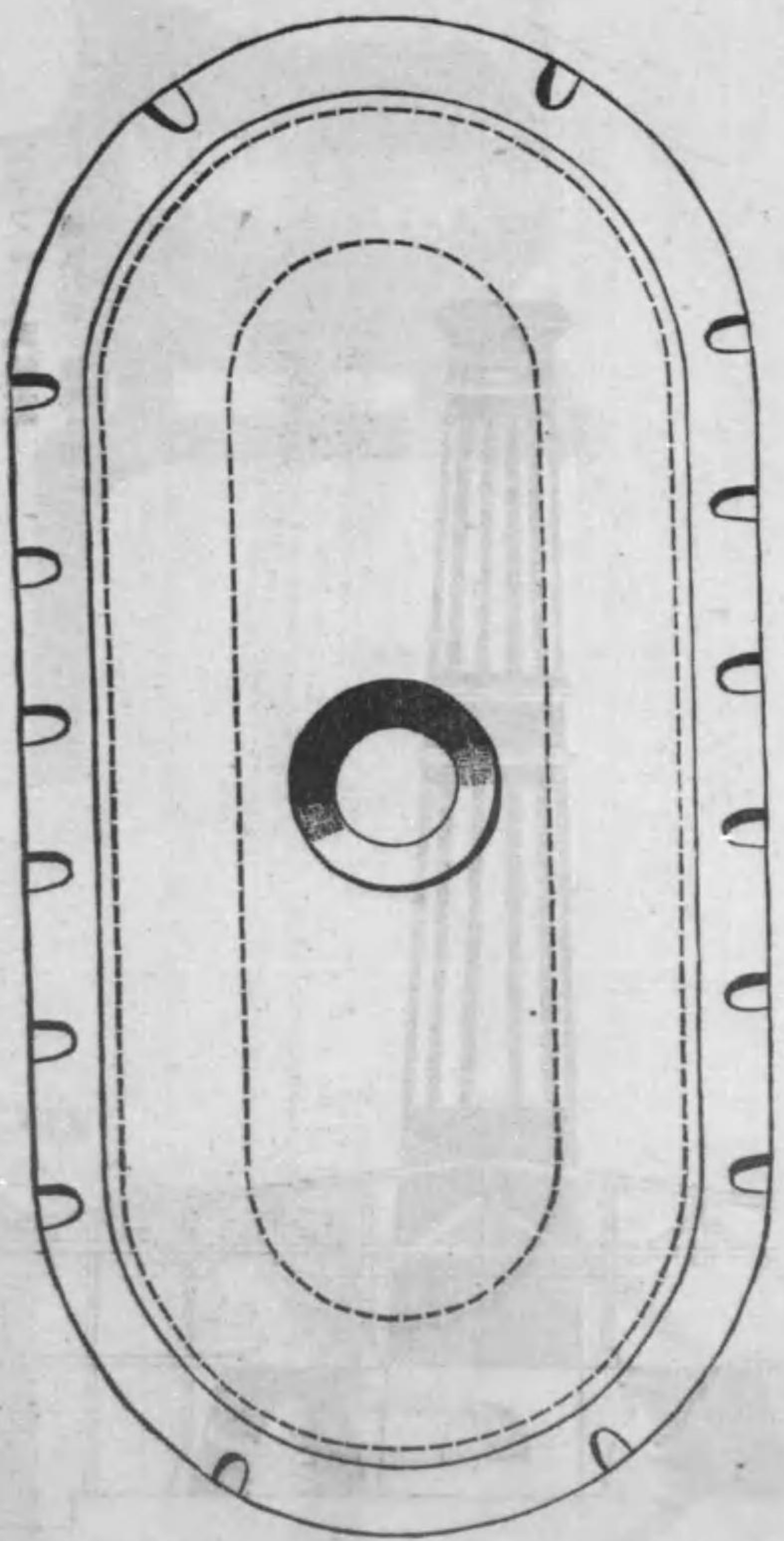
第三圖
 錦窯



第四圖
 立窯
 陶磁器焼成用
 此圖ノ如キモノニアリ
 テハ一箱三四枚置ケルナ
 リ是又單ニ一個ト數フ

ホフマン式輪窯平面圖

繪窯ニハ圓形アリ橢圓形アリ
橢圓形ノモノ廣ク用ラレル



104

- 一、錦窯は主として陶磁器又は硝子の繪付に用ゐる窯である
- 一、窯數の其他の欄には素燒窯、立窯等を記入すべきものである
- 一、登窓は壹筋に付間數二個以上あるべきものであるから筋數に對し間數は倍數以上あるべき筈であるのに或る地方の報告に依れば間數の筋數より少なきものがある此は窯の區別を詳にせぬ爲めに登窓以外の窯を本欄に記入したるものであると思はる注意をすべきことである
- 一、製造品の其他の欄には土管、素燒甕の如きものを掲ぐべきものである

第二五 煉瓦 及 瓦

- 一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものである
 - 一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものである
 - 一、二種以上即ち耐火煉瓦、普通煉瓦及瓦の三種を製造するものは製造戸數及職工は其三種の内主なる一方に記入すべきものである若し之を耐火煉瓦、普通煉瓦、瓦の各欄に記入せば製造戸數及職工は二重若しくは三重に計算せらるゝ事となるからである
- 右の場合に於ても數量及價額は耐火煉瓦、普通煉瓦、瓦に區別して各欄に記入すべきものである

一、耐火煉瓦と普通煉瓦との區別

耐火煉瓦とは原料たる粘土は渾て硅酸及礬土を主成分とし之に夾雜物として多少の酸化鐵、石灰、加里、曹達、苦土等を含むものを云ふのである

普通煉瓦とは普通粘土と砂とを混合して焼いたもので酸化鐵、石灰、及「アルカリ」の多量を含むものを云ふのである

一、瓦には普通瓦、鬼瓦、軒瓦等の種別あつて従て其形狀大小を異にすれども總て一枚を一個として計算すべきものである

一、耐火煉瓦の價額は普通煉瓦より高價なるは普通である然るに或る地方の報告に依れば普通煉瓦より低價なるものがある調査の際此等の誤なき様注意あらんことを望む

第二六 漆 器

一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものである

一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ヶ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものである

一、或る一部に漆を塗りたる箆笥の如きは漆器中に加算してはならぬ

一、漆塗の佛壇の如きは製造品の其他の欄に記入すべきものである

第二七 疊表、莫産及莞莖

一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものである

一、職工は平常使用する一日平均数即ち一ヶ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものである

一、製造元と賃業者との所在地を異にする場合に在つては賃業者の手になりしもの、數量及價額は製造元所屬の地方に於て調査計上し戸数及職工は賃業者所屬の地方に於て調査計上すべきものである(製造元は原料供給者なり其所屬の地に於て一月として計上すべし)

一、本間莫産(一名京間と云ふ)一枚は巾三尺一寸五分長六尺三寸で並莫産は巾二尺九寸長さ五尺八寸である

一、莫産の其他の欄には本間莫産及並莫産の外總ての莫産類を調査計上すべきもので例へば曲尺方二尺位の敷莫産若くは内地向莞莖ハナシロの如きものも之に合算すべきものである

一、莞莖一本とは四十碼(一碼は三尺一分一厘)を云ふ

第二八 工業用藥品

- 一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものである
- 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除した平均数を記入すべきものである
- 一、二種以上即ち硫酸、塩酸、硝酸等を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものである若し之を硫酸、鹽酸、硝酸の各欄に記入せば製造戸数及職工は二重若しくは三重に計算せらるゝ事なるからである
- 右の場合に於ても數量及價額は硫酸、塩酸、硝酸等に區別して相當欄に記入すべきものである

第二九 漆 液

- 一、製造戸数は其年八月末日に於ける現在数を調査すべきものである蓋し八月盛夏の頃は漆液製造の最盛期であるからである
- 一、漆液は問屋即ち製造人か掻取人若しくは仲買人より買取りたるもの又は掻取人自身か製造する場合に於ても之を調査すべきものである但し問屋間相互の取引に係るものは調査に及ばぬ若し之れを調査するにせば數量の重複に涉るの恐れがあるからである

第三〇 油 類

- 一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものである
- 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除した平均数を記入すべきものである
- 一、二種以上即ち菜種油、胡麻油、荳油等を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものである若し之を菜種油、胡麻油、荳油の各欄に記入せば製造戸数及職工は二重若しくは三重に計算せらるゝからである
- 右の場合に於ても數量及價額は菜種油、胡麻油、荳油等に區別して各相當欄に記入すべきものである
- 一、農家に於て自家用の爲め僅に二三升を製造するものゝ如きは調査するに及ばぬ
- 一、其他の欄には列記以外の總ての植物性油を記入すべきものであるされど従來魚油若しくは礦物性油を混合して報告せられた向もあるが深く注意すべきである
- 一、菜種油は原料たる菜種の種類に依り又は製造方法の巧拙に依り油量の多少に關係あるが菜種一石より二斗内外の油を得二十貫内外の絞粕を得るを普通とす然るに地方從來の報告に徴する

に菜種油の産出高に對し絞粕製出高の格外に多量又は少量なるものがある斯る場合には備考に其理由を附記せられんことを望む

一、荏油は原料たる荏子七十一貫乃至百十貫より油一石を得るのが普通である

一、桐油は原料たる桐實八十三貫乃至百二十八貫より油一石を得而して桐油粕は右原料より六十貫乃至百貫を生するのが普通である

第三一 木 蠟

一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものである

一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものである

一、生蠟と晒蠟とを製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものである若し之を生蠟晒蠟の各欄に記入せば製造戸数及職工は重複するからである

右の場合に於ても數量及價額は生蠟、晒蠟に區別して各相當欄に記入すべきものである

一、生蠟は楨實より搾取せる儘のもの悉皆を調査すべきものであるから晒蠟の原料に供するものをも加算することを忘れてはならぬ

一、牛蠟は原料たる楨實百十貫乃至百三十貫より十六貫(一本と云ふ)を製するが普通である

第三二 製 藍

一、製造戸数は其年十二月末日(明治四十四年七月より明治四十五年六月に至る一ケ年間の調査に在ては明治四十四年の十二月末日あり)に於ける現在数を調査すべきものである

一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものである

一、藍玉と^{ヌケモ}染とを製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものである若し之を藍玉染の各欄に記入せば製造戸数及職工は重複するからである

右の場合に於ても數量及價額は藍玉染に區別して各相當欄に記入すべきものである

一、染と藍玉との區別

染とは藍葉若くは本葉(本葉とは藍莖の下部に附着せるもの)を醱酵せしめたるもので藍玉製造の原料であるか其儘使用することもある

藍玉とは染を白にて搗き丸形に固めたるもの即ち染を精製したるものである

一、染は其儘使用するものと藍玉製造の原料たるものとを問はず之を合併して調査すべきもので

ある

第三三 薄 荷

- 一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものである
- 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ヶ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものである
- 一、二種以上即ち薄荷腦、薄荷油、取卸薄荷を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものである若し之を薄荷腦、薄荷油、取卸薄荷の各欄に記入せし製造戸数及職工は二重若しくは三重に計算せらるることゝなるからである
- 右の場合に於ても數量及價額は薄荷腦、薄荷油、取卸薄荷に區別して各相當欄に記入すべきものである
- 一、取卸薄荷とは薄荷草を蒸溜器に掛け取りたる儘の液にて薄荷腦を含めるものである薄荷油は之より腦を取り去つたものである
- 一、取卸薄荷は其儘使用するものと薄荷油、薄荷腦製造の原料たるものとを問はず之を合併して調査すべきものである

第三四 石 鹼

- 一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものである
- 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ヶ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものである
- 一、二種以上即ち化粧用石鹼、工業用石鹼等を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものである若し之を化粧用工業用等の各欄に記入せし製造戸数及職工は重複するからである
- 右の場合に於ても數量及價額は化粧用工業用等に區別して各相當欄に記入すべきものである
- 一、從來の報告に徴するに往々箱若しくは本等の單位を以て數量を記入したものがあつた場合には一箱若しくは一本の重量又は個數等其内容を備考として記載することを忘れてはならぬ

第三五 和 紙

- 一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものである
- 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ヶ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均

数を記入すべきものである

- 一、二種以上即ち美濃紙半紙等を製造するものは製造戸數及職工は其内主なる一方に記入すべきものである若し之を美濃紙半紙等の各欄に記入せし製造戸數及職工は重複するからである右の場合に於ても數量及價額は美濃紙半紙等に區別して各相當欄に記入すべきものである
- 一、美濃紙は書院紙、美濃紙、内山紙、信濃紙等美濃判製紙一切を含むのである
- 一、半紙とは全紙を兩斷し輕便にしたと云ふので此名があるので堅八寸二分横一尺一寸二分か普通である

- 一、鳥の子紙は古は雁皮今は三極が原料である色が鳥卵の如きより此名がある質厚く肌滑に最も強靱で主として辞令書、證券類、繪畫の印刷等に用ゐられ支那及歐米に輸出せらる
- 一、コッビー紙とは雁皮、楮又は三極製の薄葉紙にして書狀、計算書等を複寫するに用ふるものである

- 一、典具帖は楮の極めて優良なる纖維を以て精製したる紙にて質甚だ薄く色白く美しく強い金銀寶石類の包装及版下に用ふ胡粉にて模様を施したるを紋典具帖と云ひ窓硝子等に貼用するものである（一種の吉野紙）

- 一、東洋紙は其質半紙又は美濃紙に類し堅二尺横二尺一寸五分位にて専ら支那に輸出せらる

- 一、半紙は二十枚美濃紙は四十八枚を以て一帖とし各十帖を以て一束とし十束（百帖）を以て一縮として計算するのである鳥の子紙、コッビー紙、典具帖、東洋紙にして之に異りたる計算方法を用ゐたるものは一帖の枚數、一縮の帖數、一貫、又は一斤の枚數等其内容を詳にするに足るべき事項を備考として附記することを忘れてはならぬ

第三六 西洋紙

- 一、製造場は其年十二月末日に現在するものに就き調査すべきものである
 - 一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除した平均數を記入すべきものである
 - 一、資本金は會社に在つては拂込濟資本金若くは出資額の總額を掲げ個人の經營に係る工場に在りては流動資本と固定資本とを問はず放下資本金の總額を掲ぐべきものである
- 右の資本金は本社若しくは本工場に掲ぐるときは支社若くは分工場に屬するものは特に掲ぐるに及ぬものである是れも重複に涉るの恐れがある爲めである
- 一、石炭消費高の單位を噸と定めたるは英噸を以て記入すべきことを示したのである若し佛噸を以て記入する場合には佛噸と明記すべきものである（英噸佛噸の換算方法は第一九綿糸紡

續に詳に説明して居るからこゝには省略したのである)

- 一、一封度は百二十枚を以て計算すべきものである
- 一、連史紙は支那の連史紙(唐紙の白色なるものを云ふ)に模擬して洋式器械にて製造したるものである
- 一、亞硫酸木原質(Sulphite pulp.)とは重亞硫酸石灰及遊離亞硫酸混合液を以て木材を煮熟し製出した木原質を云ふのである
- 一、曹達木原質(Soda pulp.)とは苛性曹達液を以て木材を煮熟し製出したる木原質を云ふ
- 一、碎木原質(Ground pulp.)とは機械的に木材を磨碎して製出したる木原質を云ふのである
- 一、原料のその他の欄には硫酸木原質(Sulphate pulp.)をも加算すべきものである硫酸木原質とは硫酸曹達、苛性曹達及硫化曹達の混合液を以て木材を煮熟し製出したる木原質を云ふのである

第三七 機械製麥粉

- 一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものである
- 一、職工数は平常使用する一日平均數即ち一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除した平均

數を記入すべきものである

- 一、機械製麥粉とは精巧なる機械にて製造するものは勿論水車若くは牛馬力等を用ゐて製粉するものを云ふので言ひ換ゆれば手挽でないものは悉皆調査するのである
- 一、麥粉は精製したる一番粉のみならず二番粉三番粉をも調査するのである
- 一、内國產小麥と外國產小麥とは製粉の割合を異にし内國產は原料一石より製粉約二十四貫外國產は約二十七貫を得るのが普通である然るに地方從來の報告に徴するに原料に對し製粉高の格外に多量又は少量なるものがある斯る場合には備考に其理由を附記せられんことを望む

第三八 澱粉

- 一、製造戸数は其年十二月末日(明治四十四年七月より明治四十五年六月に至る一ヶ年間の調査に在ては明治四十四年の十二月末日なり)に於ける現在数を調査すべきものである
- 一、原料使用高の其他の欄には葛、片栗、蕨、糯米、山慈姑、薯蓣、山百合等の數量及價額を掲ぐべきものである
- 一、本表澱粉は食用に供するを目的として製造したるものを調査するのであるから糊料に供するもの例へは生蕨糊の如きは除くべきものである

第三九 寒天

- 一、製造戸數及釜數の調査は製造の盛期即ち寒氣凜烈なる十一月頃より二月頃迄の間に於て現に製造の最も盛に行はれつゝある時期に於て調査すべきものである
- 一、寒天は一定の季節即ち十一月頃より二月頃に至る寒氣最盛なるの時季に於てのみ製造するものであるから職工數は製造期間に於ける一日平均數言ひ換ゆれば其時季間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものである

第四〇 罐詰

- 一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものである
- 一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ケ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものである
- 一、二種以上即ち牛肉、魚介、果實等の罐詰を製造するものは製造戸數及職工は其内主なる一方に記入すべきものである若し之を牛肉、魚介、果實等の各欄に記入せば製造戸數及職工は二重若くは三重に計算せらるゝことゝなるからである

右の場合に於ても數量及價額は牛肉、魚介、果實等に區別して各相當欄に記入すべきものである

- 一、罐詰とは「ブリツキ」罐に詰め「ハンダ」を以て密封し殺菌の爲め高度の熱を加へたるものを云ふ是を以て山葵漬、生飴（菓子）の如きは「ブリツキ」罐に詰め密封し或る程度まで防腐貯藏の目的を以て排氣等の手續を爲したるは云へ殺菌の爲め熱を加へぬものは罐入と稱すへきも本表に所謂罐詰と稱すへきものではない

第四一 燐寸

- 一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものである
- 一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ケ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものである
- 一、二種以上即ち安全燐寸、硫黃燐寸、黃燐燐寸を製造するものは製造戸數及職工は其内主なる一方に記入すべきものである若し之を安全、硫黃、黃燐の各欄に記入せば製造戸數及職工は重複するからである

右の場合に於ても數量及價額は安全、硫黃、黃燐に區別して各相當欄に記入すべきものである

- 一、安全燐寸、黄燐燐寸、硫黄燐寸の區別
安全燐寸とは黄燐を使用せざるもので特種の摩擦薬を塗布したる摩擦面でなければ發火しないものを云ふのである
黄燐燐寸とは黄燐を使用せるもので特種の摩擦面を要せず何等の粗造面にても發火するものに普通硝子粉又は鐵砂を外箱に塗布して摩擦面と爲したるものが多いのである
硫黄燐寸は黄燐燐寸と同様なるも頭薬少量にして特に軸木に硫黄を塗抹したるものを云ふのである
一、小箱十二個を一打として計算するか普通であるけれども十個を一打として居る場合には之をも一打として計算しても差支ない

第四二製 革

- 一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものである
- 一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものである
- 一、二種以上即ち牛革、馬革等を製造するものは製造戸數及職工は其内主なる一方に記入すべき

ものである若し之を牛革、馬革等の各欄に記入せば製造戸數及職工數は重複するからである

右の場合に於ても數量及價額は牛革、馬革等に區別して各相當欄に記入すべきものである

一、其他の欄には羊、鹿、貂、猫、犬、兎、狐、狸等の革を記入すべきものである從て第六四林産物雜類に掲げたる獸皮でも革となつたものは當然本欄に加算すべきものである

一、枚數は一疋分を以て一枚と計算すべきものである

第四三 麥稈及經木眞田

- 一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものである
- 一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものである
- 一、麥稈眞田經木眞田及麥稈經木交眞田の一反は共に六十碼（一碼は三尺一分一厘なり）を以て計算すべきものである
- 一、製造元即ち原料供給者と賃業者との所在地を異にする場合に在つては賃業者の手に成りしもの、數量及價額は製造元所屬の地方に於て調査計上し戸數及職工は賃業者所屬の地方に於て調査計上すべきものである

一、生徒が學業の餘暇に於て又は老幼婦女が家業の閑暇に於て他より原料の供給を受けて斯業に従事する場合の如きは其戸數及人員を調査する必要なし但専ら之に従事し賃業者と見做すべき者に在ては其戸數及職工を調査すべきものである

右の場合に於ては其製造したる數量及價額は原料供給者の方に於て調査計上すべきものである(原料供給者は一戸として計上すべきものとす)

第四四時 計

一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものである

一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ケ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものである

一、二種以上即ち置時計、掛時計等を製造するものは製造戸數及職工は其内主なる一方に記入すべきものである若し之を置時計、掛時計等の各欄に記入せば製造戸數及職工は重複するからである

右の場合に於ても數量及價額は置時計、掛時計等に區別して各相當欄に記入すべきものである

第四五 玻璃製品

一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものである

一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ケ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものである

一、二種以上即ち壺、石笠等を製造するものは製造戸數及職工は其内主なる一方に記入すべきものである若し之を壺、石笠等の各欄に記入せば製造戸數及職工は重複するからである

右の場合に於ても製品の價額は壺、石笠等に區別して各相當欄に記入すべきものである

一、其他の欄には「ランプ油壺」等を記入すべきものである

一、第四八工産物雜類に掲ぐべき玻璃鏡は本表の其他にも計上すべきやと云ふに本表には其原料たるものは勿論計上すべきも玻璃鏡は加算すべきものでない

一、疑義説明に「玻璃鏡は玻璃製品の其他に計上すべし」とあるは改正を要す

第四六 刷子

一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものである

- 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものである
- 一、二種以上即ち齒磨用、理髪用等を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものである若し之を齒磨用、理髪用等の各欄に記入せば製造戸数及職工は重複するからである
- 右の場合に於ても数量及價額は齒磨用、理髪用等に區別して各相當欄に記入すべきものである
- 一、其他の欄には靴磨用、羅紗掃用等を記入すべきものである

第四七 釦

- 一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものである
- 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものである
- 一、二種以上即ち金屬釦、貝殻釦等を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものである若し之を金屬、貝殻等の各欄に記入せば製造戸数及職工数は重複するからである

右の場合に於ても数量及價額は金屬、貝殻等に區別して各相當欄に記入すべきものである

- 一、従来の報告に就て見るに本表各欄に記入せらるる釦は其品質の高下に從ひ價額も亦甚しく相違するから數量と價額との權衡を失するやの疑のあるものか尠くない斯る場合には其品質の概要を備考に附記せられんことを望む

第四八 工産物雜類

- 一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものである
- 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものである
- 一、フェルト帽子 (Felt-hat) とは軟毛を壓迫して製造したるものにて山高及中折帽の如きものである
- 一、綿製手巾には西洋手拭 (Towel) 又は「ドロンウワーク」(Drawn work) を算入してはならぬ
- 一、竹製品とは籠、箆等の如く竹のみを以て製造したものは勿論竹木等を以て製造したものである主として竹を用ゐたる場合には竹製品として調査すべきものである
- 一、絹製品とは「テーブル掛」寢衣、皿敷、寢臺掛「ピアノ掛」等を云ふので刺繡、絹レース等も

亦合併して調査すべきものである

- 一、玩具の調査に陶磁器製のものを除くとしたのは第二四、陶磁器表で玩具も調査するからである

第四九 工場

明治卅七年九月農商務省訓令第十一號に定むる工場統計様式に就て説明すべき順序であるが明治四十二年十一月農商務省令第五十九號工場統計報告規則に依る様式は調査の項目頗る細密で之の説明を爲せば訓令の方は自然了解せらるゝものと信するから是より省令に就て説明することにす

一般の心得

- 一、本票は工場所有主の會社たるを個人たるを問はず直接作業に従事する者平均一日五人以上を使用する總ての工場主より十二月三十一日現在に依り調査報告すべきものである但し本調査は毎五年にして明治四十二年十二月三十一日現在に依り調査報告したものを第一回とするが故に第二回は大正三年十二月卅一日現在に依り調査報告すべきものである
- 一、二個以上の工場を有する者は各工場各別に工場票を差出すべきものである但し分工場より差出すべきものは本工場と區別する爲めに分工場と記するのである

一、同一地域若くは同構内に二三の分工場ある場合に各獨立分工場と認め得べきときは各別に報告すべく之れに反して所在地若くは建物を異にしても附屬と看做すべきものは本工場若くは獨立分工場に合併して報告すべきものである

一、獨立分工場と附屬工場との區別

本間は一概に斷定し難いから場合に依り認定するの外なし去れど工場の直接管理者を異にする場合又は本工場と所在地の遠隔せる場合の如きは獨立分工場と認むることが出来る

一、他府縣人が本縣内に工場若くは分工場を有する場合には其工場若くは分工場は本縣へ報告すべきものである

右の場合に於ては報告者は工場支配人若くは管理者たるべきものである

一、本省令に依り報告すべき工場とは家内工業と否とを問はず製造、變造、修覆、裝飾、精整其他の加工業、包装業、荷造業、電氣又は瓦斯供給業、印刷業、寫真業、製煉業（鑛業附屬のものを除く）其他各種の工業を営むものを云ふのである但し中央官廳直轄工場、中央官廳直轄の學校又は試験場等に附屬する工場、監獄内の工場、探鑛業、鑛業附屬の製煉業に就ては報告を要せないのである此の事は明治四十二年十一月三十日付第二〇六二號を以て農商務次官から府縣知事へ宛通牒があつたのである

一、工場には一定の建物の有無に拘はらず住家の一部に於て作業するもの例へば店頭、座敷土間又は倉庫小屋等にて作業するもの之を包含する但し石切の如き庭先又は路傍等に於て作業するもの其他一時限り若くは轉々して作業に従事するもの例へば大工左官等にして自家に工場を設けず日々他の請負事業を爲し其工事の終了と共に隨時建築工場を移轉し若しくは廢止するもの、如きは工場と認めぬ

一、包装又は荷造工場も調査すべきものであるが運送業の傍ら營む荷造包装の如きは調査するに及ばぬ

一、製茶工場は固より調査すべきものであるが農家の副業として一兩日位自家用製茶を爲すもの、如きは調査に及ばぬ但し副業でも廣く製造に従事し工場と認むべきものは調査すべきものである

一、府縣、郡、市、町、村其他の公共團體に於て直接に經營する工場又は實業學校、試驗場、講習所等に附屬する工場にて教師及生徒に依り實習的に作業せらるゝものは調査に及ばぬ但し是等以外に直接作業に従事する職工徒弟等一日平均五人以上ある場合に在つては其事業の營利的なると否かを否はす工場として調査すべきものである

一、直接作業に従事する者は家族たると職工若くは徒弟たるとを問はず平均一日五人以上を使用

する工場は之を調査すべきものである但し工場主を算入してはならぬ

一、本省令第一條に「直接作業に従事する者平均一日五人以上」とは調査期日即ち十二月三十一日に於て現に五人以上なるを云ふものでなく就業期間の延人員を平均して一日五人以上なるを要するの義である詳しく言へば一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數五人以上なるを云ふのである但し或る種の工業例へば「ラムネ」、茶、氷、酒、醬油等の製造の如き一定の時期にのみ作業するものは其時季間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數五人以上でなくてはならぬ様式注意第四項に「平常使用する一日の平均數」とあるは亦此意である

或る工場にて平常二三人の職工を使用し臨時に多數の職工を使用する場合あり此場合に於ても一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除し平均數五人以上なれば是亦調査すべきものである

各欄記入の心得

一、工場名稱

其名稱あるものは名稱通り記入し家内工業若くは小工業等にして別に名稱なき場合には「」を用ひべきである

分工場ならば何々分工場と記入すべきものである例へば何々分工場又は何會社分工場と記入す

るが如し

茲に注意すべきは前二項は本票裏面の工場名稱記入に就ても同様たるべきことである
織元より原料及器械の供給を受け織工を使用し賃織を爲すもの又は織元より原料のみの供給を
受け自ら器械等を設備し織工を使用し賃織を爲すものは工場名稱の欄に何織元の賃織工場たる
ことを明記すべきやと云ふに此場合には單に其工場名稱を記入すればよいのである

一、工場所在都市町村名

町村に在ては何郡何町村大字何と記入し市に在つては何區何町と記入すべきものである町村に
於ては大字、市に於ては區及町名を記入せば直ちに工場所在地を知るの便利がある

一、工場主名

工場持主が個人なれば其氏名を記入し會社なれば會社名を記入すべきものである但し他人より
工場を借受け工業を営むものに在ては其工業經營者の氏名を記入すべきものである

一、創業年月

工場開始の年月を記入すべきものである例へば會社に在つては工場の設備成り作業を始めた
年月を記入すべく家内工業に在りては實際其業を始めた年月を記入すべきものである
工場主名及工場名稱に變更ありたるも製品を變更せざる場合に在ては其工場の創業年月は従前

の年月を記入すべきものである

家内工業にて祖先傳來のものに係り其他創業の年月詳かならざるものは不詳と記入すべきもの
である

一、主要製品

製品の種類數多なる場合に於ては其内主たるもの一を選び記入する事例へば製糸工場に在りて
は本來生絲を以て主要製品とするから本欄には生糸を記入し裏面製品の種類欄には生糸及之に
伴ひ生じたる鬚斗糸生皮苧又は屑物に區別して記入するが如し其他之に準じ記入すべきもの
ある

主要製品は裏面列記の製品の種類に依り之を識別し得べきにより表面特に主要製品の欄を設け
之を記入せしむるの必要がない様であるが其實裏面の列記を以て何れが主たるやを認むるを得
ざる場合少なくないからである

一、一箇年間就業日數

就業日數は一箇年中に於ける作業日數即ち休業日を除いたる日數を記入すべきものである但し
或る種の工業にて一定の時季に於てのみ作業するものに在ては其時季間の作業日數を記入すべ
きものである

一、平均一箇月間休業日數

一箇年中又は一定時季間に於て作業を休止せし一箇月間平均日數を記入すべきものである。茲に注意すべきは例へば一箇年間不斷作業する工場に在ては平均一箇月間に二日を休業するにせば一箇年間には二十四日なり此場合に於ては一箇年間就業日數は三百四十一日若くは之より少なきが當然である。

一、一日就業時間

一日就業時間は普通の場合徹夜の場合共に各相當欄に何時間（一箇年間又は一定時季間の平均）と記入し其始業時及終業時をも記入すべきものである。若し季節に依り就業時間に著しい長短のあるものは各其季節及其時間を記入すべきものである。例へば夏は何時間冬は何時間と記するが如し。

家族のみにて作業する場合に於て就業時間一定せざるときは他の同業工場に準じて記入すべきものである。

一日就業時間には休憩時間を包含するものである。

一、一日休憩時間

一日休憩時間は普通の場合、徹夜の場合共に各相當欄に何時間（一箇年間又は一定時季間の平

均）と記入すべきものである。

一日休憩時間とは就業時間中の食事又は休息の時間を云ふのである。

一、技師技手其他工場監督者の數

技師技手其他工場監督者あらば名義の何たるを問はず平常使用する一日の平均數を記入すべきものである。但し工場主を合算すべきものではない。

一、直接作業に従事する者の數

職工徒弟は勿論其他直接作業に従事する者の數は平常使用する一日の平均數を男女別に且年齢別に各相當欄に記入すべきものである。或種の工業にして一定の時季にのみ作業するものに在りては其の時季間に於ける一日の平均數を記入すべきものである。但し工場主を合算すべきものではないとは前同様である。

本欄には其工場に於て直接作業に従事する者の數を記入すべきもので他に賃業者あるも之を加算してはならぬ。

直接作業に従事する者と勞働人夫との區別

(イ) 直接作業に従事する者とは職工及徒弟より其意義廣汎である例へば蒸汽機關を運轉する工場に於て汽罐の釜焚に従事する者織物工場に於て織工は勿論糊付、管卷、經子、延工又は

「糸返し」に従事する者の如き總て之に包含せらるゝのである

(ロ) 職工とは製造加工等其作業に就き多少の熟練ある者を云ひ徒弟とは同上作業を修習しつゝある者を云ふのである

(ハ) 酒類、醬油等の醸造場に於ける水汲、米搗の如き澱粉製造場に於ける芋洗又は運搬人等の如き單に労働に従事する者は労働人夫として調査し直接作業者に算入してはならぬ但し水車業又は精米業等に於て同一人にて直接作業と労働とを兼ねたる場合に於ては分量の多少に依り其主たる一方に算入すべきものである

(ニ) 鹽製造場に於て鹽田に鹽水を撒布し又は運搬等の作業に従事する「ハマ子」又は砂を掻き寄せ掻きならす等の作業に従事する「ヨセ子」の如きは醸造場に於ける水汲澱粉製造場に於ける芋洗と同じく労働人夫と看做すべきものである

直接作業に従事する者の年齢別の調査は一定時期の現在數に依り直に記入すべきものではない例へば茶製造の如き一定の季節を限り作業する工場に在ては其期間に於て又一箇年間通じて作業する工場に在ては其一箇年内に於て十二歳以上の者何人十二歳未満の者何人と年齢別に延人員を計算し之を就業日數にて除したるものである但し作業者の出入頻繁にして工場主に於て年齢の算定を爲し難い場合に於ては推定に依り記入するも妨げないのである

一、職工一人一日の賃錢

職工一人一日の賃錢とせしは直接作業に従事する者の中職工と稱すべき者（其説明は前項にあり）が受くる一人一日の平均額を記入すべき事を指示したのである若し賄、被服等を給與し又は其代價を給與するものに在りては之を賃錢に合算すべきものである但し工場主の家族年期雇人又は職業弟子等の作業に従事する場合に於て工場主が賃錢を支給し居らざるときは其の作業の種類就業時間及他の職工の賃錢等を參酌し見積を以て一日の賃錢を定むべきものである

一、労働人夫の數

労働人夫とは直接作業に従事する者以外の労働者例へば醸造場に於ける水汲人夫澱粉製造所に於ける芋洗人夫の如き單に労働に従事する者を云ふので本欄には平常使用する一日の平均數を男女別に記入すべきものである但し或る種の工業にして一定の時季にのみ作業するものに在りては其の時季間に於ける一日の平均數を記入すべきは勿論である

一、汽 機

(イ) 汽機 (Steam engine)

蒸汽の壓力を利用し先づ往復運動を起し之を回轉運動に（往復運動のみに止まるものあり）變する裝置を云ふのである

(ロ) 蒸気タービン (Steam turbine)

蒸気勢力及壓力を利用して直ちに回轉運動を起す装置を云ふのである

一、瓦斯發動機 (Gas engine)

瓦斯の爆發に依り生ずる高壓力を利用するものにて運動は汽機に同じである

一、石油發動機 (Oil engine)

石油を瓦斯体に變ずる装置を有する点異なるのみにて他の原理及運動は瓦斯發動機に同じ

一、西洋形水車

(イ) タービン式水車 (Water turbine)

水の重量及落下する力を水車の周邊にある羽根に働かしめ車に回轉運動を起す装置を云ふのである

(ロ) ペルトン式水車 (Pelton wheel)

タービン式水車の一種に外ならざとも嘴管より噴出する水を車の周邊にある多數の「バケツト」中の二三に吹付け回轉運動を起すものを云ふのである

一、日本形水車

日本形水車は機關數の欄に幾箇と記し實馬力を計算し得るものは之を記し計算し得るものは

不明と記すべきものである

水車の馬力計算方法

一秒時の流水の速力(呎)に水の幅と深とを乗し(圓管の場合には出口ノ径ノ四乗 $\times \frac{1}{4}$)之に一立方呎の水の重量即六十二封度五(海水は六十四封度)と高(水車の下端より樋口の水面迄)を乗し之を一秒時の馬力五百五十呎封度を以て除し更に能率を乗するのである
能率左の如し

下射水車 (下ヲ受ケモノ)	能率	〇・三五—〇・五〇
胸射水車 (中受ケモノ)	"	〇・五五—〇・六〇
上射水車 (上ハ受ケモノ)	"	〇・六五—〇・七〇
渦流水車 (西洋形タービン式ノモノ)	"	〇・七五—〇・八〇

今水の速力、幅、深、高等を假に定めて此計算法に依り計算するときは左の如くである

流水の速力を一秒時三呎とし水の幅を二呎とし深を一呎として相乗するとき六立方呎となる之に一立方呎の重量六十二封度五を乗るときは三百七十五封度となる之に高さを十呎として乗るときは三千七百五十呎封度となる之を一秒時に對する馬力五百五十呎封度にて除するとき六馬力八となる之に能率〇・七〇を乗るときは四馬力七七となる(一

呎は我邦の一尺五厘七毛なり)

一、發電機 (Dynamo)

機械力を用ゐて電氣を發生する装置を云ふのである

一、電動機 (Electric motor)

電氣を回轉運動の機械力に變する装置を云ふのである

(イ) 自家發電

自家専用の發電機に依りて發生する電氣を用ゐるものを云ふ

(ロ) 他より電力の供給を受くるもの

電燈會社其他の發電所より送電を仰ぐものを云ふ

自家に發電機と電動機とを備ふるものは其の發電機及び電動機の臺數キロワット又は馬力數を記入し且發電機の原動力機たる汽機又は水力機等の臺數並に馬力數を相當欄に記入すべきものである他より電力の供給を受くるものは電動機の臺數及び馬力數を相當欄に記入すべきものである

一、其の他 (原動機)

本欄には以上列記以外の原動機例へは空氣發動機、ウインドミル風車又は水壓機關の如きものを記入すべ

きものである

以上列記の各原動機は其機關數欄には原動機の臺數を記入すべきものである從來往々汽機の機關數欄に汽罐數を記入したものがあはれば誤謬と云はねはならぬ

既に説明した通り同一地域若くは同一構内に於ける工場でも、各獨立分工場と認むべきものは各別に調査すべきものであるから此場合に於ても其使用する電動力機は自家發電なりや他より供給を受くるものなりやを明にすべきものである

汽機若くは其他の原動機と發電機と直結のものは從來往々發電機のみを調査記入せられた實例があつたか此は各別に調査すべきものである發電機の設備あり之を汽機、瓦斯發動機又は石油發動機若くは水車等の原動機に依り動かす場合には其臺數及實馬力を調査すべきは勿論電動機により動かすものをも調査すべきものである

原動機記入に付注意事項

一、發電機の記入ありて之か原動力機の記入なきは記入洩れと認めらる

一、發電機 (何基) に對し原動力機 (何馬力) の小なるは何れか誤記と認めらる

一、電動機 (自家發電) の記入あるも發電機なきは發電機の記入洩なるか又は他より受電するものかと認めらる

一、電動機何馬力(自家發電)に對し發電機(何基)の小なるは何れか誤記と認めらる

一、電動機(自家發電)及發電機に對し之か原動力機の小なるは何れか誤記と認めらる

一、實馬力とは機械軸に於て實際發生せる馬力を云ふ其計算方法は左の如くである

2×汽筒の横斷面積(平方吋)×汽筒内ノ平均汽壓(毎平方吋封度)×衝程吋チ「ピストン」ノ往又
ハ復距離(呎)×汽機ノ一分時間ノ回轉數÷33,000呎封度=實馬力ナリ

一、一馬力とは三萬三千封度の重量を一分時間に一呎の高さに上ぐる力を云ふのである

キロワット(Kilo-watt)は電力計算の單位にして一千「ワット」を云ふ

七四六「ワット」は一馬力に當り「キロワット」は一馬力三分四厘に當る

「ボルト」(Volt)「アンペア」(Ampere)を「キロワット」に換算の方法左はの如くである

$$\frac{\text{ボルト} \times \text{アンペア}}{1000 \text{ワット}} = \text{キロワット}$$

一、石炭消費高

「動力用」には機械の運動を起さしむる爲めに消費せしものを記入すべきものである故に之か記入に就ては原動機に對し相當の消費なりや否やを考量せねばならぬ「其他」には右以外に費消せし總てを記入すべきものである

注意すべきことは石炭消費高は年中作業する工場に在つては一箇年間又は一定の時季にのみ作

業する工場に在つては其時季間に消費せし總量を調査すべきことである

一、製品の種類

製品の種類は成るべく細別して記入すべきものである例へは時計工場に於ては單に時計と記入せずには時計、掛時計、懐中時計と區別して列記し又織物工場に在りては織物を總括して絹織物とか内地向絹織物とかの記載に止めず羽二重、薄絹、奉書紬、紋織類、綸子、縹子、壁織、帯地、手巾地等明細に區別して之を列記するか如くである此の事に就ては前に説明したる主要製品の項参照あれ

一、製品の數量及價額

數量の欄には貫、斤、箇、反等の單位を記入すべきものである從來の報告に徴するに往々單位を脱したるものがある注意を要す

製品の價額は其年内に製造したるもの、内賣却したるものは其價額を調査し賣却せざるものは一般卸賣相場を以て之を計算し合算したるものを記入すべきものである

中央官廳の依託を受け煙草等を製造する工場に於ては其數量を記入すべきものである但し價額は不明なるべきを以て不詳と記入しおくべし
米麥等の賃揚を爲せるものは其數量を記入し價額の欄には揚賃と明記し其賃料を掲ぐべきもの

である其他賃工業に屬するものは亦之に準すべきものである
賃工業の傍ら自己の原料を以て製作したるものあるときは例へば賃織の傍ら自己の原料を以て織物を爲したるときは賃織ではないのであるから此場合には其數量及價額を別記し賃工業と混同せざる様注意を要するのである

省令と訓令との工場票記入項目の差異

省 令

- (一) 五年毎ニ調査ス
- (二) 直接作業ニ従事スル者五人以上タル事
- (三) 鑛業ヲ除ク
- (四) 平均一箇月間休業日數ヲ調査ス
- (五) 一日就業時間ヲ普通ノ場合ト徹夜ノ場合トニ區別ス
- (六) 一日休憩時間ヲ普通ノ場合ト徹夜ノ場合トニ區別ス
- (七) 技師技手其他工場監督者ノ數ヲ調査ス
- (八) 直接作業ニ従事スル者ノ數ハ年齢ヲ十二歳未

訓 令

- (一) 毎年調査ス 但シ省令ニ依ル調査ノ年ヲ除ク
- (二) 職工及徒弟ヲ通算シ十人以上タルコト
- (三) 鑛業ヲ包含ス
- (四) 調査ナシ
- (五) 單ニ一日就業時間ヲ調査ス
- (六) 調査ナシ
- (七) 調査ナシ
- (八) 職工及徒弟ノ數ハ年齢ヲ十四歳未満、十四歳以上ノ

右の外諸項目は省令訓令全く同一である

農商務省令第五十九號

工場統計報告規則左の通定む

明治四十二年十一月二十五日

大 臣 名

第一條 工場に於て直接作業に従事する者平均一日五人以上を使用する工場主は地方長官の配付する別記様式の工場票の相當欄に毎五年十二月三十一日現在に依り調査記入し翌年二月末日迄に所轄地方長官に報告すべし但し鑛業に付ては此の限に在らず

二個以上の工場を有する者は各工場各別に前項の工場票に調査記入すべし

第二條 地方長官は前條の報告書を取纏め三月三十一日限り之を農商務大臣に差出すべし

第三條 第一條の報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者は二十五圓以下の罰金に處す

滿、十二歳以上、十四歳以上、十六歳以上、二十歳以上ノ五段ニ分ツ

- (九) 汽機ト「蒸汽タービン」ヲ區別シテ記入ス
- (一〇) 石炭消費高ヲ動力用ト其他ニ區別シテ記入ス

二段ニ分ツ

- (九) 汽機ノ中ニ「蒸汽タービン」ヲ合算シテ記入ス
- (一〇) 石炭消費高ノ中ニハ動力用ト其他ヲ合算シテ記入ス

第四條 工場主が法人、未成年者又は禁治産者なるときは前條の罰則は法人の代表者又は法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

附則

第一條の報告は明治四十二年十二月三十一日現在に依り調査記入するものを以て第一回とす

明治四十二年十二月三十一日現在

一日休憩時間		一日就業時間		平均一箇月就業日數	一箇年就業日數	主要製品	創業年月	工場主名	工場所在 市町村名	工場名稱	道廳府縣名	原動機 機關數 實馬力
徹夜ノ場合	普通ノ場合 徹夜ノ場合 至午前 至午後	普通ノ場合 至午前 至午後	普通ノ場合 至午前 至午後									
日本形水車	西洋形水車 ペルトン式水車 (Pelton wheel.)	西洋形水車 タービン式水車 (Water turbine)	石油發動機 (Oil engine.)	瓦斯發動機 (Gas engine.)	汽機 (Steam engine.)	蒸氣タービン (Steam turbine)						

工場名稱	製造高	製品ノ種類	數量	價額	道廳府縣名		明治四十二年	
					其ノ他	動力用	石炭消費高	其ノ他

夫ノ數	勞働人	一日ノ賃錢	職工一人	ニ從事スル者ノ數		直接作業	工場監督者ノ數	枝師技手其ノ他
				計	計			
女	男	女	男	計	計			

發電機 (Dynamic)	電動機 (Motor.)		自家發電	其他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノ
	其ノ他	動力用		

- 一、新造の欄には其年内に竣工したる船数を記入すべきものである
- 一、本表には船体の構造漁業用のものなるときは勿論然らざるも主として漁業に使用するものなるときは之を調査すべきものである單に海苔、海藻等の採集用に供する小舟は之を除くべきものである
- 一、甲府縣に於て新造し之を其府縣の船籍に登録し後之を乙の府縣に賣却したるときは甲府縣に於ては新造の欄に加へ乙府縣に於ては現在船數の欄に加ふべきものである若し甲府縣に於て新造し未だ登録せざるに乙府縣に賣却したるときは乙府縣に於ては新造の欄及現在船數の欄に加ふべきものである
- 一、廢用漁船とは漁用に堪へずして使用を廢したるものを云ふのであるか難破船は加へないのである此は別に難破漁船の部に於て調査するのである
- 一、一度廢用と爲つた漁船でも之に修繕を加へ再び使用する場合に在ては現在船數の欄に計上すべきものである
- 一、西洋形帆船の補助機關とは運轉の補助として汽機、石油發動機、瓦斯發動機等を具備するものを云ふのである

第五二 難破漁船

- 一、漁船は何れの海上にて難破したるを問はず船籍所在の府縣より報告すべきものである
- 一、本表は漁業中に難破したる漁船を調査すべきものにて海岸に繫留しあるもの、流失破壊等は含まないものである
- 一、遭難の種類を欄に掲げたる破壊、漂流、行先不明、顛覆其他の區別は「注意」第四項に掲記するものと看做されん事を望む
- 一、遭難漁船は左の場合に於ては區別して記入すべきものである此は遭難漁船の月別及場所別表を作成するに必要であるからである
 - (イ) 遭難の月及種類は同一なるも場所の異なる場合
 - (ロ) 遭難の月及場所は同一なるも種類の異なる場合
 - (ハ) 遭難の場所及種類は同一なるも月の異なる場合
- 一、暴風雨若くは海嘯等ありて遭難船多數なりし場合には備考として其旨を附記すべきものである
- 一、西洋形漁船即ち汽船又は帆船の遭難の場合には本表に準し別表として報告すべきものである

第五三 漁獲物

一、本表は遠洋漁業を除き漁獲の總額を調査すべきものである故に水産製造物の原料たるものは勿論水産養殖の收穫高も本表計數中に合算すべきものである然るに従來の報告に徴するに往々製造物の原料たるもの又は養殖に屬する分を本表に加算せられざる地方があるが之は注意すべきことである

一、漁獲物とは水揚したる生鮮の儘若くは僅に素乾等の加工を爲したる儘消費するもの及製造原料に供するものを云ふのである

一、何れの海上にて漁獲せしを問はず其府縣所屬漁民の捕獲したるもの詳しく言へば所屬府縣民の漁獲したるものは他府縣に一定の漁場を有するを問はず又滯留期間の長短若くは該地に於て販賣せしと製造せしとに拘はらず總て漁民所屬の府縣に於て調査すべきものである
叙上の如く漁獲物の調査は屬人主義を取つたのであるから他府縣民が我府縣の近海に來て漁し其漁獲物を我府縣の某地にて販賣し若くは自己所屬の府縣に持ち歸るが如き又他府縣民にして我府縣内に一定の漁場を有し數ヶ月間漁業に従事するが如き場合に在ても我府縣に於ては之を調査するに及はないのである

一、漁業免許を得たる者の捕獲したると其他の者の捕獲したるを問はず總て之を調査すべきものである但し慰みの漁獵に係るものは調査に及ばぬ

一、同一種類の魚類にして幼年期と壯年期とに於て其名稱を異にするものは合併して調査すべきものである例へば鰯の欄には「イナ」を鰯の欄には「メジ」を合算して記入するが如し

右に就き明治四十二年十月刊行農商務統計様式疑義説明には「同一種類の魚類にても稚壯老により其名稱を異にするものは合併調査すべからず様式に明記せる名稱に恰當するもののみを記入し餘は其他の部に記入すべし例へば鰯の欄には鰯のみを記入し「イナ」は其他の欄に計上するが如し」とあれども斯る區別は調査上甚だしき困難あるのみならず其他の欄に計上せらるゝもの益々多數となる弊害があるから前に述べた如く合併して調査することに修正せらるゝことと思ふ

一、或る魚類にして其種類數多ある場合に於て様式に特に區別して掲ぐべきことを命せないのは之を合算して記入するのである例へば鰯の欄には「ワラサ」「ハマチ」「ヤヅ」「イナダ」を鰯の欄には「レンコ鯛」(鼻折レ鯛とも云ふ)「チダイ」を鰯の欄には「メジ」「カジキ」「キワダ」「ビンナガ」「メバチ」を合算して記入するが如し

一、介類は殼附の儘計算すべきものである

一、珊瑚の中に「ウミヤナギ」を混交して報告せらるゝ地方あれども兩者は價格著しく相違するから珊瑚と合併して記入してはならぬ

一、昆布及石花菜は採取の儘のもの又は其水分を除去する爲に乾燥したるものを調査すべきものである

一、海羅は漉海羅の原料たるものを調査すべきものである

一、調査方法

漁獲物の調査は漁業者、仲買人、小買人若くは漁業組合等に就き調査すべきものである但し漁業者に就き調査する場合に在ては水揚帳に記載したるものゝ外自家用のものでも總て調査すべきものである

右の調査に就ては場合に依り漁獲物の種類を列記した報告用紙を製し之を漁業者又は仲買人等に配付し毎月若くは各漁獲の季節別に調査記入せしめ之を四期別に取纏むるも一の方法である

一、漁獲物の調査は最も困難である何せなれば本調査は漁業組合又は仲買人等に就き調査すべきものであるから此等の者か隠秘せば如何ともすることか出来んからである然るに茨城縣の如きは多量の漁獲ありし漁業組合に優勝旗を授與するの規定があるので漁業者か競いて其漁獲高を届出づるの實況なるに依り隠秘の弊を除去するを得ると云ふことである

第五四 水産製造物

一、水産製造物とは漁獲物に就き素乾煮乾鹽藏等の加工を爲したるものを云ひ他より原料を仕入れて製造するもの及漁夫自ら製造するものをも包含するのである

一、ブドウ鯛ゴトウ鯛及笹鯛は一番鯛に加算すべきものである

一、袋鯛は甲付鯛一番鯛及二番鯛と其種類を異にするを以て素乾の其他の欄に記入すべきものである（價格は一貫八、九圓なり）「アオリ烏賊」の鯛も亦右三種の何れにも屬せざるものであるから素乾の其他の欄に記入すべきものである

一、身缺鯨は鯨の脊部を切離して乾燥したる肉である

一、海參とは海鼠を煮て乾燥したるものにて清國貿易名である

一、貝柱は帆立貝（海扇とも云ふ）板屋貝伊多良貝等の貝の柱を取り之を煮て乾燥したるものである（王球貝又は蛤の貝柱は直ちに食用に供するものにして製造物と爲すこと殆んど皆無なり）

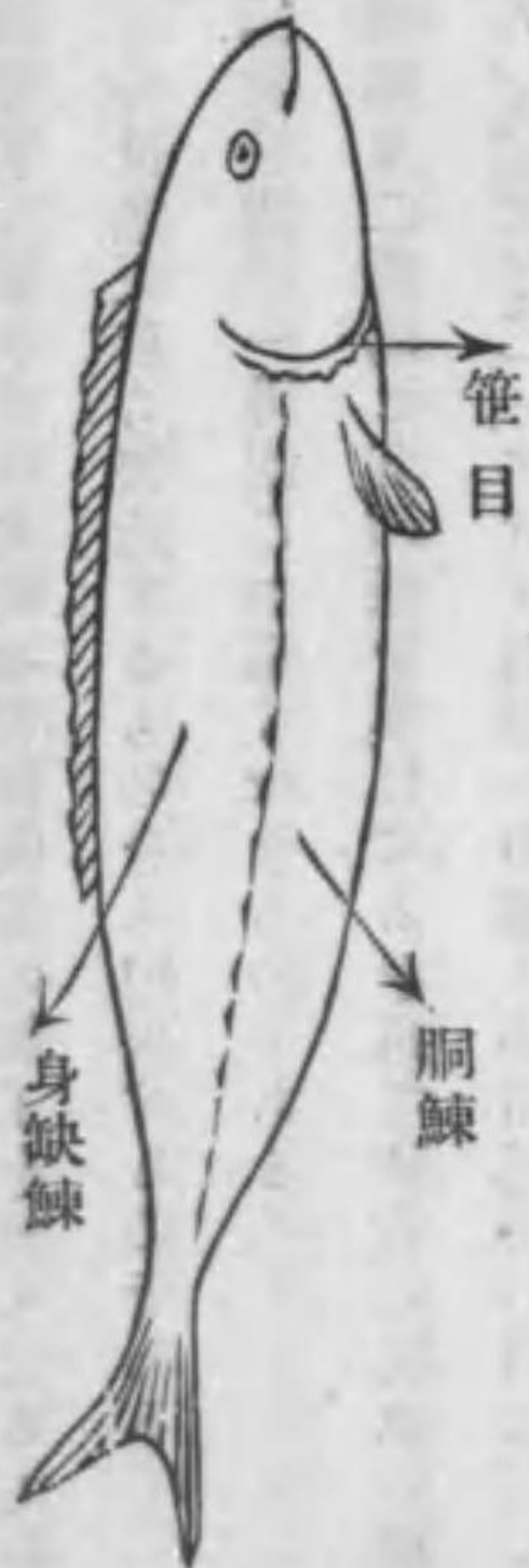
一、淡菜は貽の貝（周利貝、姫貝又は東海婦人の別名あり）を煮て殻を去り之を乾燥したるもので清國貿易名である

一、焼魚は食料の部雜類の其他の欄に記入すべきものである

一、左記のものは往々水産製造物として食料の雑類中其他の欄に加算せらるゝことがあるか此は茲に所謂製造物より一步進みたるもの即ち複製若しくは複製に屬するものであるから本表に計上すべきものではない

佃煮、甘露煮、紅梅煮、餛煮、時雨煮、儀助煮、大和煮、ポイロ煮、力煮、田麩、粕漬、甘露漬、麴漬、小判漬、酢漬、錦漬、竹輪、半平、魚醬、魚味噌、魚罐詰、クツシ、蒲鉾、鮮類、菓子類（魚煎餅、落雁等）薬品（塩化加里、硫酸加里、沃度、沃度母液等）

一、胴鯿は身缺鯿を切り去りたる腹部を乾燥したるものである
一、笹目は鯿の鰓にして身缺鯿を製したるとききの副産物である



一、調査方法

本調査は製造人、仲買人、問屋又は小賣商人等に就き調査すべきものである
右の調査に就ては場合に依り製造物の種類を列記したる報告用紙を製し之を製造人等に配付し

毎月若くは各種漁獲物製造の季節毎に調査記入せしめ之を四期別に取り纏むるのも一の方法であらう

第五五 水産養殖

一 養殖場数及養殖場面積は其年十二月末日に於ける現在を調査すべきものである但し鯿を養殖する稻田の場数及面積の如きは十二月末日に調査するは困難であるから稻收穫迄の時期に於て調査するのがよい

一、公有水面とは國有水面は勿論私有に非ざる凡ての水面を云ふのである

一、公有水面の養殖場は漁業法に依り免許を受けたるものを調査すべきものである但し免許出願手續中に屬するものは調査に及ばぬ

一、公有水面に就き免許を受けざる養殖場あらは免許を受けたる養殖場と區別し之を備考に記入すべきものである

(参照) 漁業法 明治三十四年四月十三日 法律第三十四號

第二條 私有水面には別段の規定ある場合を除く外本法の規定を適用せず

第三條 漁具を定置し又は水面を區畫して漁業を爲すの権利を得んとする者は行政官廳の免許

を受くへし其免許を受くへき漁業の種類は主務大臣之を指定す

前項の外主務大臣に於て免許を必要と認むる漁業の種類は命令を以て之を定む

漁業法施行細則 明治三十五年五月十七日
省令第七號

第三條 區劃漁業の種類左の如し

- 一、一定の區域内に於て瓦、石、竹、木等を沈設し又は筏を建設して爲す養殖業（第一種）
- 二、土、石、竹、木等の圍障に依り限界せられたる一定の區域内に於て爲す養殖業（第二種）
- 三、前二號の外一定の區域内に於て爲す養殖業（第三種）

一、養殖の年月淺く未だ收穫のないものも其場數及面積は之を調査すへきものである

一、放流の目的又は試殖の目的に依るものは調査するに及ばぬ

一、一の養殖場に於て二種以上即ち鯉、鱒、鰻等を混養する場合には養殖場數及面積は其内主なる一方に記入すへきものである若し之を鯉鰻鰻等の各欄に記入せは養殖場數及面積の重複を生ずるからである

右の場合に於ても收穫物の數量及價額は鯉、鱒、鰻等に區別して各相當欄に記入すへきものである但し養殖種類以外の收穫物あるも調査しないのである蓋し本表は養殖物に限り調査すへきものであるからである

- 一、養殖場に於ける各種の收穫物は第五三漁獲物表中各相當欄に合算すへきものである茲に一の疑あるは本表には海苔の目あつて漁獲物表には此目がないされば海苔は漁獲物表の何れに記入すへきやと云ふに此は該表藻類の「其他」の欄に合算すへきものである
- 一、介類は殻附の儘計算すへきものである

第五六 遠洋漁業の一

一、本表には次表（遠洋漁業の二）に於て調査すへき朝鮮沿海、關東州沿海、露領沿海州及露領薩哈唎に於ける漁業を除き其他の海面に於て遠洋漁業奨励法（明治三十年三月三十一日法律第四十五號）の規定に準據したる設備で漁獵するものを調査すへきものである

一、漁船數は各漁獵に就き其最盛期の現在數を調査すへきものである
各漁獵に就き何れの時季を以て最盛期と爲すへきやは頗る困難の問題ではあるか普通左の期間に於て最も盛に行はるゝものである

臘虎、臘納獸獵 自三月至十月

本漁獵に就ては明治四十四年十二月十五日官報を以て華盛頓に於て日英米露四ヶ國代表委員間に調印を了した臘納獸保護條約の公布あり同日勅令第二百八十七號にて自令海、勘察加海、オ

コック海、及日本海を包含する北緯三十度以北の北大平洋に於ては臘虎及臘豚獸の獵獲を禁止す(勅令第一條)る旨を定め同日より施行すべき規定であるから同日以後本項の漁獲は之を爲すことを得ないのである

汽船捕鯨(自六月至九月(日本海、金華山方面より銑子に至る)
自十月至五月(朝鮮海、土佐、紀州方面))

帆船捕鯨 自四月至十月

鯨 釣 周年但し盛期ハ自十二月至三、四月頃

鮪 釣 自十一月至二月

鮪流網 自一月至四月

鰹 釣 自十二月至三月(北海道沿岸)
自六月至十月(オコック海方面)

鯖 釣 四、五、六月(夏鯖)
十、十一月(秋鯖)

鯉 釣 自四月至十月

鱒 釣 九、十月

巾着網 鯖漁なれば 四、五、六月(夏鯖)
十、十一月(秋鯖)
鱒漁なれば 九、十、十一月頃

トロール 周年但し漁獲高多きは冬季

- 一、乗組員数は直接漁撈に従事する者は勿論漁撈の補助者をも合併して調査すべきものである
- 一、本表漁獲物の價額は其年内に歸着したる漁船に就き調査すべきものにて所屬府縣民の漁獲したるものは其府縣に持ち歸つたるものは勿論他所にて販賣したるものでも總て之を調査すべきものである

遠洋漁業の二

- 一、本表には漁船漁具の設備如何を問はず朝鮮沿海、關東州沿海、露領沿海州及露領薩哈唎に於て漁獲するものを調査すべきものである
- 一、漁船數乗組員數、漁獲物の價額の調査に就ては遠洋漁業の一に於て説明したると同一であるから茲には略する

第五七 公有社寺有私有林所有別

- 一、公有の末欄「其他の団体有」には町村に於ける水利組合、土工組合、學校組合、大字、舊村區、部落等公有団体の所有に屬する森林を記入すべきものである

一、所有者の區分

第五七 公有社寺有私有林所有別

森林は其所有者に依り之を分ち皇室の所有に屬するものは御料林とし道廳府縣、郡、市町村、其他公共團體の所有に屬するものは公有林とし社寺の所有に屬するものは社寺有林とし個人若くは私の團體の所有に屬するものは私有林とするのである（明治四十年四月法律第四十三號森林法第一條參照）

但し右の例外として森林法第二條第一項には「森林の立木竹を所有する爲地上權、賃借權、其他土地に關し使用又は收益を爲す權利を有する者あるときは其權利者を以て本法に依る森林所有者と看做す」と定め其第二項には「前項の權利二箇以上同一の土地の上に存在する場合に於ては最後に設定せられたる權利を有する者を以て前項の森林所有者とす」と定めてある

一、箇所面積の調査は地目の如何に拘はらず現狀森林たるもの若くは森林と爲すの見込あるものに就き調査すべきものである

一、箇所は土地臺帳に於ける一筆を以て一個所とし計上するのである但し土地臺帳に一團地を以て一個所と爲しある場合には一團地を以て一個所とし計上すべきものである

一、營林方法既定とは現に林相を爲すもの及無立木地でも植伐計畫を定めたるもの又は伐木後萌芽を撫育し立木せしむるものを云ふ

一、營林方法未定とは現在無立木地にして植伐の計畫等を爲さざるも森林と爲すの見込あるものを云ふのである

を云ふのである

一、一筆の箇所にして一部分は營林方法の既定に屬し一部分は未定に屬する場合に於ては個所は前に説明した如く一筆又は一團地を一箇所として計上すべきものなれば既定未定の部分の大小を比較し既定の部分未定の部分に比し大なれば之を既定に未定の部分既定に比し大なれば之を未定に計上すべきものである但し面積は之を區別して既定及未定の各相當欄に記入すべきものである

一、本表には保安林も當然包括せらるゝものである

第五八 保安林箇所面積種類別

一、保安林とは森林法第十四條に該當する場合に於て同法第二十三條の處分の結果森林法第三章の規定及之に伴ふ施行に關する命令に依り其使用收益を制限せられたる森林である但同法第三十六條に依り森林以外の土地でも森林に準し同様の制限の下に置き便宜上之を保安林と爲すものがある

（參照） 森林法

第十四條 主務大臣は左に掲ぐる場合に於て森林を保安林に編入することを得

第五八 保安林箇所面積種類別

- 一、土砂の壊崩、流出の防備の爲必要なとき
 - 二、飛砂の防備の爲必要なとき
 - 三、水害、風害、潮害の防備の爲必要なとき
 - 四、頽雪又は墜石に因る危険の防止の爲必要なとき
 - 五、水源涵養の爲必要なとき
 - 六、魚附の爲必要なとき
 - 七、航行の目標の爲必要なとき
 - 八、公衆の衛生の爲必要なとき
 - 九、社寺、名所又は舊跡の風致の爲必要なとき
- 第二十三條 主務大臣に於て保安林の編入解除に關する處分をなしたるときは官報を以て之を告示し地方長官をして其の森林所有者に其の旨を通知し且所在の市町村役場に掲せしむべし

第三十六條 主務大臣に於て必要ありと認むるときは原野、山岳其他の土地にして第十四條第一號乃至第五號の場合に該當するものに付本章の規定を準用することを得

- 一、準森林とは如何なるものなりやは右に掲けたる保安林説明の但書に於て明かなれども更に之を詳説すれば左の如くてある
- 準森林とは農商務大臣に於て必要ありと認めたる場合に於て原野、山岳其他森林に非ざる土地に就き(一)土砂の壊崩、流出の防備の爲め必要なとき(二)飛砂の防備の爲め必要なとき(三)水害、風害、潮害の防備の爲め必要なとき(四)頽雪又は墜石に因る危険の防止の爲め必要なとき(五)水源涵養の爲め必要なときに於て保安林の取扱を爲すものを云ふ(森林法第十四條、第三十六條)

一、制限林及禁伐林

制限林とは伐採を禁止しあるも或場合には幾分伐採を許すものを云ひ禁伐林とは絶対に伐採を禁止したるものを云ふのである

一、所有者の區分

森林は其の所有者に依り之を分ちて御料林、國有林、公有林、社寺有林及私有林と爲す(森林法第一條)事並に森林法第二條に依れば地籍の所屬如何に拘らず其土地に關し地上權、賃借權使用權又は收益權を有する者を以て其所有者と看做すべきものであるから例へば國有林の上に公共團體が施設計畫を爲したる場合があつたときは之を公有として調査すべきものなる事、公有とは道廳府縣、郡、市町村、其他の公共團體の所有を稱するものなる事は第五七公有社寺

有私所有林所有別表に於て詳説したから茲には省略する

一、部分林とは國有林に就き個人若は公共團體等に造林を許可し其立木を共有とするものて之が歩合は土地の性質並に交通の便否等に依り差違あるか造林者の收益分收歩合は十分の八を越ゆることを得ないものである

一、箇所は土地臺帳に於ける一筆を以て一個所とし計上すべきものである但し土地臺帳に一團地を以て一個所と爲しある場合には其一團地を以て一個所として計上すべきものである

第五九 保安林編入解除箇所面積

一、編入解除の欄には當該年度中に於て決定のあつたものを記入すべきものである

一、從來保安林調査済の欄には森林法施行手續第二十八條（森林法第八條に該當する保安林は明治四十三年度末迄に之を調査すへし）に依り調査を了し森林法第二十七條の處分事項通達（俗に施業法指定）濟にして當初より當該年度末日に至る迄の總數を記入すべきものである而して調査未済の箇所面積は傍に朱書すべきものである

（參照） 森林法 明治四十四年四月法律第四十三號

第二十七條 主務大臣は保安林の所有者に對し前條の外其の使用収益を制限若しくは禁止し又は

施業若は保護の方法を指定することを得

第八八條 舊法第三十條に依り保安林と爲したるものにして本法施行の際現に保安林たるものは之を保安林とす（舊法とは明治三十年四月法律第四十六號森林法を云ふのである）

一、箇所の計算方法又は公有に就ての説明は第五七公有社寺有私所有林所有別表に詳てあるから茲に略します以下森林に關する諸表に就ては同様略することに致します

第六〇 公有社寺有私所有林開墾

一、本表に於て調査すべき開墾とは森林を耕地宅地若しくは燒畑、切替畑と爲し其他土地の形質を變更する行爲を云ふのである

（參照） 森林法

第三條 本法に於て開墾と稱するは地租條例に規定するもの、外燒畑、切替畑其他土地の形質を變更する行爲を謂ふ

地租條例 明治十七年三月十五日
太政官布告第七號

第三條 有租地を區別して二類と爲す

第一類 田畑、郡村宅地、市街宅地、鹽田、鑛泉地

第六〇 公有社寺有私所有林開墾

第二類 池沼、山林、牧場、原野、雜種地

第一類中又は第二類中の各地目變換するものを地目變換と謂ふ

第二類地に勞費を加へ第一類地と爲すものを開墾と謂ふ

第一類地又は第二類地の山崩、川欠、押掘、石砂入、川成、海成、湖水成等の如き天災に罹り地形を變したるものを荒地と謂ふ

一、開墾の箇所面積は現實開墾したるものを調査すべきものである

一、耕地とは田及畑を云ふ

一、宅地とは郡村宅地及市街宅地を云ふ

一、焼畑とは森林を伐採し其跡地を焼き一時畑地と爲し地力衰へ農作物の收穫なきに至らば之を放棄するものを云ふのである

一、切替畑とは森林を伐採して其跡地を一時畑地と爲し其肥料分消失したときは其地に造林し或る年間に再び之を伐採して畑地と爲し交互此方法を取るものを云ふのである

一、其他形質變更とは例へば鑛業用の坑口の掘鑿、土石の採掘木炭窯の築造其他山林たるの状態を失ひたる場合を云ふのである

一、鹽田若くは鑛泉地と爲したる場合の如きも「其他形質變更」の欄に記入すべきものである

第六一 公有社寺有私林被害

一、用材とは建築土工其他に使用する木材を云ふのである

一、被害の面積は盜伐に在ては被害木の占領面積即ち被害木の被覆せる地積を計算し風害、火災其他に在ては被害區域の面積即ち段別若くは坪數を計算すべきものである

一、被害の材積及價額に就ては從來往々被害前の見積材積及價額より其殘存の材積及價額を控除したる差額のみを報告せらるゝ向あるも本表は被害前の材積及價額を調査すべきものなることに注意あらんことを望む

一、價額は凡て山元相場を以て計算すべきものである山元相場（山の居拂價額とも云ふ）とは立木の儘の賣買價格を云ふのである

一、用材の材積計算法（尺³計算法）

用材は尺³を以て單位とす即ち長さ二間の尺角にして容積十二立方尺を有するものを一個とす（イ）伐採したる幹材積計算法

左の如き幹材の材積を知らんと欲せば

長さ二十尺



(算法)

中央直径の三尺を自乗し之に圓積率〇・七八五四を乗して中央斷面積を出し之に長二十尺を乗し十二立方尺にて除して得たる數は其材積である

$$\begin{array}{r}
 \text{中央直径} \quad \text{圓積率} \\
 3 \times 0.7854 \times 20 \text{尺} \\
 \hline
 = 11.781 \\
 \text{12立方尺} \\
 \hline
 3 \quad 9 \quad 7.0686 \quad 12141.3720 \quad 11.7810 \\
 \times 3 \quad \times 0.7854 \quad \times 20 \\
 \hline
 9 \quad 7.0686 \quad 141.3720 \\
 \hline
 21 \quad 93 \quad 84 \quad 97 \quad 96 \\
 \hline
 12 \quad 12 \quad 12 \\
 \hline
 0
 \end{array}$$

答 十一尺又七分八厘一毛

(ロ) 立木材積計算法

立木材積の計算法は左の表に示す所の形数を用ゆれば實用上便利にて容易に算出することが出来る(形数とは想像圓柱體に比較したる樹木體積の割合にして樹齡、樹種、地位等の異なるに従ひ一定せざるものである此算法にも種々の方法があるか左の形数表は實用上便利なるものである)

左の如き立木の材積を知るには



(算法)

目通直径の二尺を自乗し之に圓積率〇・七八五四を乗し又之に高さ三十尺を乗し更に形数〇・五五を乗し之を十二立方尺にて除し其得たる數は其材積である